

平成26年第382回定例会

# 矢吹町議会会議録

平成26年9月5日 開会

平成26年9月16日 閉会

矢吹町議会

平成二十六年 第三百八十二回〔九月〕定例会

矢吹町議会会議録

平成二十六年 第三百八十二回〔九月〕定例会

矢吹町議会会議録

## 平成26年第382回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月5日)

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 議事日程                                | 1  |
| 本日の会議に付した事件                         | 1  |
| 出席議員                                | 1  |
| 欠席議員                                | 1  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名      | 1  |
| 職務のため出席した者の職氏名                      | 2  |
| 開会の宣告                               | 3  |
| 開議の宣告                               | 3  |
| 会議録署名議員の指名                          | 3  |
| 会期の決定                               | 3  |
| 諸報告                                 | 4  |
| 監査報告                                | 5  |
| 組合議会報告                              | 8  |
| 会期外付託案件調査報告                         | 10 |
| 町政報告                                | 14 |
| 議案の上程、説明(議案第54号～議案第63号、認定第1号～認定第8号) | 16 |
| 散会の宣告                               | 22 |

### 第 2 号 (9月8日)

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 23 |
| 本日の会議に付した事件                    | 23 |
| 出席議員                           | 23 |
| 欠席議員                           | 23 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 23 |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 24 |
| 開議の宣告                          | 25 |
| 一般質問                           | 25 |
| 青山英樹君                          | 25 |
| 鈴木隆司君                          | 39 |
| 熊田宏君                           | 51 |
| 藤井精七君                          | 60 |
| 薄葉好弘君                          | 66 |

|       |    |
|-------|----|
| 佐藤幸市君 | 75 |
| 散会の宣告 | 81 |

第 3 号 (9月9日)

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程                           | 83  |
| 本日の会議に付した事件                    | 83  |
| 出席議員                           | 83  |
| 欠席議員                           | 83  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 83  |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 84  |
| 開議の宣告                          | 85  |
| 一般質問                           | 85  |
| 吉田伸君                           | 85  |
| 安井敬博君                          | 92  |
| 総括質疑                           | 101 |
| 議案・請願・陳情の付託                    | 104 |
| 散会の宣告                          | 105 |

第 4 号 (9月16日)

|  |     |
|--|-----|
| 議事日程                                     | 107 |
| 本日の会議に付した事件                              | 107 |
| 出席議員                                     | 107 |
| 欠席議員                                     | 108 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名           | 108 |
| 職務のため出席した者の職氏名                           | 108 |
| 開議の宣告                                    | 109 |
| 発言取消申請について                               | 109 |
| 議案第54号、議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決             | 110 |
| 議案第55号～議案第57号、陳情第5号、陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 112 |
| 請願第2号、請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決               | 114 |
| 議案第60号～議案第63号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決       | 115 |
| 議案第59号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決        | 119 |
| 日程の追加                                    | 127 |
| 諮問第1号の上程、説明、採決                           | 128 |
| 発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決                     | 129 |

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 3 0 |
| 発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 1 3 2 |
| 閉会中の継続調査の申し出について       | 1 3 4 |
| 議員の派遣について              | 1 3 5 |
| 閉会の宣告                  | 1 3 5 |
| 署名議員                   | 1 3 7 |

平成 2 6 年 9 月 5 日（金曜日）

（第 1 号）

## 平成26年第382回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成26年9月5日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 議案の上程

議案第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

(町長提案理由説明のみ)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 安井敬博君 | 2番  | 薄葉好弘君  |
| 3番  | 加藤宏樹君 | 4番  | 佐藤幸市君  |
| 5番  | 鈴木隆司君 | 6番  | 青山英樹君  |
| 7番  | 竹元孝夫君 | 8番  | 大木義正君  |
| 9番  | 熊田宏君  | 10番 | 栗崎千代松君 |
| 11番 | 角田秀明君 | 12番 | 吉田伸君   |
| 13番 | 柏村栄君  | 14番 | 藤井精七君  |
| 15番 | 鈴木一夫君 | 16番 | 諸根重男君  |

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 代表監査委員 佐藤昇一君

|                          |       |                          |        |
|--------------------------|-------|--------------------------|--------|
| 企画経営課長                   | 阿部正人君 | 総務課長                     | 藤田忠晴君  |
| 税務課長                     | 三瓶貴雄君 | 町民生活課長                   | 会田光一君  |
| 保健福祉課長                   | 泉川稔君  | 産業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 佐久間一幸君 |
| 都市建設課長                   | 福田和也君 | 上下水道課長                   | 小針良光君  |
| 教育次長兼<br>学校教育課長<br>兼指導主事 | 小峰光君  | 会計管理者<br>兼出納室長           | 井戸沼寿量君 |
| 生涯学習課長<br>兼中央公民館<br>長    | 梅原喜美君 |                          |        |

---

職務のため出席した者の職氏名

|        |      |             |      |
|--------|------|-------------|------|
| 議会事務局長 | 水戸邦夫 | 主任主査兼<br>次長 | 角田哲也 |
|--------|------|-------------|------|

---

### ◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第382回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 鈴木 隆 司 君

6番 青山 英 樹 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

第382回矢吹町議会定例会が、本日9月5日に招集になりましたので、それに先立ちまして9月3日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日9月5日から9月16日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案は18件であります。提出議案による条例改正等の議案4件、一般議案1件及び8月29日までに受理いたしました請願2件、陳情2件は、その所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、5件の補正予算案及び平成25年度各会計の決算認定8件については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算決算特別委員会及び第2予算決算特別委員会を設置構成して、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。

第1日目の本日は、監査委員、組合議会、常任委員会などの諸報告及び町政報告を行い、さらに日程第5で議案第54号から第63号まで、認定第1号から第8号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の9月6日、第3日目の7日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の8日月曜日は、午前10時から通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の9日火曜日は、午前10時から前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、請願、陳情の付託をいたします。

午後1時から、各常任委員会を開催いたします。

第6日目の10日水曜日は、午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第7日目の11日木曜日は、前日に引き続き、午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第8日目の12日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の13日、第10日目の14日は、土曜日、日曜日のため休会とし、第11日目の15日月曜日は、祝日のため休会といたします。

第12日目の16日火曜日は、午後1時から各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議採決を行い、本定例会は終了となります。

会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今定例会は恒例により最終日、本会議終了後午後6時からホテルニュー日活において、町管理職との懇親会を開催いたしますので、皆様のご参加をお願いいたしまして、報告とします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月16日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月5日から9月16日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る7月16日に開催されました東西白河地方町村議会議員研修会の席上、自治功労者として西白河地方町村議会議長から同会に在職し、功労のあった者として栗崎千代松議員が表彰されましたので、そのご報告をいたします。

表彰されました栗崎議員におかれましては、これまでのご労苦に感謝申し上げますとともに、今後ともご活

躍を期待申し上げます。

次に、本定例会の議案書、決算書、一般会計・特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町・泉崎村・中島村及び白河市火葬場協議会会計決算意見書、財政的援助団体等監査結果報告書、例月出納検査結果報告書、事務報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書の写し、請願、陳情文書表、会議外付託案件報告書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月定例会において議決されました発議第4号「手話言語法（仮称）」制定を定める意見書及び発議第5号さらなる年金削減の中止を求める意見書につきましては、それぞれ6月24日付で各関係機関に送付いたしました。

---

### ◎監査報告

○議長（諸根重男君） これより、例月出納検査結果及び財政的支援団体等の監査結果並びに平成25年度一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査の意見、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査の意見について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査結果並びに平成25年度決算審査と、その決算審査にあわせて実施しました財政健全化等の審査結果報告の3件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

執行した日ですが、平成25年度第14回5月分及び平成26年度第2回5月分の出納については6月25日に、平成26年度第3回6月分の出納は7月23日に、平成26年度第4回7月分出納は8月22日に、それぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、平成26年4月1日から6月30日までの第1四半期分を7月24日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼出納室長及び上下水道課長から関係する必要な書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思います。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査として、町の指定管理施設「矢吹町福祉会館」を受託する団体の管理運営及びその所管課による指導監督について、平成26年7月8日に実施しました。

今回の監査結果では、管理受託団体による受託業務について、その目的に沿っておおむね適正に行われてい

るものと認めました。

なお、詳細については、報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成25年度矢吹町各種会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査の日ですが、平成26年8月1日、4日、5日、6日、7日、8日の6日間で行いました。

審査の結果ですが、平成25年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書最終ページのむすびに記載のとおり、平成25年度の一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく諸書類も整備され、各会計管理は適正であります。

総体的には、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先としたまちづくりを実現するため、国の動向や厳しい財政状況を踏まえ、平成25年度政策大綱に基づき第5次まちづくり総合計画と復興計画に位置づけられた事務事業に積極的に取り組まれ、特に町職員を始め他自治体からの派遣職員の支援により、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先に展開し、町民の安全で安心した生活の回復はもとより、住民福祉サービスの向上と財政の健全化を両立しながら着実に執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかしながら、歳入において、東日本大震災の影響も大きな要因でもありますが、唯一の自主財源である町税が前年比5.6%増しているものの、地方交付税については3.4%の減額を示しており、一般財源全体でも前年比1.7%の増額になりました。今後とも累積する町税等の収入未済額の解消など、自主財源の確保を中心とした健全な財政運営が求められます。

また、我が国では、東日本大震災の影響などにより依然として厳しい経済状況にあるものの、穏やかな持ち直し傾向も続くものと期待されていますが、少子高齢化の進行、企業、家族、地域の機能、役割の変容やつながりの希薄化、格差の拡大、そして若年失業者の増大といった社会的危機が今後も継続する中、地方においては地域の状況に応じた生活の維持、若者定住に向けたもろもろの戦略に取り組まなければならないものと思慮します。

なお、本町にあっては、今後も東日本大震災からの復旧・復興はもとより、公共施設の老朽化による大規模な改修や耐震化が想定されることから、さらなる一般財政の確保に努力するとともに、職員相互の創意工夫によって引き続き経常経費の削減を図り、まちづくり総合計画と復興計画に基づいた事業の執行と管理によって、限られた財源を効率的に活用され、町政の発展と住民福祉の向上に努力されることを望むものであります。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されないものの、実質公債費比率が16.0%となっており、単年度で比較すると前年に比してわずかに減少傾向にあることは、財政運営の弾力性という観点から好ましい状況にあると評価しますが、依然として高い数値を示しているため、今後も適切な財政運営を期待いたします。

さらに、将来負担比率が141.6%となっており、前年と比して13.4%減少し、引き続き再生計画による基準数値からも下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認めるが、引き続き財政運営の健全性や硬直性

につながる判断比率の低下に向けた方策に努められたい。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計においては、いずれも資金不足がなく、経営はいずれも良好な状態にあると認めるが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に努め、安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成25年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

審査の日ですが、平成26年7月24日に行いました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表は明確に示されており、計数に違算はなく決算は適正であると認めました。

なお、提出された資金不足額の算定調書については、公正な判断のもと法令の規定に基づき、適正に作成されたものと認めました。

また、平成25年度決算では、東日本大震災からの復旧を迎える中、住宅等の改修等に伴う節水型設備の普及によって震災以前に比べ給水量は減少し、こうした給水収益の伸び悩みと他会計繰入金など営業外収益も減額となり、一方で前年同様の人件費抑制、企業債償還の民間資金への借りかえなど経営の安定を図ったものの、電気料金等の値上げや配水設備の修繕など営業費用の増額から、純損失となっております。

なお、当年度純損失については、前年度から繰り越された利益剰余金により全額補填し、残りの未処理剰余金についても全額翌年度に繰り越す予定であるが、これまでも相当な剰余金を取り崩しており、今後の経営に当たっては、給水収益の向上策を重点に考慮し、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営が求められます。

本年度は、有収率も昨年を上回り、濁り水も少ない安定した供給状況にある中、東日本大震災による復旧工事も最終年度となり、公共下水道等の災害復旧工事に関連した改良工事が行われました。

水道料金の未収金については、使用者としての負担の公平性や公共企業としての健全な財政運営から未納者に対する給水停止等の措置により徴収成果を上げておりますが、今後も継続した悪質滞納者に対する徴収強化に努めていただきたいと思います。一方、所在不明や無資力により滞納が長期化しているものもあり、これらを踏まえた債権放棄に関する条例等の整備も必要であると考えます。

経理面では、より一層の企業会計システムの適正な運用が望まれるとともに、新会計制度の移行については、その効率化と業務負担軽減を検討され、円滑な移行に努められたい。

あわせて、審査に付された水道事業会計の資金不足比率を示す、その算定の基礎となる事項記載した書類は適正に作成されており、実質的な資金不足はなく、おおむね良好な経営状態にあると認められます。

しかしながら、現行の給水収益は、人口の減少や節水意識の向上などによって水の需要が減少傾向にあり、当面は増加が見込めず、一方で施設設備等の老朽化による多くの投資的経費が見込まれることから、今後の事業運営に当たっては、諸経費の節減や事業の効率化、合理化をなお一層推進され、健全な経営と安全かつ良質な水の安定供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査結果及び財政的援助団体等の監査報告並びに平成25年度各種会計決算審査及び財政健

全化等の意見書の報告を終わります。

○議長（諸根重男君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

---

### ◎組合議会報告

○議長（諸根重男君） 次に、去る8月7日に開催されました平成26年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について、都合により私が出席できませんでしたので、出席した同僚議員からその報告を求めます。

15番、鈴木一夫君。

〔15番 鈴木一夫君登壇〕

○15番（鈴木一夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、去る8月7日に平成26年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が開催され、出席をいたしましたので、その結果につきまして報告をさせていただきます。

平成26年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会の開催結果であります。本定例議会に提案されました議案は9件、報告が2件であります。

初めに、議案第12号から第17号までは、いずれも条例の制定及び改正に関する議案であります。

議案第12号 白河地方広域市町村圏整備組合情報公開条例であります。本案は組合における公文書の公開、情報提供に関する必要な事項を定めたもので、原案のとおり可決されました。

議案第13号 白河地方広域市町村圏整備組合個人情報保護条例であります。本案も組合による個人情報の適切な取り扱いについて定めたもので、原案のとおり可決されました。

議案第14号 白河地方広域市町村圏整備組合情報公開及び個人情報保護審査会条例であります。本案は組合の情報公開及び個人情報保護制度の公平かつ公正な運用のため、地方自治法の規定に基づいた附属機関としてその審査会を設置するものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理事案の移管等に関する条例であります。本案は組合規約に規定する市町村と連携した滞納整理事案の移管等に関する必要な事項を定めるもので、原案のとおり可決されました。

議案第16号 白河地方広域市町村圏整備組合行政手続条例等の一部を改正する条例であります。本案は組合での新たな滞納整理部門の設置に伴い、関係条例について所要の改正をするもので、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 白河地方広域市町村圏整備組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。本案は消防法施行令の一部改正に伴い、屋外での大規模な催しを行う場合には、防火担当者の選任や防火上の業務を義務づけるため既定条例について所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 動産の取得については、化学消防ポンプ自動車1台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 決算の認定についてであります。本案は平成25年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されたものであります。

平成25年度水道用水供給事業会計の損益計算書によれば、収益的収入総額6億8,924万8,979円に対し、収益的支出総額が6億408万2,668円で、収支差し引きの結果、8,516万6,311円の純利益による決算となりました。

なお、当年度未処分利益剰余金8,516万6,311円の処分については、減債積立金に8,516万6,311円の全額を積み立てるということで、原案のとおり認定されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

次に、議案第20号 平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）についてですが、本案は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ2,204万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億3,397万6,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

なお、歳入歳出補正予算の主な内容については、配付いたしました資料のとおりであります。

次に、報告第1号 平成25年度白河地方広域市町村圏整備組合繰越明許費繰り越しの報告についてですが、本件は地方自治法施行令の規定により、平成25年度組合一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、繰越明許費繰越計算書により平成26年度に繰り越したので、その報告があったものであります。

最後に、報告第2号 平成25年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計資金不足比率についてですが、本件は平成25年度の資金不足の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけ、その報告があったものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（諸根重男君） 以上で、平成26年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会の報告を終結いたします。

これより、会期外に行われました委員会の調査報告を委員長から報告を求めます。

初めに、文教厚生……

〔「議長、ただいまの市町村圏議会の報告で、ちょっと聞きたいことがあるんだけどいいかな」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） それでは、吉田伸君、お願いします。簡潔にね。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） ただいまの報告の中で、議案第18号 動産の取得についてということで、化学消防車自動車1台ということで購入したんでしょうけれども、取得価格5,638万4,000円と。それは化学消防車ということで大体の形はわかるんですけども、この審査状況、5,600万というと金額的には大変なあれですから、一応納得するような説明があったのかなのか、そこら辺を聞いておきたいと思っておりますけれども、そこでその件についてお願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） それでは、15番。どうぞ、こちらで。

〔15番 鈴木一夫君登壇〕

○15番（鈴木一夫君） ただいまの吉田議員の質問に対して答えをさせていただきます。

先ほどありましたように、11ページに議案第18号の取得についての詳細が書いてございます。これにつきま

して、この議会におきましては、詳細についてはこの報告のみでございまして、細かい説明はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（諸根重男君） 質問のある場合はなるべく早くお願いします。

---

### ◎会期外付託案件調査報告

○議長（諸根重男君） それでは、これより会期外に行われました委員会の調査報告を委員長から報告を求めます。

初めに、文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

第380回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

文教厚生常任委員会所管事務調査報告書。

1番から6番までは記載のとおりですので割愛させていただきます。

7、審査結果。

今回は、初日に新潟県三条市による子ども・若者総合サポートシステムを視察し、翌日は長岡市による都市公園を活用した地域による子育て支援施設について調査を実施しました。

三条市（新市）は平成17年5月1日に、三条市、栄町、下田村が合併し誕生した市で、新潟県のほぼ中央に位置し、人口が10万2,058人、面積約432.01平方キロメートルと広大な面積を有し、全国的には、金物のまち三条で知られ、さまざまな金属加工業をベースに地場産業がしっかりと根づいているほか、信濃川の豊かな水と肥沃な大地の恵みを受け、米どころ新潟を代表するまちであります。

三条市子ども・若者総合サポートシステムであります。乳幼児から就労、自立に至るまでの切れ目のない一貫した個に応じた支援を総合的に受けられるようにするため、行政が個の情報を可能な限り集約・一元化の上、関係組織・機関と連携して総合的な支援を行うものであります。

三条市でも、他の自治体と同様に市民の子育てをめぐるさまざまな悩みに対して、福祉や教育などの各セクションにおいてさまざまな支援を行ってきております。

また、児童相談所や医療機関、警察など関係機関においても、本人や保護者を支援するさまざまな施策が行われておりますが、子供たちの支援ニーズが多様化、複雑化する中で、こうした縦割りによる個に応じた支援体制が十分であったのか、また切れ目のない一貫した支援が行えていたかなどの縦割りによる連携上の課題が浮き彫りとなりました。

こうした背景を踏まえ、三条市では子供、若者という三条市民に必要な支援体制をつくるのは市の責任であるという理念に立ち、乳幼児から35歳くらいまでの若者を対象に、被虐待、全ての障害、不登校、非行、ひきこもりなどのほか、広義には経済支援や子育て相談なども含めた、その子に必要な、そして切れ目のない一貫

した総合的な支援のため、平成20年4月から行政組織の改編を行い、教育委員会に子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）を設置し、三条市子ども・若者総合サポートシステムを構築の上、市民からの情報、相談をもとに関係組織・機関と連携しながら、サポート代表者会議や虐待防止、問題行動、障害、若者支援など従来の連携組織を改編した4つの部会による実務者会議や、個別によるケース検討会などを通じた総合的な支援施策を展開しており、これまでも相当なケースによる相談に対応し、その成果と実績を上げております。

特に、サポートシステムに関連した行政機関と保護者をつなぐツールとして、出生届が提出されたときに、全ての子供たちを対象に「すまいるファイル」が配布され、子供の診断記録や発達の記録、そして個の支援計画などが保護者によって記録の上、関係機関との情報共有に活用され、支援機会の拡大と質の充実に反映されているとのことであります。

また、これまでの支援では、中学校を卒業すると極端に支援される機会が減り、就職、自立への道りは険しかったが、中学校卒業後もこうした支援体制を追加することにより、いわゆるひきこもりやニートとなった場合も学校にかわり関係機関と連携した支援により、その成果があるとのことでした。

なお、子ども・若者総合サポートシステムの運営では、関係機関との連携による支援体制のため予算等費用負担も軽減されているとのことであります。さらに、平成26年度から乳幼児の個別対応だけでは気づかないような発達障害だけでなく、発達に支援が必要な全ての子供を対象に、その適切な対応と継続的な支援による新たな発達応援事業も開始したとのことであります。

三条市栄庁舎1階にある、すまいるランドは、子育て支援センターの中心拠点でもあり、子育て中の市民の交流の場、子育てについての相談、情報提供などを行うことにより、子育ての不安などの緩和、児童の健全な育成に活用されております。土曜日、日曜・祝日は一時保育も行っており、施設内は保育室のほかに、床には木材が多く使われており、滑り台やブロックなどがある遊び場や飲食スペースなどもあり、親子のふれあいの場となっている。栄庁舎内には、図書館栄分館も併設されており、すまいるランドの利用者に合わせ、主に絵本といった児童書が多くそろえてあり、親子連れの利用が多いとのことであります。

三条市でも次世代の親となる若者からのアンケート結果によれば、子供たちの遊び場とか、医療費の助成や保険料の負担軽減といった要望が多かったということですが、市長の公約とのその成果もあることから、今後もこうした総合的な子育て支援施策の展開とその充実に力を注いでいきたいとのことであります。

次に、米百俵の精神で有名な日本一の大河信濃川が市内中央をゆったりと流れる、人口27万9,555人の長岡市による保育士が常駐する子育ての駅の一つで、都市公園を活用した子育て支援施設の子育ての駅千秋てくてくを視察してきました。

子育ての駅とは、長岡市が独自に名づけた保育士のいる屋根つき公園のことであり、保育園ではありません。雪国である長岡市のお父さん、お母さんの声に応えた屋根つきの公園であるため、雨や雪の日でも子供と一緒に遊ぶことができ、ほかのお父さん、お母さんとの交流や子育て相談もできる全天候型の子育て支援施設であります。施設の整備に当たっては、国の縦割り行政の弊害もありましたが、多様化複雑化する市民のニーズの変化に対応するため、その縦割りを統合することができるのは市町村であるとの柔軟な発想から公園として子育て支援施設をつくることになったようです。

公園ではあるが保育士が常駐しているため、子育て相談はいつでもでき、専門の相談員による相談が受けら

れる日もあります。

市民で構成する子育ての駅運営委員会の意見を生かすとともに、各事業の運営においてはボランティアで協力していただく一般市民による子育ての駅サポーターと協働して施設の運営に当たられております。

子育ての駅でなくては、まる・さんかく・しかくというスペースに建物内で分かかれ、まるは遊びの広場や授乳室、相談室、絵本コーナーや赤ちゃんコーナーがある共用施設、さんかくは交流、飲食が可能な休養施設、しかくは運動施設となっており、大型遊具が配置されております。

なお、運動施設であるしかくには冷暖房がなく、通常の公園で遊ぶ場合と同じように利用者が寒さ対策などを行うという必要はあるが、いずれも公園施設としての補助基準をクリアさせるための整備計画であって、長岡市の子育ての駅は、公園というものの固定観念を捨てないとできない施設でありました。

信濃川の堤防や水辺などの立地条件を最大限に生かし、近隣には大型の商業施設もあり、一時保育のニーズがあるとのことで、施設内には一時保育室、千秋保育園も開設されており、生後6カ月から就学前の子供を職員の可能な範囲内で受け入れられております。

大きな遊具があるため、親子で来館していただいております、お父さん同士の交流イベントもあるが、視察当日は夏祭りのイベント開催と重なり、たくさんのお子さん連れのお父さんやお母さんの姿がありました。

なお、子育ての駅の事務は保育士が行い、支払い等の関係事務については教育委員会が行っておりますが、公園内の草刈りは公園管理の部署が担っているとのことであります。

長岡市子育ての駅千秋でくたくを視察し、長岡市オリジナルの市民との協働による子育て支援施設が実を結び、子育ての先輩や次世代の親となる若者など大勢の方々が集い合い、触れ合う姿を拝見しまして大変感銘いたしました。また、子育て支援施設の建設に当たっては、従来までの発想の転換が必要であることも痛感させられました。

矢吹町においても、今後の重点課題となる少子化対策、子育て支援施策の展開においては、三条市、そして長岡市の先進地視察を大いに参考とされ、矢吹町の子供、若者のサポートに努めていただきたいと思います。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） 次に、産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

閉会中所管事務調査結果報告について。

第380回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から5番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

6番、調査経過。

大槌町は、岩手県の太平洋側の中部、釜石市の北部に位置し漁業の盛んな町でありましたが、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けました。

また、津波による人的被害は、平成26年4月1日現在で、死者数855人、行方不明者数429人、合計1,284人

となっております、町の人口の8%が被災しました。

さらに、家屋被害は、全壊・半壊3,717棟、一部半壊161棟であり、被災棟数は3,878棟となっております。

農林水産施設、商工業施設や観光施設等の産業被害額は約217億円、道路・海岸施設、上下水道、学校や社会体育施設、役場庁舎や消防署等の公共施設被害が約579億円となっております、産業被害と公共施設被害を合わせた物的被害は約796億円となり、被害額の数値だけでも被害の甚大さがうかがえます。

3月31日現在でも、応急仮設住宅には2,106戸、4,119人の方が入居され整備が追いつかない状況であるとのことでした。

最初に、大槌町役場を訪問し被災状況や災害公営住宅の整備状況等についての説明を受けました。整備予定戸数は15地区に980戸を計画し、現在125戸が完成しているとのことでありました。その内訳として、連棟の長屋タイプが104戸、戸建てタイプが21戸であり、計画戸数の980戸のうち500戸ほどが具体的な建設敷地が確定していないということであり、敷地の選定について大変苦慮しているとのことでありました。

さらに、土地・建物の整備事業費として8分の7が国・県の補助で、残りの8分の1については日本赤十字等の支援金等を受け町の持ち出しはないということでありました。戸建て住宅は、5年後以降払い下げを行うということも可能だという説明がありました。

次に、現地に向かい、長屋タイプの住宅と戸建てタイプの住宅を視察させていただきました。

長屋タイプの住宅は既に完成し入居済みの物件で、地震の際に津波が来た高さに2メートルほど土盛りをしたとのことでありました。家賃は、1,500円から4万6,000円程度ということでした。

また、戸建てタイプの住宅は現在建設中であり、外観は既に完成しており、3LDKと4LDKの2つのタイプがあり、世帯構成に応じたつくりであるとの説明がありました。

さらに、戸建てタイプの住宅は、5年後以降、1,300万円程度での払い下げを行う見込みで建設を行っているとのことでした。

大槌町の職員の方には一緒にバスに添乗していただき、町内の津波の被害の悲惨さを説明していただきながら、親切丁寧に現地を案内していただきました。また、町長以下多くの職員の方が亡くなりました旧役場庁舎をバスの車窓からではありませんが拝見しました。話を聞きながら、津波の恐ろしさを感じることができました。復旧・復興と多忙の中、対応していただいた大槌町の職員の方に心からの感謝を申し上げます。

次に、久慈市は岩手県の北東部に位置し、NHKの朝の連続テレビ小説「あまちゃん」のロケ地となった場所です。三陸鉄道の全線復旧は、東日本大震災からの復旧・復興のシンボルとなり、大変話題となりました。

また、視察した久慈駅は、地方のローカル駅の小さな駅ですが、観光客も多く、駅前には非常に活気づいた雰囲気でありました。さらに、久慈市商工観光課が事務局となり、久慈みなと・さかなまつりを開催し、北限の海女素潜り実演等を行い、地域の漁業振興と産業振興、さらには観光振興と力を入れている姿がうかがえました。

当町においても農業と産業、さらには商工業と一体となった地域の振興策が必要であると感じました。

大槌町と久慈市について、2日間にわたり先進的に取り組んでいる事例を研修することができ、大変有意義なものでありました。

以上のとおり、報告をさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、諸般の報告は終了いたします。

ここで暫時休議をしたいと思います。

(午前10時52分)

---

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午前11時06分)

---

### ◎町政報告

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第382回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、諸根議長を初め、議員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第382回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、災害公営住宅整備事業についてであります。東日本大震災により住宅が被災し、自力での住宅再建が困難な世帯を対象に居住の安定確保を図るため、災害公営住宅を整備・供給する事業を進めております。

現在、一部の地区を除き、基本計画が完了し、8月からは基本設計、実施設計及び測量・土質調査等に着手しております。

なお、円谷呉服店跡地14戸及び中畑公民館脇4戸の計18戸につきましては、年内の工事発注、年度内完成を目指すとともに、商工会跡地を含め、その他の地区につきましても、できるだけ早い時期の工事完了、入居開始に向け事業を推進してまいります。

次に、屋内外運動場整備事業についてであります。東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動機会の確保と、運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業（子ども元気復活交付金）により、矢吹町東口に屋内外運動場の整備を進めております。

8月6日に関係者等のご列席のもと安全祈願祭を実施したところであり、平成27年3月10日の完成を目指し進めております。

なお、屋内外運動場の利活用につきましては、（仮称）さわやかキッズパーク運営検討委員会を役場内に立ち上げ、施設の建設にあわせて運営管理業務等について検討を進めております。

次に、除染関係についてであります。4区・五本松、2区・井戸尻地区等の除染事業につきましては、8月末現在、49戸の住宅除染が完了し、今後147戸の除染を予定しております。

また、JR東北本線西側地域の滝八幡、舘沢、北町、本町、中町、大町、花咲、新町地区、約1,450戸の放

射線量詳細調査がほぼ完了し、7月からはJ R東北本線東側の矢吹東地区、約2,300戸の調査を開始しております。

なお、中畑地区、三神地区、約1,700戸の調査につきましては、11月から3月末までの期間で実施を予定しております。

道路の除染につきましては、住宅等の除染にあわせた実施を計画しており、今後、詳細調査を実施した上で、特に通学路を優先に除染作業を実施してまいります。

公園の除染につきましては、大池公園の除染について今年度完了に向け鋭意施工中であり、その他の公園につきましても、空間放射線量が0.23マイクロシーベルトを超える箇所については、順次除染作業を実施してまいります。

4ページをごらんください。

次に、都市計画マスタープランの見直し事業についてであります。平成28年度から新たに始まる都市計画マスタープランは、町民の意見を反映させた20年先の都市全体及び地域レベルでの将来のあるべき姿等を明示し、都市づくりの目標を明確にするものであります。

東京大学生産技術研究所の協力を受けながら、平成24年度に事業を着手し、これまで現計画の検証及び課題の抽出、ワークショップ、まちづくり講演会等を開催し、現在はまちづくりに関する基本方針の具体的な検討を進めております。

なお、基本方針の素案が取りまとめ次第、議員の皆様を初め町民の皆さんにも説明し、ご理解をいただきながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、姉妹市町締結50周年記念事業に関する三鷹市でのPR活動についてであります。三鷹市商工会主催により7月19日に三鷹市役所で開催された、みたか商工まつり及び三鷹中央通り商店会主催により、同月26日、27日に中央通商店街で開催された、ふるさと三鷹ふれあい夏まつり2014に矢吹町として参加いたしました。

それぞれのイベントには、町商工会及びやぶきぐるぐるNOWKER`S、JA東西しらかわ女性部や大木大吉本店の皆様にもご参加いただき、野菜や町の特産品を販売し、PR活動を展開いたしました。

どちらのイベントにおいても、町から搬入した販売品はほぼ売り切れとなる大盛況ぶりでありました。また、矢吹町のご当地アイドル「ShuN-R@n GIRLS☆」も27日に出演し、お祭りを大いに盛り上げていただきました。

清原市長を初め、関係者の皆様、そして市民の皆様より多大なる歓待を受け、姉妹市町締結からことして50年を迎えますが、今後もより一層の交流を通し、この友情をより深めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援対策についてであります。将来の矢吹町を支える子供たちに一貫した子育て支援を行うため、待機児童の解消や幼保一元化の業務を推進するとともに、子ども・子育て支援制度に向けた組織として子育て支援室を本年度より設置いたしました。

現在、町内の幼稚園・保育園、園児の保護者及び郡山女子大学の先生を委員とする、子ども・子育て支援会議を立ち上げ、子ども・子育て支援計画の策定に向け、これまでに2回の会議を開催し、協議を進めております。

ここまで、災害関連及び災害関連以外の項目から6点について報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

たきます。

次からの23項目については項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第382回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

集会施設の災害復旧状況について。

矢吹中学校屋外照明整備事業について。

ホール・ボディー・カウンターによる内部被曝検査について。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

子どもワークショップについて。

東京やぶき会について。

行政区活動支援事業について。

第31回矢吹町統計グラフコンクールについて。

日本三大開拓地子ども交流事業について。

消防団活動について。

「新・矢吹方式」による交通安全・防犯活動について。

臨時福祉給付金について。

子育て世帯臨時特例給付金について。

河川クリーンアップ作戦について。

町道整備事業について。

学力向上対策事業について。

小学校6年生外国語研修について。

青少年サポート事業について。

第23回真夏の夜の鼓動について。

第31回中畑清旗争奪ソフトボール大会について。

三鷹市・矢吹町子ども交流会について。

第7回矢吹町少年の主張大会について。

以上であります。

---

#### ◎議案の上程、説明（議案第54号～議案第63号、認定第1号～認定第8号）

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、続きまして認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第54号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は2区コミュニティセンター及び第2区東自治会館を集会施設として設置したく提案するものであります。

2区コミュニティセンターについては、昭和63年に宝くじ助成金及び地域の方々の寄附金により、第2区行政区が主体となり建築し、これまで行政区が施設の管理運営を実施しておりましたが、第2区行政区から将来的にも施設の安定した管理が可能な町に寄附したいとの強い要望があり、地区コミュニティの核として利用されている2区コミュニティセンターのより安定した管理を行うため、寄附を受けることといたしました。

第2区東自治会館については、東日本大震災により大規模被災を受けた小池会館にかわる集会施設として、地域の皆さんのご協力のもと、平成26年7月に善郷内地内に完成したところであります。

これら2施設について、新たに集会施設として加えるものであり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。本案は、子ども・子育て関連3法により改正された児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、基準を定めるものであります。

放課後児童健全育成事業に従事する者、その員数及びその他の事項について、厚生労働省令の基準に基づき、町の基準を定めるものであり、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を市町村が定める条例により明確化するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第56号 矢吹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

主な内容は、保護者が特定教育・保育施設に支払うべき額を限度に、施設型給付費及び地域型保育給付費を施設が受け取ることができる制度について、国が定める基準に基づき制定するものであり、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が、運営する施設に関する基準を市町村が定める条例により明確化するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第57号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、従来の利用定員20人以上の認可保育所の枠組みに、利用定員5人以下の家庭的保育事業、利用定員6人以上19人以下の小規模保育事業、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子供に限らず地域の子供に開放した事業について、新たに市町村許可事業として、4つの事業類型が加えられることとなり、これら新たな家庭的保育事業を行うに当たり、国が定める基準に基づき、市町村が定める条例により、設備及び運営に関する基準を明確化するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第58号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更についてであります。本案は、2区コミュニティセンター及び第2区東自治会館を集会施設として設置することに伴い、平成23年3月22日に議会の議決を受けました矢吹町集会施設の指定管理者の指定についての一部を変更するものであります。

指定管理者につきましては、両施設とも平成26年10月1日から平成28年3月31日までの期間、地元の第2区行政区を指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億4,950万6,000円を追加し、総額を115億579万2,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金1億5,953万1,000円、県支出金5,584万9,000円、繰入金5,433万2,000円、繰越金8,000万円、町債3億6,190万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が屋内外運動場に係る遊具設置費等により9,779万7,000円の増額、衛生費が公的病院運営費補助金等により6,383万5,000円の増額、消防費がデジタル防災行政無線整備事業等により4,593万9,000円の増額、教育費が矢吹小学校大規模改修事業等により5億7,242万5,000円の増額、土木費が社会資本整備総合交付金事業等により5,070万6,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、矢吹小学校大規模改修事業について、年度内完了が困難なことから総額5億6,697万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに学校教育施設等整備事業債3億4,190万円を追加するとともに、県営農道整備事業債を250万円増額し900万円、防災基盤整備事業債を4,020万円増額し9,360万円、農業施設災害復旧事業債を390万円増額し610万円、地方道路等整備事業債を2,666万円減額し9,500万円とするものであります。

次に、議案第60号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,794万7,000円を追加し、総額を22億5,820万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金82万4,000円、前期高齢者交付金23万4,000円、県支出金82万4,000円、共同事業交付金329万5,000円、繰入金6,000万円をそれぞれ減額し、繰越金2億3,312万4,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費99万4,000円、保険給付費1億697万9,000円、後期高齢者支援金等10万9,000円、前期高齢者納付金等1万7,000円、共同事業拠出金138万2,000円、諸支出金5,846万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第61号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,464万7,000円を追加し、総額を6億2,275万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料218万9,000円、国庫支出金98万5,000円、繰越金5,149万9,000円をそれぞれ増額し、県支出金2万6,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費5,267万7,000円、事業費197万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第62号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ156万7,000円を追加し、総額を2億621万円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料48万6,000円、繰越金108万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費156万7,000円を増額するものであります。

次に、議案第63号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては、既定の額に394万1,000円を増額し、支出予算総額4億7,017万円とするものであります。

支出の内容につきましては、営業費用394万1,000円を増額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の額に1,220万円を増額し、支出予算総額2億4,389万7,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、建設改良費1,220万円を増額するものであります。

次に、認定第1号 平成25年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成25年度矢吹町一般決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、平成25年に入って持ち直しに転じ景気は緩やかに回復しており、長引くデフレから反転する兆しがあらわれております。現在、支出の増加が生産の増加につながり、それが所得の増加をもたらすという経済の好循環の芽が出ております。

こうした好循環の確立及び東日本大震災からの復興を加速させるため、政府は経済財政運営と改革の基本方針に基づき、日本再興戦略及び好循環実現のための経済対策を含めた経済政策を着実に実行することとしております。

本町では、平成25年度は引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先とし、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指し、各種事業に取り組みました。中でも、矢吹町復興計画の最重点課題として位置づけた農地部門を最優先とした震災からの復旧、除染計画に基づく町内全域の除染、原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回、中心市街地復興・街づくり推進事業、防災体制の再構築の5項目のうち、農地部門の復旧を初めとする災害復旧業務について一定のめどがつかしました。

一般会計の決算状況は、歳入面におきましては、町税が個人町民税の農業所得や給与所得の伸びにより5.6%の増、地方交付税が震災復興特別交付税により3.4%の減、国庫支出金が地域の元気臨時交付金、社会資本整備総合交付金、東日本大震災復興交付金等により11.9%の増、県支出金が県南・会津・南会津地域給付事業交付金や災害廃棄物処理基金事業補助金等により13.5%の減、財産収入が西山墓園拡張整備に伴う墓園貸付収入により795.8%の増、繰入金が災害復旧事業終了に伴う一般会計繰出金の返還分として、公共下水道事業特別会計繰入金、農業集落排水事業特別会計繰入金等により53.4%の増、町債が地方道路等整備事業債、学校教育施設整備事業債、特定被災地方公共団体借換債等の借り入れにより34.4%の増となりました。

歳出面におきましては、総務費が県南・会津・南会津地域給付金事業により33.5%の減、民生費が倒壊家屋解体事業により23.7%の減、衛生費が放射線対策事業、西山墓園整備事業等により96.8%の増、農林水産業費が土地改良事業、ふくしま森林再生事業等により38.9%の増、商工費が企業立地奨励費により60.4%の減、土

木費が新町弥栄線道路整備事業、災害公営住宅整備事業等により92.5%の増、災害復旧費が東日本大震災からの災害復旧事業が減少したことにより35.6%の減となりました。

なお、平成25年度の一般会計総額の決算収支は、歳入102億3,718万8,000円、歳出94億4,142万3,000円、差し引き7億9,576万5,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や厳しい社会情勢を踏まえ、第5次矢吹町まちづくり総合計画と矢吹町復興計画の着実な実現と、震災以前以上の活力あるまちづくりを目指した取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成25年度における決算額は、前年対比で歳入5.5%、歳出6.4%の減額となりました。また、国保被保険者の主な医療費については、前年対比で10.0%減少し、高額療養費については前年対比で34.5%増加となりました。

国保事業としては、予防医療としての人間ドック事業の定員をふやし充実を図ったほか、医療費通知、広報誌・パンフレットによる啓発活動を実施いたしました。また、特定健診の未受診者訪問や特定保健指導該当者の家庭訪問を実施し、受診率向上に取り組みました。

なお、平成25年度の決算収支は、歳入24億5,857万4,000円、歳出22億2,544万8,000円、差し引き2億3,312万6,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を図りました。

平成25年度は、平成24年度から繰越事業となりました東日本大震災における災害復旧工事を優先し、延長7,516メートルの管路復旧工事を実施しました。

また、国庫補助事業である汚水処理交付金により、大久保地内において、延長744メートルの管路工事を実施し、7.0ヘクタールの公共下水道受益地の拡大を図りました。

平成25年度末現在、3,796世帯の水洗化可能世帯のうち3,049世帯が排水設備工事を行い、前年より87戸の接続世帯が増加し、下水道区域内の水洗化率は1.0%伸びて80.3%となりました。

なお、平成25年度の決算収支は、歳入11億6,456万1,000円、歳出11億1,187万1,000円、差し引き5,269万円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成25年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成25年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成25年度は、一本木第二宅地分譲地内の定期的な見回り等の維持管理を行いました。

なお、平成25年度の決算収支は、歳入56万8,000円、歳出0円、差し引き56万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めてまいりました。

平成25年度は、平成24年度から事故繰越事業とした東日本大震災における災害復旧工事、管路延長2,811メートルの復旧工事を実施しました。

平成25年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の745世帯の水洗化可能世帯のうち、561世帯が排水設備工事を行い、前年より12戸の接続世帯が増加し、農業集落排水整備区域内の水洗化率は1.5%伸びて75.3%となりました。

なお、平成25年度の決算収支は、歳入5億9,353万6,000円、歳出5億8,405万4,000円、差し引き948万2,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成25年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成25年度は、第5期介護保険事業計画の2年目として事業運営を行いました。保険料については、基準年額4万7,100円とし、収納率は98.9%となりました。

保険給付については、給付費総額が前年度より4.9%の伸びとなっており、主にグループホームの利用者増に伴う地域密着型サービス給付費の増加によるものであります。

また、平成25年度末の要介護認定者数については652人で、高齢者の約14.5%が認定を受けている状況であります。

なお、平成25年度の決算収支は、歳入11億6,235万3,000円、歳出11億6,025万5,000円、差し引き209万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートし、福島県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をしております。75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入し、原則として保険料は県内で同じ保険料率が適用され、個人ごとに算定し、年金からの差し引きによる特別徴収となります。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっております。

なお、平成25年度の決算収支は、歳入1億4,113万7,000円、歳出1億4,098万4,000円、差し引き15万3,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成25年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。平成25年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,422戸、給水人口は1万6,632人で、区域内人口1万7,818人に対する普及率は93.3%となっております。

水道利用状況は、配水量は191万5,736立方メートル、有収水量は153万3,257立方メートルでありました。収益的収支につきましては、東日本大震災に伴う住宅の建てかえ及び改修により、節水型の設備が普及したこともあり、営業収益の減少及び他会計負担金など営業外収益も減少しました。

さらに、電気料金単価の値上げによる動力費の増加や、水道配水管等の施設老朽化に対する修繕費など営業費用が増加しました。

民間資金への借りかえによる償還利息の抑制などを図りましたが、収入の4億2,313万7,000円に対し、支出が4億3,287万9,000円となり、974万2,000円の純損失となりました。

また、資本的収支につきましては、収入の1億6,676万1,000円に対し、支出が3億5,088万4,000円となり、不足額1億8,412万3,000円が生じましたが、これは当年度消費税調整額344万3,000円、過年度損益留保資金1億4,674万8,000円及び当年度損益留保資金3,393万2,000円で補填いたしました。

なお、水道事業につきましては、震災に係る公共下水道及び農業集落排水の災害復旧工事に関連した水道施設の移設工事が完了し、それ以外の配水管の修繕及び移設工事を実施するなど、効率的な整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりました。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。本日はご苦労さまでした。

(午前11時41分)

平成 2 6 年 9 月 8 日 (月曜日)

(第 2 号)

## 平成26年第382回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成26年9月8日(月曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 安井敬博君 | 2番  | 薄葉好弘君  |
| 3番  | 加藤宏樹君 | 4番  | 佐藤幸市君  |
| 5番  | 鈴木隆司君 | 6番  | 青山英樹君  |
| 7番  | 竹元孝夫君 | 8番  | 大木義正君  |
| 9番  | 熊田宏君  | 10番 | 栗崎千代松君 |
| 11番 | 角田秀明君 | 12番 | 吉田伸君   |
| 13番 | 柏村栄君  | 14番 | 藤井精七君  |
| 15番 | 鈴木一夫君 | 16番 | 諸根重男君  |

#### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                          |        |        |       |
|--------------------------|--------|--------|-------|
| 町長                       | 野崎吉郎君  | 副町長    | 渡邊正樹君 |
| 教育長                      | 栗林正樹君  | 企画経営課長 | 阿部正人君 |
| 総務課長                     | 藤田忠晴君  | 税務課長   | 三瓶貴雄君 |
| 町民生活課長                   | 会田光一君  | 保健福祉課長 | 泉川稔君  |
| 産業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 佐久間一幸君 | 都市建設課長 | 福田和也君 |

|                |   |   |   |   |   |                          |                       |   |   |   |   |   |
|----------------|---|---|---|---|---|--------------------------|-----------------------|---|---|---|---|---|
| 上下水道課長         | 小 | 針 | 良 | 光 | 君 | 教育次長兼<br>学校教育課長<br>兼指導主事 | 小                     | 峰 | 光 | 君 |   |   |
| 会計管理者兼<br>出納室長 | 井 | 戸 | 沼 | 寿 | 量 | 君                        | 生涯学習課長<br>兼中央公民館<br>長 | 梅 | 原 | 喜 | 美 | 君 |

---

職務のため出席した者の職氏名

|        |   |   |   |   |             |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|-------------|---|---|---|---|
| 議会事兼局長 | 水 | 戸 | 邦 | 夫 | 主任主査兼<br>次長 | 角 | 田 | 哲 | 也 |
|--------|---|---|---|---|-------------|---|---|---|---|

---

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

---

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（諸根重男君） 通告1番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場にご参集の皆様方、おはようございます。

また、傍聴席におられまして傍聴に来ていただきました皆様におかれましては、心より敬意を表し感謝を述べる次第であります。

早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、私のほうの質問の中で2番目になりますが、「近年の決算状況をどのように捉えているのか。特に経済的収支」というふうに書いてありますが、これは経常的支出ということの文言の間違いでありまして、訂正をさせていただきます。

それでは、まず3点ほど大項目でございますが、まず1番目、現代社会におきまして社会の変遷といえますか、環境がどんどん変わっていることは皆様ご承知のとおりかと存じ上げております。いわゆる、過去においては高度経済成長が続き、そしてまたその終焉とともに1990年代バブル期、バブル期が弾ける、その後のデフレ期の失われた20年と揶揄されるような時代が来、そして最近におきましては人口の増減の減のほうの問題があり、いわゆる人口ピラミッドなるものが発表されまして、2035年、いわゆる20年後の各自治体、市長村等の人口の部分での推計が出されております。そのような中にありましても、当矢吹町は、2035年におきましては1万4,000人程度の人口になるとの推計ですね、推計が出ております。

ただ、現実に私どものこの町を見ていきますと、いろんな地区がございますが、私の地元であります柿の内地区におきましては、柿の内区という行政区の中にあつては住所は3つあるんです。郵便番号でいけば969-0281から82、83と、境町、本郷町、南町というふうにございますが、その境町におきましては実際に生活されている軒数は2軒でございます。トータルで20年前であれば80戸ほどございましたが、今はもう70戸を切ってしまうというような状況。そして小学生におきましても、私が子育てをしておりまして20年ぐらい前を考えますと、今では20数名いた矢吹小学校の生徒は2名、3名。その程度になってしまっているということで

ございます。

そのようなことが社会においてもマスコミ等で報道されておりまして、当然行政におきまして、そのような動向を踏まえてさまざまな施策が策定されていくべきであるというようなことがございます。限界集落の出現も話されておりますが、恐らくこの矢吹町にありましては、私どもの行政区である柿の内区におきましては、その最たる減少が進んでいるのではないかというふうに思っております。

このような状況、局面を迎えつつある中であって、地方自治体矢吹町としては、どのような市政で行政のかじ取りをしていかなければならないというふうに、執行頂点にある町長はお考えであるのか、お尋ねいたすというのが1点目でございます。

そして2点目、同様にこのような社会の変化、当然、国の財政が1,000兆円を超えるほどの赤字になってきているというようなことを踏まえ、特に各市町村におきまして、交付税が減らされてきたりとか、当然今後予断を許さないような状況でございます。特に町の財政分野におきましては、日常の経常的な収支の部分と、いわゆる公共資産、そういったものに対するの運営に、整備に関する収支、そしてまた借金あるいは借金返済等の当市財務的な収支という、大きくこの3つに捉えた場合の動向について、近年の動向及びこれからのことも踏まえながら、どのように推移していくと思われるのかのご答弁を頂戴したいと思います。

そして3番目、前回の定例会でもございましたが、町長のほうから持続可能なまちづくりというものを実践していくというお話がございました。具体的にそういったものはどのようになっていくのか、長期的な展望に立っていくというようなことが前提かと思うのですが、今回議案として補正が出されてきましたが、矢吹小学校の大改修の事業、あるいは災害公営住宅が着実に進捗、今されている状況でございますが、それらについて長期的な展望に立った上でのものとして計画されているのか。

例えば、小学校といえば、縦割りの要素でどうしても行政というのは見てしまう。矢吹小学校であれば矢吹小学校、あるいは中畑であれば中畑小学校というような、そういう縦割りの、あるいは課ごとの中での部分で区切られてしまうような見方がございます。やはり横断的に、全体として矢吹小学校もあれば中畑小学校もあり、三神小学校もあり善郷小学校もあるというような、そういう小学校という枠全体でもって横断的に見ていくという、そういう視野も必要ではないかと。そういったものについて見ていく。あるいは災害公営住宅に関しましても、長屋と戸建てという方法がございまして、そういう社会環境の変化に伴って今現在進行されている、またはこれからやろうとしていることが、長期的な持続可能なまちづくりの上に立った施策であるのかどうかという整合性についてお伺いしたいと思います。

また、先ほども申し上げましたが、集落等の人口が減少してきた中にありましては、買い物弱者とかそういった方々、いわゆる公共交通というものを軸としたまちづくりが各自治体においては進められていく、そういう動きがございまして。県内におきまして、小高町または田島町におきましては、タクシー事業において公共交通を軸というタクシーをしてみるというような実証事業が行われておりまして、天栄村におきましても間もなく始まるのではないかと。このようなお話を聞いております。このように、整合性及び公共交通を軸とするまちづくりに対してどのように取り組まれるのかということをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、少子高齢化や超高齢化が進み過去に経験したことのない局面を迎えている中、地方自治体はどのような姿勢で行政のかじ取りを行うのかとのおただしであります。直面する課題といたしましては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興を確実に進めることであり、平成26年度は矢吹町復興計画の復興元年であることから、復旧から復興へとかじを切り、震災前より活力のある町、安全・安心なまちづくりを着実に進めていくことであります。

また、本町においても人口減少社会を迎える中にありますので、子育て支援策や若者定住、行政区活動支援など各種施策を充実させることで、それぞれの地域の特性に応じた地域づくりを進め、コンパクトシティの考え方を取り入れながら、将来を見据えたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

これからの人口減少社会における基礎的自治体の役割、自治体経営を考えますと、人口と税収の減少を前提に、少子高齢化が必要とする多様で高度化する住民ニーズに応える自治体経営を行わなければなりません。そのためには、行政があらゆる公共的サービスを提供することには限界があり、住民を初めとしたNPOや行政区、民間企業といった多様な主体が公共的サービスの担い手になる、新しい公共、協働のまちづくりの実現が不可欠であると考えております。

このような理念は、第5次矢吹町まちづくり総合計画にも示されておりますが、昨今、地域の支え合いの基盤として、市民活動、行政区活動等が広がりを見せております。市民活動としては、町内の2つのNPO団体が指定管理者としてまちづくりの担い手になっているほか、平成26年度は4つの任意団体が、矢吹町まちづくり団体支援事業に取り組んでおります。また、行政区活動としては、平成26年度は行政区活動支援事業として19の行政区が実施予定であり、集落を中心に、農地保全や環境保全を目的とした多面的機能支払交付金事業についても、14の行政区等が取り組む予定となっております。

町といたしましては、新しい公共、協働のまちづくりの実現として、町の復興を優先しながら将来へ向けた支え合いの基盤づくりを行い、総合計画に基づく自治体経営や財政規律の確保に努めながら、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、今年度は平成28年度からの新たな総合計画として、第6次矢吹町まちづくり総合計画の策定作業を行っており、現在、こんな町いいな指標等の住民アンケートの取りまとめや子供ワークショップの開催など、多くの住民の皆様のご意見、ご提案をいただいております。今後については、人口減少社会という厳しい時代にあっても、希望の持てる、みんなで支え創造する私のふるさと、さわやかな田園のまち・やぶきの実現へ向け取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、近年の決算状況についてのおただしであります。本議会で決算認定として提案しております平成25年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入102億3,718万8,000円、歳出94億4,142万3,000円、形式収支7億9,576万5,000円であり、翌年度に繰り越しする財源4億5,165万2,000円を除いた実質収支は3億4,411万3,000円であります。

平成25年度の歳出決算額94億4,142万3,000円は、平成23年度歳出決算額に次ぐ過去2番目の決算額であり、平成23年3月の東日本大震災の影響から、平成23年度以降の予算執行については、平成23年度歳出決算額105億391万円、平成24年度歳出決算額93億2,708万3,000円、そして平成25年度歳出決算額94億4,142万3,000円となり、いずれも90億円を超える過去に類のない決算規模が続いております。

平成25年度歳出決算額のうち、震災復旧・復興事業分は約26億4,400万円であり、主な事業として農業施設を初めとする災害復旧事業5億3,865万6,000円、堰の上地内の災害瓦れき仮置場の整地を行った災害瓦れき処理事業1,625万6,000円、田内・柿の内地区等の住宅除染及び仮置場造成等の放射線対策事業10億9,879万5,000円、大池公園等の公園除染及び田内・柿之内地区の道路除染対策事業9,533万円、町農産物の風評被害払拭PR事業1,062万9,000円、屋内外運動場整備事業7,634万7,000円、災害公営住宅整備事業4,747万8,000円であり、これらの事業分を除くと約67億9,700万円であり、ほぼ例年とおりの決算額であります。

これらを踏まえ、平成25年度決算の財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率は16.0%で前年の16.9%から0.9%減、将来負担比率は141.6%で前年の155.0%から13.4%減となり、いずれの指標においても早期健全化基準を下回り、着実に改善している状況であります。

次に、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支についてであります。議員おただしのこれらの収支は、地方公会計でいわゆる財務4表の中の資金収支計算書で示される収支項目であります。資金収支計算書は、1年間の行政活動を資金の流れから見たものであり、3つの収支区分に分類されます。資金の流れを表した点では歳入歳出決算書と同じですが、3つの収支に区分することで活動別の資金調達と資金使途を把握することができます。

1つ目の経常的収支の部では、通常の行政活動による資金収支の状況、2つ目の公共資産整備収支の部では、道路や学校等公共資産整備による公共事業に伴う資金の使途及びその財源状況、3つ目の投資・財務的収支の部では、投資活動や地方債償還による資金の出入り状況が示されております。

平成24年度一般会計決算の資金収支計算書による3つの収支状況を見ますと、経常的収支額は前年比で7億8,416万9,000円減少したものの、14億8,021万8,000円の黒字となっております。支出の主な内容は、物件費が除染対策事業の実施により5億6,826万2,000円増の16億2,954万9,000円、社会保障給付が県南・会津・南会津地域給付金事業の実施により6億4,606万5,000円増の15億8,301万8,000円です。収入の主な内容は、地方交付税が震災復興特別交付税の減により14億5,011万8,000円減の22億7,308万5,000円、国県補助金等が県南・会津・南会津地域給付事業交付金や除染対策交付金により、12億2,301万7,000円増の31億6,981万8,000円です。

次に、公共資産整備収支額は3億2,712万2,000円の赤字となっておりますが、前年比で1億5,975万円減少しております。支出の大部分となる公共資産整備収支の7億8,053万1,000円は、矢吹中学校改築事業の減により前年比で9億3,253万2,000円の減となっております。収入の主な内容は、地方債発行額が学校教育施設整備事業債の減により4億6,160万円減の2億2,670万円です。

次に、投資・財務的収支額は13億7,752万3,000円の赤字となっておりますが、前年比で3億5,117万6,000円減少しております。支出の主な内容は、基金積立額が財政調整基金積立金の減により7億2,985万7,000円減の4億6,851万9,000円です。一方、収入の主な内容は、国県補助金等が市町村復興支援交付金の減により

2億7,618万4,000円減の7,216万1,000円であります。

ほかの多くの自治体同様、本町においても、経常的収支の部で生じた収支黒字により、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支赤字を補填している状況であることがわかります。なお、平成24年度については、経常的収支の部の黒字額より公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の赤字額が大きいため、平成24年度中に現金残高が2億2,442万7,000円減少したことになります。

また、平成25年度一般会計決算の資金収支計算書による収支状況の見通しにつきましては、経常的収支は県南・会津・南会津地域給付金事業の終了や財政調整基金取り崩しの減等により約18億9,500万円の黒字となる見込みであります。

次に、公共資産整備収支については、除染仮置場造成工事等により約4億1,800万円の赤字となる見込みであります。

次に、投資・財務的収支については、東日本大震災からの災害復旧事業が完了したことに伴う特別会計繰出金の減や、災害公営住宅整備事業の財源となる東日本大震災復興交付金の増があるものの、約11億1,800万円の赤字となる見込みであります。

なお、平成25年度については、経常的収支の部の黒字額が公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の赤字額よりも大きいため、平成25年度中の現金残高は約3億5,800万円の増加を見込んでおります。また、平成26年度以降につきましては、東日本大震災からの復興事業、矢吹小学校大規模改修事業、災害公営住宅整備事業等に取り組んでいく予定であり、これらの事業を着実に実施するために、町税をはじめとする自主財源の確保や、有利な補助金を活用し地方債借入れ額の抑制を図りながら健全財政運営に努めてまいります。

本町では、平成23年度一般会計決算から財務4表を作成し公表しているところであります。各年度の財務4表については決算認定後に作成に着手しておりますので、平成25年度決算の財務4表についても、作成でき次第議員の皆様にご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

今後も、町民の付託、ニーズに応えながら、必要な事業そして必要とされる事業には取り組みながら、財務4表を用い、財務関係の情報をわかりやすい内容で公表し、財政状況を早期に把握することで財政運営の健全化を促進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、持続可能なまちづくりの実践として、矢吹小学校の大規模改修や災害公営住宅等の整合性や、公共交通を軸とするまちづくりについてのおただしであります。初めに矢吹小学校の大規模改修につきましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画に位置づく事業として計画的に取り組んでいるものであり、また震災後は矢吹町復興計画にも位置づけ、学校防災対策事業として学校施設の防災機能の強化を行うものであります。

ご承知のとおり、矢吹小学校は校舎の老朽化が著しく、一部耐震性に問題があるため、今議会に提出する補正予算案に計上し、子供たちの安全確保と教育環境の改善を図っていくことについて、議員の皆様にご理解を求めるものであります。

小学校をめぐる教育環境にも動きがあります。現在、政府の教育再生実行会議や中央教育審議会などにおいて、幼児教育の無償化や英語教育の前倒し、小中一貫校の制度化などが議論されておりますので、今後の学校整備のあり方について、学校施設の長寿化計画を含め、教育委員会と協議の上検討してまいりたいと考えております。

また、災害公営住宅については、矢吹町復興計画に位置づけ整備を進めており、建設後5年間は災害公営住宅として利用し、その後は町営住宅を含めた利用方法等について検討しております。災害公営住宅は、震災により住宅を自力再建することが困難な被災者の住宅確保が目的となっておりますので、用地取得を完了した予定地ごとに現地測量、地盤調査、基本設計、実施設計に着手し、早期着工、早期入居を目指してまいります。

次に、公共交通を軸とするまちづくりについてであります。交通対策は高齢者の足を確保する上でも大変重要な施策でありますので、国の新たな支援策など情報収集に努めながら検討を進め、新たな第6次矢吹町まちづくり総合計画に位置づけ実施するよう進めてまいりたいと考えております。

まちづくり総合計画は、財政との裏づけを図りながら、住民参加のもと、つくり上げて行く計画、いわばまちづくりの実用書であります。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、各種財政指標の健全性を堅持しつつ新たな課題、将来の社会構造の変化にも対応した持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） まちづくりに関して、また小学校災害工事、そして公共工事というような順序で話を、ご回答いただきましたが、まちづくりに関してなんです、何度も何度も同じようなことを聞いているというようなことも言われたりもするんですが、具体的にどのような方向に進んでいくのか、いわゆる支え可能なまちづくりを取り組んでいくとか、そういう標語的なものは沢山出てくるんですが、具体的に何をしていくのかというのがちょっと見えてこないんです。

特に、大方言われているのは、これからは地方ごとの役割分担、あるいは白河なら白河、あるいは泉崎なら泉崎、矢吹なら矢吹というような、そういう中にあるの特性があるわけでありまして、そういったものを踏まえた上でお互いに役割分担というものをしていくことが望まれる、あるいは大事な視点になってくるんじゃないかと。そんなことから、先月末に報道されましたが、定住化圏構想ですか、県南において。白河市がその中心市宣言をされましたが、そうされますと矢吹は外れのほうなのかなと思ったりもするところで、ちょっと不満もあるんですけども、とりあえずそういうような動きのもとに進んでいくことも考えられると。そうなりますと、一部事務組合とかいわゆる保育所、保育園なんかと同じように、住民との距離というものがちょっと遠くなっていく部分があるんです。

ですから、その辺はどういうふうに改善をされていくのかなと思うんですが、例えばごみ袋に関しましても、結局町で4億いらの一部事務組合のほうにはお金を出しているんですが、そのほかに燃えるゴミであれば1部55円の中から40数円ぐらいがまだ払われていると。そういったものに対しての声が出せないと、住民自体が。いわゆる住民自治の本質としての住民の声というのが、そういうところに出していけない。我々議員としてよくそういう要望を何とかしろと受けるんですけども、我々自体も発言していく場がない。議長さんと副議長さんが一部事務組合、そちらのほうの議員として行くんですが、何を議論されているかどうかというのが町民には見えてこない。そんなこともあるわけなんです。

ですから、標語として支え可能なまちづくりと言いますけれども、一体どういうことなんだというような矛

盾が、どんどん差異が開いていくということがあるんです。ですから、やはりその辺を踏まえて、今現状での整備されていない不足な部分もありますから、そこらを踏まえてどのような組織、機能というものを町長さんとしては考えているのか、いかれるのかというようなことを踏まえて、再度ご回答をいただければ幸いです。特に、各市町村での定住化圏というものをつくったわけでありまして、当然そこには将来的な視野とございますか、あるでしょうし、あるいはその中で矢吹町というのはどういう役割があるんだということもあるんじゃないかと思うんですね。そういったことをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから財政面ですが、いわゆるCF計算書、確かにCF計算書なんです、私のほうで試算したのとちょっと違っているんで、これは後で、数字に対してどうのこうの言っても始まりませんので後ほどちょっと確認したいのですが、とりあえず私のほうで20年から25年まで、今回の決算書までを踏まえて出したのですが、いわゆる経常的収支、業務活動ですね、日常的な行政のサービスを提供するために日々日常的な業務での収入、出し入れですね。地方税、税金とか地方交付税、そういったものの収入に対して、人件費とか社会保障費がどれぐらいでなっているかというような、そういう収入と支出となります。当然これは収入が多いほうが望ましいんですが、これがたしか20年から23年までは黒字かと思うんですが、24年と25年、ここはマイナスじゃないかと思うんです。これは後ほど確認したいという部分で。それからあと投資活動に関しましても、公共資産整備収支ということですが、これも23年が赤字であれば24年、25年、これも黒字かと思うんです。それから財務活動、いわゆる投資・財務的、借金とかですね、その辺を見ていった数字に関しては、20年、21年、22年、確かに財政再建ということで、野崎町長さん一生懸命取り組みました。職員さんの本当に汗を絞るような努力のもとに改善してきたわけですが、当然その分野ではマイナスだったんですが、23年、いわゆる震災以降これはプラスに転じているんじゃないかというふう思うんです。

そういう、総体的にこの3つの分野を見ていきますと、比較のおっしゃるとおり、財政的にはバランスとしては最悪な状況ではなくて、収入不足の補填を資産処分とか借金で賄いながら抑制した借金返済、再建に向けた財政というような数値は見えるんです。ただし、25年度、去年に限ってはちょっと7億幾らの収支プラス黒字なんですが、経常収支的には84%ぐらいだったと思います。という、ちょっと余り過ぎなんじゃないか、いわゆる一般的なサービスの中での活動がちょっと縮小しているんじゃないのかと。いわゆる町民さんにとっては、もっとサービスを受けられる余地があったのではないかというような印象を持つのが一つ。

もう一つは、経常収支も、これ面白いもので、右肩上がりの経済状況のときにはやっぱり借金すればこの経常収支比率というのはよくなるんですね。これ面白いですよ。借金すると財政がよくなるというんです。それがずっと、いわゆる右肩上がりの高度経済成長の中での市町村、自治体の財政だから、結局借金しても後で返せるだろうというもとに、借金すれば財政が膨らむからそれだけサービスできるという考えでやっていたわけなんです。ところが、私がこの数年来、いわゆる臨財債等の借金分を除いた経常収支はどうなっているんですかという、5%ぐらいふえているのが普通なんです、ちょっと恐らくそれはことしは5%よりもふえ幅が大きいのかなという気もするので、それもわかればお答えいただきたいし、後ほどお示しいただきたいというふう考えます。

それから、小学校とか災害公営住宅に関しての将来を見渡した中でのという部分なんです、特に小学校に関しては、町民の皆様が矢小の改修をどこまでご存じなのかという、ほとんど皆さん存じ上げていないと。

しかもスーパーエコスクールというところで、これもスクールニューディールの一環なんです。平成21年4月11か12日に出されたスクールニューディールの施策の一つに当てはまっているんですが、別にスーパーエコスクールの認定を受けなくても何かほかにもいっぱいあるんですよ、同じようなのが。補助率が変わらないような気がするんです。そうしますと中畑小学校とかも対応されるし、たしか平成17年から平成25年までの間で1,320校ぐらいがこのエコ化によつての補助金、同じです、太陽光を乗つける部分は2分の1、そのほかの部分は3分の1ということで、何ら変わらないような補助金体系で、全国で1,320校ほどもう受けられているんです。

ですから、ここで何でもかんでスーパーエコスクールというふうに考えているんじゃないで、先ほど言いましたように、もっと小学校の問題というのは町にとっては大きな問題で、矢小だけの問題ではないんです。やっぱり中畑、三神、善郷なり横断的に見た中で、特に最近町民から言われるのは、石川は5つか6つかを1つにしたと、小学校を。矢吹は何なんだということで、各地域の独自性を優先してそれでやっていますよという答弁を私聞いたものですから、それを伝えてはいるんですけども、そうじゃないだろうという意見も多いんですよ。そうしますと、やっぱりコンセンサスというものが取られているのかということ決してそうではない。まして10年後を見据えて、生徒数は中学校に行けば540名ぐらいで、同じような動態で推移していくというのはありますけれども、その先の10年とか見てみましたか。いわゆる団塊ジュニア。団塊ジュニアとそのジュニアの推移を見ていけば、ある程度想定していけるんですよ。

そうすると、本当に今矢小に給食棟を入れて10億8,000万円というのは正しい選択なのか。あるいは借金におきましても、今回本体の校舎だけで3億5,000万円ぐらいでしたか、借入をされます。しかも交付税措置がされるということで、73.3%と言っているんです。ところがこの交付税措置、ちょっとこれについて前から言っていますけれども、これは基準財政需要額に算入されるというわけで、これは補填されるんじゃないんです。例えば、矢吹町が大きい企業が来て交付税の不交付団体になったらどうしますか。今まで借金した分で宛てがっていた、その分というのはもらえなくなるんじゃないでしょうか。しかも交付税自体が3.4%ことしは少なくなつたと、去年より。25年度が。という会計監査の意見もございました。

これからも、これは1,000兆円もの借金をしていますから、国のほうのターゲットはそこを減らしていくというような計画がもう見え見えなんです。そうすると交付税措置の分、例えば1日の収入をサラリーマンで考えれば、朝8時から5時まで仕事をして、5時から夜7時まで2時間残業をしたと。残業代の手当は保証します、けど8時から5時までの部分は会社の企業の景気が悪いので本俸の部分は減らしますよとなった場合。結局そうなったとしたら減るんですよ。だから、減ってしまえば交付税の恩恵というのにあずかれない。

それは、最近自治体なんかでも指摘をしてくれておまして、交付税措置というのは措置、いわゆる基準財政、いわゆる借金は借金だと、結論から言えば。それが丸々借金の棒引きになるわけではないんだということを、鳥取県とかそういうところではもう打破しているんです。だから、交付税措置がされるから借金の40%分のお金がもらえるというわけではないんです。ですから、そこを町民の皆様方勘違いをされますし、正しくはない。これは、中学校の建設に関しても交付税措置される。財源対策さえも交付税で措置される。お金をもらえる、その部分は借金ではないんだというような印象を、これは虚飾ではないかというふうに思っちゃうんです。ですから、正しくそういったものも伝えて、将来に対しての見渡しをしていくと。

しかも交付税措置と言いますが、借金した期限、30年で借金したものは30年で返されるのかといったら、返されていないんです。そのような現状のところ、交付税に際しては交付税措置がされるからというのは、それは負担が減るといふにはイコールならないという部分を明確にお示ししますし、そこは訂正をした上で、再度縦割りの小学校の見直しじゃなくて、町全体として横断的に見た中での施策として、教育分野、学校建設にはこれぐらいを見ていくというような、20年先を見た部分で町民との議論をしていただきたい。それが可能かどうかということをお尋ねいたします。

当然、災害公営住宅に関しましても今回産建では視察に行きました。その中でやっぱり皆さんが目を見張ったのは、戸建てで建てるということですね。戸建てで建てることによって、長屋よりも将来的に5年経った場合に払い下げを行うということなんです。そうすると、町という自治体が苦しむのは、維持管理で苦しむ部分が非常に多い。建てる時は補助金をもらって建てるけれども、その後の維持管理は自分たちでせつせと払っていかざるを得ない。財政が苦しくなっているのはそれも一因しているんです。これは過去に示されているわけですよ。ですから、そういった過去を踏まえていけば、今改めて戸建てにしていくのか、従来の長屋でいくのかということ踏まえたならば、やはりもっと議論が必要であり、皆さんの意見を、案をもっと広く聴取していった方がよしいんじゃないかというふうに思いますので、その辺についてもお答えいただきたいと思います。

それから、公共の交通を軸にしてと言いますが、常に国の助成等を見ながらということですが、確かにそれもあろうと思います。だけれども、じゃ、他の行政自治体はどうなんだろうかといったら、もうその先に行っているんですね。それともう一つは、借金をするとかに対しても、やはり我々払う側、いわゆる町民の目線で申し上げます。住民自治という観点から申し上げますと、我々が借金して払ってもそれが身に返ってくるのであれば、それもやむなしという部分はありますよという意見は多いです。そして子供たち、学校に関しても、将来自分たちの子供、その孫なり、いわゆる将来の子供たちが成長する過程において負担を受けるのであれば、その負担は成長した後に払っていくということも、それも妥当であろうという意見もございます。だから、決して借金が、することがノーとかそういう画一的な見方をしているわけではございません。

そういうことを踏まえていきまして、やはり町民との対話をもっと多く時間を割いてとり、具体的な、場当たりの施策にならないように、将来を見渡したそういうコンセンサスをつくる場をもとに、再度今回の、進行中ではありますが、小学校と災害公営住宅についてはご検討をいただけるかどうかお尋ねいたします。

特に、昔からいらわれていますが、公共事業等に際しては途中ではやめない、見直さない、もう一つ誰も責任をとらないというのは過去の例でというふうにも言われているわけですから、その辺にはやはり新鋭の野崎町長さんですから、やはりそこには一つくさびを打って、これからは違うという姿勢をお示ししたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

いつもになく熱弁を振るっていただきまして、本当にありがとうございます。町を思う気持ちは一緒だなということをつくづく感じさせていただきました。

まちづくりにつきましては、もう何度も話をさせていただいております。場当たりの、さらには何の具体的な方針も明確になっていないのではないかとこのところでございますが、これについては私も今回思慮を持たせていただきました。まちづくり総合計画、矢吹町復興計画、場当たりのではございません。議員の皆様にご理解を示しながら、方針もきちっと、さらに年度もきちっと示しながら、町の事業計画の手引書ということで、今回の震災、さらには原発の事故のそうした対応も含めた、その2つの計画に基づいてまちづくりをさせていただいております。

私自身の政治方針については、ずっと言わせていただいているように、全く住民のコンセンサスを得ていないのではないかと、住民のほうにきちっとした説明がされていないのではないかとこのところでございますが、できる限りの説明をさせていただいているという、そういう自負の気持ちは持ち続けております。特に私の姿勢の中で一貫しているのは対話、小さな声にも耳を傾けるということで、まちづくり懇談会、行政区の総会、さらにはさまざまな会合に足しげく通わせていただきまして、住民の常日ごろから考えている声を取り上げていく。その中で、まちづくり総合計画、復興計画に照らし合わせて、優先順序ということをきちっと定めながら、財政も勘案しながらまちづくりを進めさせていただいているところがございます。町民目線、住民の最大幸福、そうしたことを念頭に置いて、今まちづくりを進めているということでご理解をいただきたいと思っております。

みんなでまちづくりにおいては、白河や泉崎、近隣の町村の特性、お互いの役割があるのではないかとこのようにおただしについても、これは10年以上も前から同様の考え方のもとに、今地域連携、市町村連携というようなものを視点にまちづくりを一緒になって考えていこうというような、そんな動きが出ていることについては、青山議員もご理解のとおりだというふうに思っております。それが広域間の構成であったり、一部事務組合の構成、そうした中でお互いに連携をとれるものは、そしてお互いに目指すところを、方向性をきちっと定めながら、一緒になってこの地域のあり方についても検討をしている。

また、最近になって定住自立圏構想、白河市の中心宣言が先日行われましたが、白河市を中心にしながら地域の特性を生かした中で、そうしたその特性を生かした中で広域的な地域づくり、そうしたものが話し合いが進んでいるということについてはご案内のとおりでございます。これについても、それぞれの市町村で全てを負担するというのはなかなか容易ではない。財政的な問題も含めて、それぞれの地域の特性を生かしながら大きな広がりの中で地域づくりをしていこう、そんな考え方の中でまちづくりを進めておまして、矢吹町にもそれぞれの考え方を、そして地域の特性を生かした、そうした特徴を定住自立圏、広域圏、一部事務組合の中で生かしながらまちづくりを進めていきたいと思っております。

その底流にあるのは、やはり町のキャッチフレーズであります、みんなで支え創造する私のふるさと、この矢吹づくりでございます。これらについては、公共で担う部分と民間、住民で担っていただくもの、そして矢吹町に進出している企業、団体等で担っていただくものというものを、役割分担を明確にしながらまちづくりを進めていく。それが、先ほども答弁をさせていただきましたように、非常にいい形になってあらわれてきている。まちづくり団体支援事業であったり行政区の活動支援事業であったり、さらには新たな農業政策に基づいた、そうした地域のつながりを求めた地域づくりであったりということが、非常に考え方が表に出てきて浸

透して、活動として表に出てきていることについては大変喜ばしいことだというふうに思っております。議員さんの声も多くなってまいりました。議員さんの声についても十分にお聞かせいただきながら、そうしたまちづくり、地域づくり、広域的な連携づくり、そんなことにこの後も努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の財政については、若干数字の食い違いがあるということでございます。これらの数字の食い違い等については、後ほど財政のほうと、企画経営課と財政系のほうと十分に議論をしていただきたいというふうに思っております。

なお、経済状況について、財務状況については最悪ではないというような、そんな認識も青山議員のほうから示されているとおり、この後も計画的に財政再建計画、そうした団体に陥らないような、そんなことでまちづくりを進めていきたいと思ひますし、財政の健全化に努力を払っていきたいというふうに思っております。

なお、経常的収支比率が84%で比較的良好な数字になっている。ただ、裏を返せば一般的なサービスが減少しているのではないかとということにつきましても、この後、企画経営課のほうから補足的な説明があれば説明させますので、よろしく願ひしたいと思ひますし、借金について説明がございましたが、これらについては計画的に返済をしながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

小学校、さらには災害公営住宅、そして公共交通機関についてのおただしもございました。町民の皆さんがどこまで知っているのか、そうした長寿命化計画、スーパーエコスクールということで、有利な補助金、国の支援があると言っているけれども何ら変わりがないのではないかというような、そんなおただしもでございますが、これらについては青山議員もご存じのとおり、学校の耐震化、さらには改築、改修については、平成12年度より延々と議論されているところでございます。優先順序が矢吹中学校になったということだけであって、矢吹小を含めた町内の小学校、幼稚園、保育園の耐震化改修計画については、その当時から議論がされてきております。これらについては、後ほど詳しくそうした説明を受ければ、青山議員にも理解していただけるかと思ひますし、なおかつまちづくり総合計画、さらには第5次まちづくり総合計画、矢吹町復興計画の中にも明記しながら、住民に説明を続けてきたということもでございます。

なおかつ、議員の皆様からも中学校ではなくて小学校の改築ということも視野に入れるべきだと。もしくは改修すべきだということについては、青山議員も議員のそれぞれの意見の中でそういう話も聞き及んでいるかと思うんですが、そうしたものに基づいて改修計画がまずされてきたということについて、ご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、また矢吹小学校についてはご存じのように町内の小学校でも一番古い。したがって、施設の老朽化を含めて子供たちが安全そして快適に過ごせない、そういう状況でございます。いわば待ったなしの状況にある。そういう状況において、長期的な議論を含めて、計画を横断的に、矢吹町全体の小学校の整備計画というものを踏まえた上ですべきだということについては、的を得ていないのではないかというふうに思っております。矢吹町の子供たちには良好な環境を与えていきたい。そして、今できることを、国の支援を受けながら、やれることをやっていきたい。しかも10年ではなくて20年先の子供の数を考えるということでございますが、20年、30年先が果たして明確に数字として捉えることが現時点で可能か。そして子供たちの数をふやさないために、今まちづくり総合計画があつて、人口増加政策ということで町は進んでいるのではないか。そんなことを総合的に考えれば、今の時点しかないということで、矢小の改修について判

断をさせていただきましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、借金についても、交付税措置があるから安易に借金をするのはいかがかということでございますが、決して安易に借金を繰り返しているわけではない。先ほども言ひましたように、財政健全化の判断比率、そうしたものを十分に勘案しながら、借金しても町の財政が決して悪くなる、そういう状況にはないことをきちつと判断した上で、学校の改修計画をされているということをご理解いただきたいと思ひます。

したがひまして、借金をしても財政が悪化するわけでもなく、しかも長期的なシミュレーションの中でそうしたことに陥らないように、優先順序として費用対効果、そうしたものを勘案しながら、財政健全化をもとにしながら、正しく住民の皆様にも理解していただきながら進めていきたいというふうにおもっておりますし、不交付団体になった場合なんていう話をしておりますが、非常にそうなれば嬉しいなというふうにおもっております。矢吹町の財政では今、自主的な財源が20数億でございます。不交付団体ということになると約50億円近い、そんな税収、自主財源が見込めるということになる。30億円近くも自主財源がふえるということになれば、私は一日でも早く不交付団体というような、そんなことも視野に入れてまちづくりを進めていければ大変ありがたいなというふうにおもっております。

災害住宅についての必要性については、青山議員も十分に理解していただけるかと思ひます。自力で住宅を再建できない方、そうした方が矢吹町に大勢おります。そうした緊急避難的なことを考えていきますと、災害公営住宅については場当たりのではないし、必要不可欠なものだというふうにおもっております。

この後の利用については、先ほどの答弁でも話をさせていただきました。これらについては町営住宅という視点で、今後の町営住宅への移行ということも含めて検討しておりますし、戸建て住宅にするか長屋形式にするかということについては、この後十分に担当課、さらにはいろんな専門家の話を聞きながら決定していきたいというふうにおもっておりますので、払い下げの問題等についても貴重なご提案をいただいたことについては、十分に参考にさせていただきたいというふうにおもいます。なお、これらについても青山議員ご承知のとおり、町営住宅を含めた町の住宅整備計画というものがございます。決してその計画に無視した形で町営住宅の整備を進めていることではないことについても、ご理解をいただきたいと思ひます。

公共交通機関については、財政的状況、さらには優先順序を考えて、十分に、前向きに、早目にとというような話がございますけれども、これらの内容等については十分に私どもも認識しております。ただ今回の震災、そして原発事故、そうしたことを総合的に考えてみますと、今すぐにも必要であるかどうかという判断は、青山議員の先ほどの熱意ある質問等と同じように、住民も、そして多くの議員の皆さんも、そして職員も同じような考え方にはない。やはり優先順序、投資対効果、経費を考えていきますと、今すぐというものについてはちょっと難しい面があります。今後検討していきたいということで、先ほども第6次まちづくり総合計画の中で検討していきたいという話をさせていただきましたが、十分に検討をしていきたいというふうにおもっておりますし、もちろん町政を執行する上で、私自身はその場限り、誰も責任をとらないというような、そんな姿勢で臨んでいるわけではございませんので、その点については十分にご理解をいただきたいと思ひますし、私自身も覚悟を決めながら今はまちづくりを進め、責任の所在のあり方についても十分に私自身強く認識させていただいておりますので、ご理解とご協力、ご支援をお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

企画経営課長、阿部正人君。

〔企画経営課長 阿部正人君登壇〕

○企画経営課長（阿部正人君） 6番、青山議員のご質問にお答え申し上げます。

青山議員からはさまざまな面から財政的な分析をしていただきまして、いろいろご意見をいただきました。ただ、その分析の数値をどの帳票からどのように拾われたのかというところ、よく把握しておりませんので、詳細につきましては先ほど町長が申しあげましたように、私どものほうと後ほど情報交換ということとさせていただければというふうに思います。ただ、財政運営上の基本的な考え方として3点ほど、ご質問に関連した部分でお話しさせていただきたいと思います。

まず、経常収支比率につきましては、数値的に改善されているというお言葉をいただきましたけれども、25年度の決算では形式収支が7億余りあるということで、もっと住民に対してサービスができたのではないかとご指摘がありましたけれども、私どもとしては必要なものについて、必要とされるものについては財政調整基金を取り崩しながらもという考えであります。やはりこの25年度中に歳入として多く入った分については、なるべく有効に活用しながら、できれば翌年度にも繰り越し、あるいは基金積み立てということで考えていくというところでありまして、ご理解いただきたいと思います。

あと2点目、臨時財政対策債の考え方でありまして、これは国の地方財政計画の中で交付税総額について措置できないものについて、振りかえ分としての臨時財政対策債としての措置であって、これについては後年度交付税で措置されるということで認識しておるものであります。

ただし、3点目でありまして、交付税については措置されるというところは、交付税の計算上に、基準財政需要額に算入されるだけではないかというご指摘がありますけれども、そのことにつきましては、どの数字をお使いになられたかというところで、後ほどご意見をいただきながら私どものほうでも検討はしてまいりたいというふうに思っております。ただ、制度上は73.3%というものは間違いのないものであり、今回の矢吹小学校の建設事業、改修事業につきましては、この事業を選んで着手するということについては、矢吹町として大変よい判断になるのではないかと考えておるところでございます。財政の健全化ということで非常に重要な課題でありますので、十分慎重に検討しながら健全化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） ちなみに時間は何分でしょうか。

○議長（諸根重男君） 6分です。

○6番（青山英樹君） ありがとうございます。

まず、町長の答弁の中で、安易に借金を繰り返しているわけではないというような発言でございましたが、私は借金をするなということをやっているんじゃないかと、先ほど言いましたが交付税措置、今の阿部課長ともダブりますけれども、交付税措置というものでもって手当てされる、借金が棒引きになるというような、そう

いうイメージのものに補助金扱いされていると。あくまでも交付税措置に対しては、数値を使ってどうのこのじゃなくて、阿部課長の答弁にもございましたが、数値は使わずに、これはいわゆる交付税を計算する計算式の中の、基準財政需要額というところに算入するんですね。ですから、そこまでとまっているはずであって、結局起債に対して補填するとは書いていない。そこがまず1点。ちょっと大分、的をこちらのほうに矢印でもって曲げられている部分が多分にありまして、例えば今の交付の措置もそうですが、借金するのじゃなくて、あくまでもお金が補填されるような印象でもってとられてしまって、73.3%の補助というようなことで書いてありますので、そこは正しくないだろうと。やっぱり借金したなら借金するで正しい理由を言えばいいし、ただ手当でもらえるからというような、負担感がないような、そういう表記はまずいいのではないかというふうに思います。

それから、あと定住自立圏構想ですけれども、行政側、あるいは町長さん、町長として参加されていますからよくわかるんですが、町の中の町民さんの目線から言えば、はっきり言って電車で行けば白河までは14分、郡山までは24分で行ってしまうと。そうすると、白河という部分に限るといっても、町民の目線から言うと余り限ってこないんですね。どっちかといったら郡山のほうが買い物するなりそういったものでは主流になってきているんじゃないかというようなこともありまして、そういう意味も踏まえてもっと、声を聞いているということですから、広くそういうことを聞く場なり、もっと意見を、町民の民意が入るような仕組みづくりをしてはいかげんではないですかということをお願いしています。

それから、不交付団体という話もありました。私は不交付団体のことに話言っているんじゃなくて、そういう状態になる、いわゆる交付税措置が、交付税が減らされていくということが可能となりますよと。そういうときに交付税措置はどういう金額の推移になるのか。例えば、今回起債される分について交付税措置がされるというのであれば、何年間でもって幾らずつという、その交付税措置の期限、期間、金額が明確に示されるのか。示されないじゃないですか。そういう性質なんです。ですから、間違いなく補充されるというようなことが言えるかどうかというのはこれまた曖昧で、また国のほうもわざと曖昧にしているんですね。

そもそも中曽根政権のときに公共工事は減らしたくない、減らせば財界から文句を言われる。じゃどうするんだと言ったときに、これは地方に借金させればよかったわけですよ。それを後で払うようにしてやれば問題ないだろうというのが、中曽根さんのときの施策なんです。だから非常に曖昧なんです。ファジーなんです。だからそれを借金返済として、全額借金分が穴埋めされるんだということじゃないということです。それを穴埋めされて交付税措置でもってお金が全部借金しても返ってくるんだというような印象をもとに囚われるのは、それはちょっとまずいだろうと。正しくないというふうなことでございます。

私の意見に対しての答弁をいただけるならばお願いいたします。時間があるかどうかちょっとわかりませんが。以上でございます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔発言する者あり〕

○議長（諸根重男君） 時間なんですけれども……

〔「そんな勝手なことできないでしょう。ちゃんとしてくれよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） わかりました。時間でございますので、終わりにしたいと思います。

以上で6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

(午前11時05分)

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

(午前11時16分)

---

◇ 鈴木隆司君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告2番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

[5番 鈴木隆司君登壇]

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴に来ていただきまして、改めて敬意を表すとともに厚く御礼を申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、私は4点ほど質問をさせていただきます。さきの同僚議員と重複する部分もありますが、具体的な質問をいたしますので、わかりやすい答弁でよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、1番、矢吹小学校大改修工事と将来の小学校ビジョンについてということでお尋ねを申し上げます。総額計画約11億円近い金額をかけて、矢吹小学校の大規模改修工事が計画されております。これは、矢吹中学校の新築工事に続く大規模な事業となるわけでございます。そこで、3つほど質問をさせていただきます。

小中一貫、あるいは少子化による将来の小学校統合案、あるいはさまざまな変化が予想され検討されている中での着工となるわけでございますが、町の小学校のあり方に対する中長期的なビジョンについてお伺いをいたします。

それから、2番目、同じく総額約11億に対する補助金と町の自己持ち出しの内訳の金額をお尋ねをいたします。また、それによりまして実質公債費比率、あるいは将来負担比率等の町への財政への影響はどうなってくるのかということで、お尋ねを申し上げます。

3番目です。当面統合を考えない方針でいくのであれば、より老朽化の激しい中畑小学校の北校舎を初めとした三神小、善郷小等の老朽化による安全対策は、町として今後どういうふうな進め方、考え方でいくのかをお尋ねをいたしたいと思います。

2番目です。災害公営住宅について質問をさせていただきます。町内に52戸の新築が計画されている災害公営住宅の進捗状況についてお尋ねをいたします。

まず1点目です。土地取得状況は順調だと聞いておりますが、1カ所につきましてまだ決まっていないと伺っております。その件の進捗状況をご説明を願いたいと思います。

2番目、着工開始時期と完成時期について、また工事業者選択はどのように進めていくのかということでお尋ね申し上げます。今月9月1日の福島県の地方紙によりますと、新聞半分大きく使いましてこういった記事

が載っております。復興住宅整備におくれ。資材高騰、人手不足。それで相次ぐ契約不調ということで、このように新聞に大きく記載されておりますので、矢吹町の計画としては順調にいくか、町の考え方をお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、3つ目ですが、計画にある連棟式の集合住宅タイプではなく、将来の払い下げを検討して一戸建て個別タイプにするべきだというような声も多々あります。これは、補助金の絡みや縛りという部分も多々あると思えます。また、将来に向けて、町としては町営住宅として、老朽化した町営住宅として代替して使っていくという方針もあるようですので、この辺のほうの具体的な説明をお願いしたいと思えます。

3番目、除染現況と今後の進め方についてお尋ねを申し上げます。町内西側地区の面的除染は順調に進んでおります。その他の地区の除染対策と今後の着工について、具体的にお伺いをいたします。

最初に、数値が低いとされている東側であります。町に点在しているいわゆるホットスポットの把握状況は、町としてはどの程度把握しているのかをお尋ねいたします。

2番目です。地表よりはるかに数値が高いと予測されている道路側溝の除染について、いつ、どのような方法で実施していくのか。また、その仮置場の確保は今後どう考えていくのかという点でお尋ねを申し上げます。

それから、3つ目です。町内のため池、河川の今後の除染計画はどうなっているのか。また、今後二、三年の除染費用の概算総額と中長期的な除染に対する町の考え方についてお尋ねを申し上げます。

このため池、河川でございますが、ここ最近の報道によりますと、国・県としては基本的に、例外を除いて河川、ため池の除染はしないというような報道が最近されております。これは、昨年ですと、ため池については大雨とか台風とかのときに水が拡散されて、底の汚泥が上水として出る可能性がある中で、底にたまった汚泥を何らかの工法で固める必要があるというような国・県の考えだったんですね。それが約1年たちまして、例外を除いて河川、ため池はやらないんだというような報道がされておりますが、矢吹町の河川、ため池のそういう状況についてお尋ねをいたしたいと思えます。そして、ご存じのとおり、今順調に矢吹町も除染が行われておりますが、あくまで放射能というのは次々降り注いでくるわけですね。そういう意味で今後の予算、概算総額と中長期的な町の考えをお尋ねということでございます。

最後に4番目、町内の公園についてお尋ねを申し上げます。

遊具が新しく一新され、子供や保護者の方々には大変好評であります。ただ、私のほうに、こういった点では大変好評でございますが、2点ばかり問い合わせがございまして、その件についてお尋ね申し上げます。

公園を訪れる人々の駐車場がないとの声があります。現在のところ路上駐車というような状況でございますが、町は現状をどのように把握しているのかをお尋ねいたします。

2番目ですが、中畑地区の中心に公園がなく、早期着工の要望がございまして。また、三神地区にも公園が少ないということでございまして。矢吹地区に比べて中畑地区、三神地区の公園が明らかに少ない状況でございますが、町の今後の計画と展望をお尋ね申し上げます。そして、今の1点目の駐車場の問題、2点目の三神、中畑地区の公園の問題のこの2点を含めまして、地域からどのような陳情、要望が現在上げられているのか、わかりましたらお答えをいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹小大改修工事と将来の小学校ビジョンについてのおただしですが、町内4小学校の校舎改修事業につきましては、矢吹中学校改築事業とともに、第5次矢吹町まちづくり総合計画の事務事業に位置づけをし、これまで学校建築計画の専門家などの意見を伺いながら、議員の皆さんを初め、多くの町民の皆さんと議論を重ねてまいりました。

青山議員への答弁と重複いたしますが、矢吹中学校改築事業につきましては、ご承知のとおり財政再建が大きな課題でありましたが、矢吹町財政再建3カ年計画の取り組みにより財政再建が図られ、東日本大震災の復旧・復興業務の中、昨年度事業が完了したところであります。

町内の教育施設の中で、特に矢吹中学校を優先した改築事業に取り組んだ理由は、中学校が他の教育施設に比べ最も古いことから、耐震強度が弱く危険度が高いため先に事業実施すべきと判断したものであります。他の教育施設についても、子供たちの安全・安心な教育施設の確保及び環境の整備について、財政状況を勘案しながら計画的に整備していく考えは、これまでと同様であります。

矢吹小学校の旧校舎は、建築から45年が経過し老朽化が進行しており、子供たちの安全・安心、よりよい学習環境のため、大規模改修が必要な時期を迎えております。これまでも町内4小学校、幼稚園及び保育園の耐震補強工事を進めながら、改修のあり方、学校の地域における役割などについて、あらゆる機会を通じ意見を伺ってまいりました。さらに、平成24年度に文部科学省が環境を考慮した学校施設の整備推進として、ゼロエネルギーを目指したスーパーエコ実証事業の指定を受け、矢吹小づくり検討委員会を設置し、教職員との意見交換会、ワークショップなどの開催により、より多くの皆様からご意見をいただくことができ、検討が深められ、長寿命化改修事業という有利な補助を活用できることもあり、今回、矢吹町の未来を担う子供たちのため、矢吹小学校改修工事の実施を決断したところであります。

議員おただしの、小学校のあり方に対する中長期的なビジョンについては、施設の長寿命化計画を含め、教育委員会と協議の上、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、総額11億円の補助金と自己起債の内訳についてのおただしですが、本定例会の一般会計補正予算として、厳しい財政運営の中、財政調整基金を取り崩しせず矢吹小学校大規模改修事業の予算を計上させていただきました。

矢吹小学校大規模改修事業につきましては、平成26年度から3カ年計画で事業費総額10億8,600万円を見込んでおり、その財源内訳としましては、国庫補助金3億5,292万8,000円、起債6億3,840万円、一般財源9,467万2,000円であります。なお、起債借入額のうち約56%にあたる3億5,440万円については、後年度に返済金額の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入される、いわゆる交付税措置のある有利な起債の借入れを見込んでおり、実質の町単独負担は、自己資金による起債償還額2億8,400万円を含め3億7,867万2,000円を見込んでおります。

次に、実質公債費比率、将来負担比率等、町の財政への影響はどうかのおただしですが、平

成25年度決算において、実質公債費比率については前年比0.9%減の16.0%、将来負担比率については前年比13.4%減の141.6%となりました。

実質公債費比率についていえば、ピーク時の平成18年度決算25.1%と比較しますと、平成25年度決算では9.1%減少しており、大幅に改善され、一步一步着実に健全財政へと向かっております。しかしながら、これらの比率は県内において、順位のみでいえば上位に位置していることも認識しておりますが、いずれの指標も、財政健全化法で示されている財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準を下回っている状況であります。これまでに矢吹町財政再建3カ年計画の成果等により財政再建の実現を図ることができ、東日本大震災からの復旧・復興事業に取り組みながら、昨年度矢吹中学校改築事業が完了したところであります。

議員おただしの、矢吹中学校改築事業に続く大規模事業である矢吹小学校大規模改修事業を実施することによる実質公債比率、将来負担比率等の町財政への影響であります。矢吹中学校改築事業の地方債償還や、隈戸川地区の国営かんがい排水事業の負担金償還等があるものの、多額の財政負担を強いられていた。過去の大規模事業である駅周辺整備事業や四季彩通り整備事業の償還は平成25年度に、保健福祉センター建設事業や十三観音周辺整備事業の償還は平成27年度に終了するため、矢吹小学校大規模改修事業に取り組んだとしても、各比率の大幅な上昇はないものと見込んでおります。

平成29年度までの試算は、実質公債費比率については16から17%前半の数値、将来負担比率については150%台の数値で推移していくものと見込んでおります。今後の財政運営につきましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町復興計画に基づき、国の有利な補助金を活用しながら、徹底した事業の選別及び地方債借入額の抑制をしつつ、平成28年度からの新たな第6次矢吹町まちづくり総合計画では、さらに事業の優先順位、業務内容の精査を図り、持続可能な財政基盤を確立し、健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中畑小北校舎を初めとする三神小、善郷小の老朽化による安全対策についてのおただしであります。各小学校とも建築されてから30年から40年が経過し、老朽化が進行しており、今後、計画的に改修工事について検討を行う必要があると考えております。なお、その際には全校児童数や複式学級の可能性の有無等を含め、4小学校全体について検討していくべきものであり、中長期的には財政を見通した立脚した整備を進めなければならないと考えております。詳細につきましては教育長より答弁させますが、本町の宝である子供たちの健やかな成長のため、安全・安心な学校生活、よりよい学校環境のもとで学習できるよう検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害公営住宅の進捗状況についてのおただしであります。本事業は東日本大震災により住宅が被災し、住宅を自力で再建することが困難な世帯を対象に、居住の安定確保を図るため災害公営住宅を整備、供給する事業であります。平成24年度より事業に着手し、昨年度は意向調査等を行いながら基本計画を策定し、全体で52戸の災害公営住宅を計画しております。

初めに、土地の取得状況についてであります。建設予定地は町内4地区を予定しており、中畑公民館脇の予定地は町有地として確保されており、円谷呉服店跡地につきましては昨年度に売買契約を締結しております。また、旧商工会跡地につきましては本年8月に売買契約を締結したところであり、隣接する旧薫跡地につきましても、地権者より用地提供と物件補償の内諾をいただいております。現在契約に向けた最終協議を進めていると

ころであります。残る1つの予定地につきましては、災害公営住宅が復興計画の最重点課題であることを鑑み、中心市街地の復興も含めさまざまな観点より候補地を決定し、できるだけ早期の用地取得に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、着工開始時期と完成時期についてのおたただしですが、用地取得をすでに完了した予定地ごとに、現地測量及び土質調査、基本実施設計に着手しており、中畑地区及び円谷呉服店跡地においては、12月の建設工事の着手、平成27年3月の工事完了、4月の入居開始に向けて事業を進めております。旧商工会、薫跡地においては、平成27年4月の建設工事の着手、平成28年3月の工事完了、4月の入居開始に向け事業を推進してまいります。また、地区ごとの計画戸数につきましては、中畑公民館脇が4戸、円谷呉服店跡地が14戸、旧商工会、薫跡地を含むその他の予定地につきましては今後戸数の検討を進めてまいります。また、工事業者選定方法につきましては、町内及び県南地域の建設業者による競争入札による業者を選定したいと考えております。

次に、将来の払い下げを考慮した一戸建て個別タイプの建設についてのおたただしですが、現在町で管理している町営住宅の老朽化が著しく、計画的に取り壊しを進めていることから、災害公営住宅として使用した後に一般の町営住宅として管理し、将来にわたり供給可能な町営の住宅戸数を確保するため、払い下げにつきましては現時点では想定しておりませんが、今後協議を深めてまいります。

今後も、災害公営住宅の整備に当たりましては、資材、人件費等の高騰、入札不調等のさまざまな困難も予想されますが、早期の建設に向け鋭意努力し、被災された皆様の居住の安定確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染の現況と今後の進め方について、数値が低いとされている東側に点在するホットスポットをどの程度把握、確認しているのかのおたただしですが、本町における除染の現況としましては、柿の内地区及び田内地区全戸の住宅除染が完了し、汚染土については両地区に設置しました仮置場内で安全に管理されております。また、4区五本松、2区井戸尻地区については、8月末現在で49戸の住宅除染が完了し、進捗率が25%となっており、年度内完了を目指し鋭意取り組んでおります。

その他のJR東北本線西側地域については、8月末現在で詳細モニタリング調査が進捗率99.5%とほぼ完了し、現在は年度内の除染事業着手に向け、地元行政区と協議調整を行なっております。JR東北本線東側地域につきましても、7月から1月までの日程で詳細モニタリング調査を実施しており、8月末現在で34.3%の進捗率となっております。また、中畑地区については11月から1月まで、三神地区については1月から3月までの期間で詳細モニタリング調査の実施を予定しております。

JR東北本線東地域の放射線量は現在調査中ではありますが、全体的に線量が低下傾向にあり、7割から8割くらいの世帯で、敷地内の空間放射線量が除染基準である地表から1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルトを下回っており、除染を実施しなくても生活空間における安全・安心が確保できるものと見込まれます。一方、除染を実施する世帯につきましても、面的除染に該当する世帯はほとんどなく、部分除染やスポット除染での対応になるものと見込まれます。

なお、今後、詳細モニタリング調査を実施する中畑地区、三神地区におきましても、一部の地区を除いてはJR東北本線東側地域と同様の結果になるものと見込まれます。町といたしましては、詳細モニタリング調査による結果を町民の皆様にも早急にお知らせするとともに、ホットスポット等の住宅除染を迅速に実施できるよ

う鋭意取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道路側溝の除染と仮置場の確保についてのおたただしであります。道路側溝の除染につきましては、住宅除染が完了した後に道路除染とあわせて行っております。これまで住宅除染が終了しました田内、柿の内地区の道路除染が完了しており、現在は住宅除染を実施している4区五本松、2区井戸尻地区の道路側溝を含めた道路除染の準備を進めております。

道路側溝の除染方法については、事前のモニタリング調査を実施する際、土砂が堆積している箇所等は側溝のふたを外しながら調査を行い、側溝内の堆積物の撤去を含めた除染作業を実施しております。

なお、仮置場につきましては、現在町内で3カ所目となる堰の上地区仮置場を設置しておりますが、今後実施予定の各種除染事業で発生する汚染土量を試算しますと、最低でも堰の上地区仮置場と同規模の仮置場が1カ所必要であると見込んでおります。仮置場の確保につきましては、地元行政区はもちろんのこと、地区住民や地権者の協力が不可欠であるため、丁寧かつ迅速に協議、交渉等を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ため池、河川の除染についてのおたただしであります。8月22日、環境省が主催する有識者会議、環境回復検討会において、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う河川やため池等の除染について方針が示されました。この検討会では、これまでの調査や解析結果をもとに、河川や湖沼、ダム、ため池の底で高い放射性セシウム濃度が検出される場合であっても、水の放射線に対する遮蔽効果により被曝の影響は極めて小さいと判断されるため、除染の必要性は極めて少ないと結論づけられました。

本町といたしましては、これら環境省の方針を踏まえ、現時点では河川の除染についての必要性は低いものと考えておりますが、環境省では引き続き河川や湖沼のモニタリングを行い、長期的な視点で調査研究を実施する方針であることから、今後の状況を注視しながら町独自の放射線量調査、モニタリングの経過を踏まえ、沿線住民の安全確保のため万全を期してまいりたいと考えております。

また、ため池の除染につきましては、環境省の方針を受け県南農林事務所に問い合わせたところ、生活環境区域のみを除染するという環境省の方針であり、ため池については当該区域に含まないため、一般的な除染交付金には該当しないとのことでありました。しかしながら、農林水産省としては、放射性物質が高濃度で農作物に影響を及ぼす可能性がある限り、放射性物質の低減を図りたいとの考えであり、これを受け、県では農業の復興を目的とする事業を対象として福島再生加速化交付金を活用し、平成25年度に示された、ため池等放射性物質対策実証結果と評価に基づき、土粒子等の沈降を促進する方法、底質の巻き上げを抑制する方法、底質を固化、被覆し、底質の流出を抑制する方法、底質をしゅんせつ、除去する方法等により実施するため、汚染拡散防止対策制度を創設する検討をしているところであります。

さきの第380回定例会において角田議員へ答弁させていただいたとおり、町内全てのため池47カ所の放射性物質モニタリング調査を昨年実施しており、一部に基準値である8,000ベクレルを超える箇所がありますが、放射性セシウムは土粒子等の濁り成分に吸着、固定されている状態となっているため、稲に直接吸収されにくいため、本町の全袋検査においても基準を超える放射性セシウムの検出はされませんでした。しかしながら、農作物の安全・安心に万全を尽くし、農家の皆様の経営の安定を図るためにも、当該制度が創設され次第、除染作業に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、県の基準が示され、除染作業の工程と、さらに工事費総額が明確になった時点で議員の皆様にもお知らせしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内の公園について、遊具が一新された公園に駐車場がないとの声をどう把握しているのかのおたがしでありましたが、町で管理しております都市公園は、大池公園を除き街区公園と位置づけており、近隣住民が徒歩で利用することを前提に整備されているため、現時点で駐車場は整備されておられません。また、国土交通省の交付金を財源とした公園の新設や、老朽化した遊具、施設等の更新については、都市公園に指定している公園に限られており、かつ都市公園に指定するにも面積等の要件があるため、住宅地にある小さな公園の遊具等については交付金の活用ができず町単独費による更新となるため、財源の確保が課題となっております。

さて、昨年度遊具を一新した公園は、大池公園、小池公園、ひまわり公園、新町公園であります。そのうち大池公園、小池公園につきましては既存の駐車場が隣接しておりますが、一方でひまわり公園、新町公園につきましては駐車場が整備されておらず、遊具の更新直後から、利用者や行政区から駐車場確保に対する要望を受けております。そうした町民からの要望に早急に対応するため、ひまわり公園につきましては、2区コミュニティセンター前の広場の所有者に承諾をいただき、その広場へ駐車していただくよう案内看板を設置いたしました。また新町公園につきましては、公園北側に矢吹土地改良区の水路を挟んで町有地があり、現在、安全対策を含め駐車場整備に向けた検討を行っております。

次に、中畑地区に公園がなく早期着工の要望があるがどう考えていくのかのおたがしでありませんが、議員おたがしのとおり、中畑地区には各集会施設に簡易な遊具が設置されているだけで、都市公園や農村公園に該当する公園は整備されておられません。

町に対しても地区住民の皆さんから公園設置要望の声が届いており、中畑地区の子供たちの健やかな育成のためにも公園設置は大変重要な施策であると考えておりますが、現在設置に向けた計画には至っておりません。公園の建設に当たっては多くの費用を要することから、何らかの補助事業の採択や有利な交付金等の活用が必要であり、復興庁や国土交通省等に対して要望を行うとともに、財政状況を見定め、建設の方向について鋭意検討してまいります。

最後に、これら地域からの陳情要請状況についてのおたがしでありませんが、ひまわり公園、新町公園の駐車場設置や中畑地区への公園設置について、書面による陳情書は現時点で提出されておられません。行政区長や地区住民の皆さんからは個別に設置に対する要望をお聞きしており、今後も設置に向けた協議を深めてまいります。矢吹町の未来を担う子供たちの健全育成に大きく寄与する公園施設の整備、充実に関しましては、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

町の小学校のあり方に対する中長期的なビジョンについてのおたがしでありませんが、現在の本町の小学1年

生から6年生の1学年当たり児童数の平均は155人であり、今後の4小学校における6年後の児童数の推移を見ても、各年齢ごとに140人から150人前後で推移することが予想され、急速な減少はないと考えております。そして、4小学校の中でも中畑小学校、三神小学校、矢吹小学校は、地域の学校として長年の歴史を持ち、また善郷小学校も今や町内一の児童数となり、地域の学校として親しまれております。このように、各小学校とも地域の方々にとって愛着ある母校として思い入れも強く、学校のため、子供たちのためと、行事のあるたびに学校を訪れてご協力いただいております。

今後においては、複式学級の状況が予想されるのであれば、教育の機会均等、施設設備の充実等の観点から、これまでの議会へ答弁しているとおりの、統合を検討すべきであると考えます。このような状況がない現状においては、これから先の20年あるいは30年くらいまでは、現在の4小学校体制で進めたいと考えております。

矢吹小学校大規模改修につきましては、築45年が経過し、校舎の老朽化が進み、東側校舎も築32年が経過し、一部若干の耐震不足なども新たに判明したこともあり、大規模改修工事をさせていただきたいと考えております。

例えば、大規模改修工事を実施しない場合でも、矢吹小学校の校舎の改修は急務であり、雨のしみ出しや電気設備や水道設備、トイレや耐震性確保などの改修には1億円以上の経費の負担が見込まれます。

平成24、25年度には、矢吹小づくり検討委員会において、矢吹小学校のあり方を含め、町の財政負担の軽減を図るため補助金等を模索していた中、文部科学省のスーパーエコスクール実証事業の成果をもとに、校舎の全体的な骨組みを変更せずに行う長寿命化を図る大規模改修が、有利な補助により工事できることになりました。

なお、矢吹小学校大規模改修は3カ年に分けて工事を進め、正面玄関から西側の校舎1期工事は10月から工事に着手する準備を行い、平成26、27年度での完成を目指しながら、校舎2期工事となる東側校舎についても体育館とあわせて平成27、28年度の完成を目指してまいります。給食棟につきましては、今後全小学校の給食施設を含め、自校方式とすべきか給食センターとすべきか、総合的に検討して平成27年までには町の方向性を議員の皆様にお示ししたいと考えております。

次に、総額11億円の補助金と自己起債の内訳についてのおただしであります。校舎1期工事は事業費が5億4,400万円、財源内訳は補助金が1億8,133万3,000円、起債が3億2,640万円、うち交付税措置分が2億1,760万円、一般財源3,626万7,000円、実質町の財政負担は1億4,506万7,000円となります。

校舎2期工事は事業費が2億5,600万円、財源内訳は補助金が8,533万3,000円、起債が1億5,360万円、うち交付税措置分が1億240万円、一般財源1,706万7,000円、そうしますと、実質町の財政負担は6,826万7,000円となります。

体育館工事は、事業費が8,600万円、財源内訳は補助金が2,866万6,000円、起債が5,160万円、うち交付税措置分が3,440万円、一般財源573万4,000円、実質町の財政負担は2,293万4,000円となります。

この校舎1期及び2期、体育館の全体総事業費としましては8億8,600万円の73.3%が国の補助となり、実質町の財政負担は26.7%に当たる2億3,626万7,000円となります。

そのほか、矢吹小改修に関連する設備や施設としての補助対象事業内容としましては、スーパーエコスクールとして、総エネルギー化に向けた太陽光発電、蓄電システムは事業費1億円、財源内訳は補助金が5,000万

円、起債が3,750万円、一般財源が1,250万円、実質町の財政負担は5,000万円であります。

現在の国の補助率が50%であることや、起債についても交付税措置がなく町の財政負担が大きいと、今後は28年の設置までにできるだけ有利な補助事業等を検討してまいります。

また、給食棟については施設構造の耐久性からも新築を検討しており、新築の場合の事業費が1億円、財源内訳は補助金が759万6,000円、起債が6,930万円、一般財源2,310万円、実質町の財政負担は9,240万4,000円となり、事業費の7.6%しか国の補助金が該当しないことや、交付税措置も見込めないため、太陽光発電、蓄電システムと同様に有利な補助事業等を検討してまいります。

次に、中畑小学校北校舎を初めとする三神小、善郷小の老朽化による安全対策についてのおたただしですが、現時点で各4小学校の耐震補強工事は既に終了し、3.11の東日本大震災においても安全性が実証されたところでもあります。しかし、中畑小北校舎については築42年が経過し、善郷小についても築31年が経過し土地も借地であること、三神小についても築28年が経過している状況から、今後を考えた場合には20年の間には計画的に順次改修工事の検討に入らなければなりません。そして、今後は国の状況や町の財政状況を見極めながら有利な補助事業を活用し、省エネ、創エネを考えた改修をしていかなければならないと考えております。

また、大規模改修工事とあわせて、町の児童数の推移を見守りながら、小学校の統合という時期の検討を考えなければならない状況になるのではないかと考えております。このような考えから、子供の安心・安全な学校生活の確保や、よりよい学校の環境整備をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

再質問はありますけれども、答弁の時間はありませんのでご了解ください。

○5番（鈴木隆司君） 答弁の時間がないのでは、質問しても。後ほどということ。

まず、最初に小学校の改修問題についてですが、東日本大震災直後に町内の4小学校、あるいは公共施設、学校等については、特に学校については子供たちの安心・安全を守るために耐震改修工事をやったわけです。先ほどの教育長の答弁でも、それをやっているのが当面中畑、三神、善郷は安心だという答弁ですが、矢吹小学校の説明の中に、一部耐震に問題が出てきたというような説明があるわけですが、この件について、これは設計に問題があるのか。当時の工事に問題があるのか。なぜ、子供たちの安心・安全を震災直後に守るためにやった耐震工事に一部問題が出てきたのかということについて、わかれば説明をいただきたいと思っております。

2番目ですが、矢吹小学校のスーパーエコスクールというとてもすばらしい構想で、これが完成すれば本当にすばらしい小学校、あるいは防災対策になっていくことは重々承知して、本当に実現を望むものでございますが、この工事にあわせて例えば、教育長の説明ですと当面は児童の大幅な減少もないし、統合は当面は考えていかないという方針だということでございますが、この工事にあわせて、こういった将来の使い勝手のいいような設計とか工事を一緒に行うのか行わないのかという点を本当は質問したかったんです。

それから、次に災害公営住宅ですが、土地も順調に進んでおり、もう一つも検討しているということで、早期着工を、順調にいくことを私も願っております。ただ、なかなか入札の不調とか続いておりますので、ちょっとその辺の懸念はありますが、矢吹町としても早急に着工を、順調にいくものを願っております。

この中で質問でございますが、この災害復興住宅は入居者の要望、意見を十分に聞いて計画されたというこ

とでございますが、中畑地区に関しましては4戸ということでございますが、以前の説明ですと、中畑地区に入居希望者は1人ということで、4戸という建築になるわけですけれども、これは当然中畑地区の人口をふやす意味とか、中畑地区の活性化という意味では私はこれでいいと思うんですが、当面希望者が1戸のところから4戸建てて、その対応をどういうふうに進めていくのかということをお尋ねしたかったのであります。

それから、町の公園の駐車場の件につきまして答弁をいただきました。早急に町の対応を望むものでございます。それからこれに関連しまして、現在屋内外運動場も建築されるわけでございますが、この辺の駐車場対策はできているのかどうかを聞きたかったのであります。

以上で再質問を終わります。

○議長（諸根重男君） 先ほどの、最初にやった青山さんのおりに、やはり時間が時間でございますので、一応そういう決まりでございますので、答弁は……

〔「時間の中で答弁するのはいいだろう」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） いいんだよね。ああ、失礼しました。

〔「答弁は後からにしたら」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 午後にしますか。

じゃ、答弁を求めます。

〔発言する者あり〕

○議長（諸根重男君） すみません、あと15分ありますので、答弁のほう、いいですか。

〔「もう一回、答弁だけもらえばいいの」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） じゃ、昼でございますので、ここで暫時休議ということで昼食にしたいと思いますので、午後答弁のほうをよろしく願います。

（午後 零時03分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（諸根重男君） 一般質問、会議に先立ちまして報告いたします。

7番、竹元孝夫君より、午後1時から欠席する旨の届けがありました。

なお午前中、一般質問の取り扱いについてであります。運営基準では30分以内の質問時間とありましたが、これまでの申し合わせ事項では質問、答弁トータル1時間以内で運営してきましたので、このたびの鈴木隆司議員の質問の答弁時間については、トータル1時間を超えていませんので、残り15分ありますので、町長の答弁のほうを許したいと思いますので、よろしく願います。ご了解いただきたいと思っております。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） それでは早速、答弁を求めます。

野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

4つほどございましたが、私宛てには災害公営住宅と、このたび予算にも挙げられている屋内外運動場について、2点について答弁させていただきたいと思います。

災害公営住宅、入札の不調を含めて、資材、人件費等の高騰で思うように進んでいない実態があると。順調にいったほしいというような、そういうお示しをいただきましたが、私もまさしくそのようなことを強く認識させていただいております。したがって、今後におきましてはそうした課題等も含め、十分に踏まえながら順調に入札ができ、そして工事着手、完成が見られることを強く望むものであります。今後もご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

なお、中畑地区については町有地、中畑地区の希望しているのは1世帯ではないかと。なぜ4世帯の設備が必要なんだと、戸数が必要なんだというようなおただしでございます。52世帯の希望がありまして、まさしく中畑地区を希望したのは1世帯でございました。ただ、現時点では決められない世帯というものが6世帯、さらに無回答が3世帯ということで、まだ入居を希望しながらも場所等については具体的な希望を出していない、そんな世帯もございます。そうしたことを受けて、町としましては、先ほどの答弁の中にありましたように、中畑地区の人口増加振興、そうしたことも十分に勘案しながら、町営住宅としての今後の維持管理効率、建設事業費、さらには町有地の有効活用等を考慮して、複数戸数の災害公営住宅を建設するというに至りましたので、ご理解いただきたいと思います。

次に、公園の駐車所の件で、屋内外運動場についても言及がございました。屋内外運動場については、設計の段階から、駐車場の設備につきましては十分考慮した中で計画をしておりますので、そうした心配がないということをご理解いただければと思います。

以上で私から5番、鈴木隆司議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、鈴木隆司議員の再質問にお答えしたいと思います。

3点でございますが、第1点目は矢吹小学校耐震工事が済んでいたはずだけれども、一部耐震性に問題が発見されたということについてのご質問にお答え申し上げます。

矢吹小学校の東側は昭和57年に新築されました。そして、昭和56年度以降は新耐震基準で校舎建築がなされたはずでありました。ところが、この東側校舎につきまして、長寿命化改修工事の指定を受けるために耐力度検査を受けました。そうしましたら、一部耐震度に問題のある箇所が若干ではございましたが発見されまして、これについては耐震性を確保しなければならないと、そういうことになったわけでございます。この検査をしていただいた折に、どういうことからといいますと、56年度以降新耐震基準のはずでしたが、結局それから1年、2年ぐらいしか過ぎていなかったということで、その新耐震基準についての考え方がどうもある意味定着していなかったといいますか、それは町としても、設計工事においてそういうふぐあいをその当時発見できなかったということでございます。まことに申しわけございませんが、そういう経過でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、矢吹小学校を大規模改修しますと、スーパーエコスクールということで、完成した暁には環境に優しい、そして使いやすい学校に当然なるわけでございますが、そういう意味では新校舎といえますか、その校舎で小学校教育も充実していくものと期待しているわけでございますけれども、もし20年か30年後かに、いずれにしても矢吹小学校の全小学校、もし統合となった場合には、当然、この長寿命化大規模改修がなりましたら30年、40年は当然もつものとなるわけでございますので、将来にわたって有効に使えるものというふうに考えております。例えば生涯学習の関連の文化活動、あるいは多目的室なども、少し広めの教室等もできますので、軽スポーツあるいは各種会合、あるいは子供たちやお年寄りの触れ合い活動の施設、その他いろいろと幅広く活用できるものというふうに考えております。

次、3点目でございますが、屋内外運動場の駐車場はどのようになっているのかというおただしについてでございますが、施設内8台、並びに障害者用に1台分、合計9台の駐車スペースを計画しております。さらには、少し離れてはおりますが、町駐車場の使用をお願いしたいというふうに考えております。なお、その町駐車場の使用等につきましては、ただいま町役場内に仮称さわやかキッズパークの運営等について検討するプロジェクトチームができておりますので、そこで検討をして、具体的な方向づけがなされましたら、議員の皆様にもご説明申し上げてご理解をいただいたり、あるいはご意見をいただいたりして、このスムーズな運営に努めていきたいと考えております。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） あと残り5分ですけれども、再々ありますか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再々質問をさせていただきます。

今の答弁の中で、耐震の問題で、矢吹小学校東棟に関しましての耐震に問題が出てきたということに関しまして説明をいただきました。この責任所在というのがどういうふうになっていくのか、どういうふうに思っているのかをお尋ねします。

それから、長寿化改良計画によって矢吹小学校の寿命が延びていくわけでございますが、かつ先ほどから説明があったとおり、スーパーエコスクールということで、いわゆるゼロエネルギー化も図られるわけですよね。この辺を、財政の問題で大きな持ち出しもあるかという話も出ております折、町民の方に理解できるように、このゼロエネルギー化によってかなりのコスト削減になるわけです。そういった説明も必要になってくると思いますので、説明をお願いしたいと思います。かなりこれによって矢吹小学校のランニングコストが削減できるんじゃないか。20年、25年と。長寿化になった場合余計に。そういうことも、ぜひ町のほうから説明をされたほうがいいのではないかと思います。

それから、最後に災害公営住宅に関しまして、中畑地区に4戸つくることを私は非常にいいことだと思います。本当に地域の活性化にもなりますし、今人口が減少している折、本当にいい決断だと思います。それで、先ほど私、進捗状況の中で、1カ所の土地に関しては今検討中で前向きに考えているという答弁でございましたが、その中に、ぜひやはり中畑にも4戸建てたわけですから三神のほうに検討はどうかというようなことで再々質問をしたいと思っておりますので、答弁のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

小学校の新耐震基準で問題がある箇所があったと。それらについて一定の理解は示していただきましたけれども、ただ、責任の所在はどこにあるのかというようなおただしについては、私のほうからも説明をさせていただきたいというふうに思っております。こちらの責任の所在云々については、もう一度十分な精査、なぜこうしたことに至ったのかということ十分に協議を深めていきたいと。その上で、どこに瑕疵があったのか、どちらに瑕疵があったのかということも含めて、十分に精査検討の上、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

また、災害公営住宅についても、中畑地区に4世帯分建設するということについても一定の理解を示していただいたわけですが、それならばということで、また三神地区のほうにというような、そんなおただしでしたが、これらについても全く視野に入っていないわけではないと。あくまでも現時点で世帯数を、アンケート調査によりまして調査をした結果、52世帯、この後についても国のこうした有利な補助金等を利用していただきまして、町内全地区どうしたことでバランスがとれるかということも含めて、三神地区についての建設についても、今後協議を進めていきたいというふうに町のほうで考えておりますので、そうしたこともご理解をいただきたいと思っております。現時点では52世帯ということで限りがございます、三神地区のほうにその要望がなかったことも含めて、現時点では三神地区が入っていない。ただ検討を進めるということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。簡潔に。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、スーパーエコスクールによってゼロエネルギー化をどのように図るのかというおただしについてご答弁申し上げます。

1つには、省エネルギー化ということを行うわけですが、例えば熱断熱を図るということで、壁の内部に断熱パネルを張って、そして床をフローリングするとか、それから窓をペアガラスにするとか、そういう省エネルギー。さらには創エネルギー、エネルギーをつくる、太陽光発電、これは70キロワットを予定しております。さらに蓄断熱20キロワットと。そういうことによって省エネルギーと創エネルギー、両方合わせてゼロエネルギー化を目指すという改修工事でございます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） 時間です。

以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

---

◇ 熊 田 宏 君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告3番、9番、熊田宏君の一般質問を許します。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番(熊田 宏君) 議場の皆さん、こんにちは。

通告書に沿いまして質問させていただきます。

まず、質問に先立ちまして、さきの異常気象による土砂災害、水害の犠牲になられてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番、町民の安全と安心についてということで、①、広島県の土砂災害を受けて、当町の災害発生時の対策は町民が安全に避難できるようになっているかということで質問をさせていただきます。

8月20日未明、広島市で大量の降雨による土砂災害が発生し、犠牲者が70名を超える大惨事となってしまいました。広島市では午前4時15分に最初の避難勧告を出しましたが、すでに土砂災害の発生から1時間が経過し、子供が生き埋めになったとの通報が3時21分にあり、その後人命救助の通報が相次いで、それから避難勧告を出したということは、報道によっても人災ではないかという非難の声が上がっております。私も間違いなく人災だと思います。その理由の幾つかを申し上げたいと思います。

1つ目は、安佐南区の八木、緑井地区について、2005年から2006年に土砂災害法に基づく警戒区域に指定する作業に着手したにもかかわらず、広島県の測量調査マニュアル不備により測量結果が2つの業者で食い違いが出てしまい、この結果を棚上げし、その後はマニュアル改定に取り組みましたが、2013年末までかかり、広島市に説明する前に今回の災害が起こってしまったということであります。

理由の2つ目は、災害発生当日午前1時15分に、気象庁が広島市を対象に土砂災害警戒情報を発表したにもかかわらず、広島市は避難勧告を発令しませんでした。理由の3つ目は、気象情報会社ウェザーニュースが発生前夜から当日にかけて、大雨による警戒を促す電話を広島市に7回もかけておりましたが、これによっても発令はしませんでした。

4つ目は、避難勧告指示が出された後ですが、今度はサイレンが鳴らない地区があったと。また防災スピーカーが未設置の地区があったことも判明しております。5つ目は、避難場所に指示されていた小学校がすでに浸水し、避難所として使えるまで3時間もかかってしまったと。またその小学校を含め、八木地区、緑井地区の避難場所6カ所が土砂災害警報警戒区域内にあったことも判明しております。これらが重なって今回の大惨事になってしまいました。これは明らかに人災であります。

さて、広島市の土砂災害から多くを学び、当町においては災害発生時に万全の防災対策が講じられているのかどうかを伺います。国でも秋の臨時国会で土砂災害防止法改正を目指しておりますので、その辺のご答弁よろしく申し上げます。

②、GPSつき携帯電話を所持した小学生が連れ去られる事件があった。子供たちの安全確保の対策強化が急務であるが、どう取り組むのかということで質問させていただきます。

防犯アラームを子供がかばんにくくりつけて登校しておりますが、これも必ず鳴らせるとは限らないと。GPS携帯電話を持っていた小学生も、それを使う前に連れ去られたと。ある種、防犯アラームを持っていれば大丈夫だということが言われておりましたが、全くそうではないということが残念ながら証明されてしまいま

した。よって、町ではどのようにこの後、この事件を受け、取り組んでいくのか。町内では子ども見守り隊が活躍されて、児童生徒の安全確保が大分向上しておりますが、今後どのように取り組んでいかれるのか質問します。

大きな2番、学力向上と全国学力テストについてということで質問します。

①、町内小中学校の学力向上の取り組みの成果と今後の対策はということでお伺いします。夏休みに夏期講習を行い、学力向上の取り組みなどをされているということは承知しておりますが、その成果と結果と対策は今後どうしていくのかということをお伺いします。

②、最後になりますが、全国学力テストの結果公表については、福島県内では白河市と埴町が決定している。当町でも公表すべきであると思うが、未公表のままとするのかということをお伺いします。

白河市では、市民の賛成反対の両方の意見を受けて、公表の手法については検討中としております。埴町は、公表方法については図表などで各学校の正答率の分布や問題種別の正答率を示し、分析や改善策を各小学校に示すとしております。そして、町広報紙への掲載や保護者との情報共有も図るというふうに報道されております。では、矢吹町では以前の再質問に対しても公表しないという姿勢でありましたが、この後どうしていくのかということをお伺いします。

白河市の鈴木和夫市長は、8月22日の定例会見で、この公表をするメリットについて、全国的に見てどのレベルにあるのかということをお互いに共有できると。それから、例えば学力が低いとしたときに、どういうところが低く、どこに原因があるのだろうかということをもう一回見直すきっかけになると述べておられます。これを教育長はどう捉えてどういうふうに、今後公表していくのか、公表を検討するのか、全く検討しないのか、その辺のご答弁お願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、9番、熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、町民の安心と安全についてのおただしであります。土砂災害等の災害発生時の避難対策についてであります。広島市で8月20日未明に土砂災害が発生し、死者・行方不明者74名の大惨事となり、亡くなられた方々、ご遺族の方々にはこの場をおかりして哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。私といたしましても、この土砂災害に心を痛め、改めて自らの教訓として災害対策に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

本町の災害発生時の避難等の対策につきましては、矢吹町の災害危険箇所として、洪水については阿武隈川流域の明新・三城目地区の2地域11戸、土砂災害については、福島県で指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、三城目、天開、明新、平鉢、舘沢地内の5地区11箇所63世帯が指定されております。これら災害危険箇所の位置及び避難情報を記載した矢吹町洪水避難地図を平成21年度に作成し、該当する地区の全戸に配布し周知を図っているところであります。

矢吹町地域防災計画では、被害の発生が予想される場合、それぞれの地区ごとの状況に応じ、避難準備情報、

避難勧告、避難指示を発令することになります。情報の伝達手段として防災行政無線、広報車による広報、消防団員による各戸訪問など、ほか、携帯電話、パソコンへのメール送信サービス、携帯電話エリアメール、公共情報コモンズによる報道機関でのデータ放送等、あらゆる方法により町民の皆様に情報をいち早く伝えることが重要であると考えております。また、避難場所については各地域の集会所等を指定し周知しておりますが、避難の際には避難誘導等を行い、町民の皆様が安全に避難できるよう努めてまいります。

なお、避難情報の発令基準については、現在の地域防災計画にも示されておりますが、公表されている気象情報、観測データ等はこれまでと比べ、より精度の高い情報が提供されており、よりの確かな避難情報の発信が可能でありますので、本年9月末を目途に水害、土砂災害に対する新たな避難勧告等の判断基準を作成しているところであります。基準が決定した段階で町民の皆様に周知してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子どもたちの安全確保対策についてのおたただしであります。過日、岡山県倉敷市で発生した女児誘拐事件において、児童の安全対策のために持たせていたGPS機能つき携帯電話が、事件発生の翌日には電池切れや電源オフなどによって不通になり、最終的に連絡が取れない事態となってしまいました。結果的に被害女児の近所に住む目撃者からの情報が功を奏し、無事に母親のもとに戻ることができたという事件がありました。私自身、テレビや新聞報道等を目にし非常に安心した次第であります。

この事件からもわかるように、携帯電話やスマートフォンだけでなく、地域の関心、地域の方々の目が、児童生徒を不審者から守ってくれることがよくわかる事件でありました。

町内では、昨年度犯罪に発展するおそれのある声かけ事案等はありませんでしたが、多様化する犯罪事情の中、防犯活動を継続、充実していくことが必要であると考えております。本町としましては、毎月実施している新・矢吹方式による関係団体が一体となった夜間防犯パトロール、地域の方々のご協力により活動する子ども見守り隊、昨年、統一ステッカーを作成し配布しましたことも110番の家、不審者情報等を町からメール送信する安全・安心ネットワーク、さらには防犯ベルの全児童携帯など各種対策を講じているところであります。

今後も町、教育委員会、警察、防犯協会はもとより、関係機関、団体の情報共有や連携により犯罪防止に取り組んでまいります。町民一人一人の防犯意識の向上と協力が何よりの犯罪抑止の力となりますので、さらに啓発に力を入れ、子供たちの安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 熊田議員の質問にお答えいたします。

初めに、子供たちの安全確保対策についてのおたただしであります。本町では小中学校とも携帯電話の学校での所持は原則禁止しております。それは、学習に携帯電話は必要ないこと、また携帯電話、スマートフォン所持による生徒指導上の事件に巻き込まれることの防止の意味もあります。

本町では児童生徒の安全を確保するため、先ほど町長より答弁されたような取り組みをしております。具体的な事例を申し上げますと、子ども見守り隊は4小学校で273名の皆様の登録をいただき、子供たちの登下校

の安全確保にご協力いただいております。年度初めには、各小学校において子ども見守り隊との対面式を実施し、子供と見守り隊の顔合わせを行っております。

次に、こども110番の家であります。4小学校で165戸の事業所及び個人宅の協力を得て、児童生徒が危険を感じた際助けを求めに行ける場所ができており、年度初めに各学校校長や教頭が110番の家を訪問して、改めてお願いをしております。

次に、安全・安心ネットワークについてであります。現在905戸1,212名の皆様に登録をいただいております。不審者情報等のメールを発信し注意喚起しております。

また、自分の命は自分で守ることを基本に各小中学校では計画的に指導しております。教育委員会では、平成26年度のスタートに当たり、企業より提供いただいた防犯笛を町内全小学校児童に配布しております。各小学校とも防犯ベルの全児童携帯の呼びかけを行い、使い方の指導や電池切れの有無についての点検を実施しております。あわせて、児童の登校時の登校班の安全指導や定期的に一斉下校指導などを計画的に行っているところであります。中学校では、日々の下校時刻を保護者へ通知し、家庭とともに生徒の安全確保に努めております。町全体としても、第3金曜日は町民生活課が担当となって、防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会、消防団、各小学校PTAなどの各種団体のご協力もいただき、また議員の方々にもお世話になり、合同防犯パトロールを実施しております。

本町では、今年度声かけの事案や不審者情報はありますが、安全・安心ネットワークでは議員の皆様もご承知のとおり、猿や熊、台風等について情報提供をしております。こうした安全対策の取り組みにより、児童等の被害はおかげさまでなく、私としても皆様のご協力、ご支援による成果によるものと感謝しているところでございます。今後も地域や家庭のご協力を得ながら取り組みを継続し、白河警察署や矢吹交番、防犯協会等との連携を図り、児童生徒の安全を100%守ることを目指し、安全確保に万全を期していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内小中学校の学力向上の取り組みの成果と課題の対策についてのおただしであります。将来の子供たちの夢の実現、将来にわたって豊かな生活を送るために基礎学力を向上させることは、教育委員会、小中学校教員の責務であります。そのための町の施策として、3年前に配置いただきました指導主事を活用しての学校教育指導として、授業の指導、諸表簿の指導、生徒指導等しております。また、児童生徒の心の安定と指導方法理解のための教員指導のため、さまざまな課題を抱える児童生徒やその保護者、並びに教員等へのカウンセリング、個別指導を要する児童生徒への支援員配置、図書館整備や読書指導充実のための学校図書館司書配置、新傾向問題対応のための新教材テストの導入、小学6年生と中学3年生への夏期講習会の実施などを行ってまいりました。

各小中学校においては、矢吹学びの時間を朝の15分間に設定しまして、漢字や計算練習、読書など、そして教員による計画的重点的な指導などを行っております。また矢吹の教育を考える会、町PTA連絡協議会と町教育委員会合同による、学びの習慣化のためにというパンフレットを作成して、家庭と学校がともに基本的な生活習慣と家庭学習の充実を図っております。教職員研修としましては、幼稚園、保育園、小中学校、光南高校合同の授業研究会、秋田県大仙市の小中学校教員視察研修の実施が挙げられます。

なお、成果につきましては、本町と全国対比で申し上げますと、小学校、国語A、若干低い。国語B、ほぼ

同じ。算数A、若干低い。算数B、低い。中学校、国語A、低い。国語B、若干低い。数学A、低い。数学B、低いという結果でありました。すなわち、全体として改善しているとは言えない状況であります。小学校においては、国語Bについては全国と同じところまで伸びてきております。しかし、そのほかは低い状況にありますので、さらなる指導に力を入れてまいります。また、これと同時に毎年学習状況調査というものがありますが、膨大な調査報告ですので、まだ集計を見直すことは十分ではありませんが、一部その結果を見ますと、家庭学習習慣が伸びるなどよい傾向もありますので、今後に期待したいと思っております。

今後の対策についてであります。町教育委員会といたしましては前段で申し上げた対策を講じておりますので、これら対策の内容についてさらに充実を図り、子供たち一人一人の学習意欲と教員の指導力の向上を目指してまいります。そのことによって子供たちの学力も徐々に向上し、また教職員もやりがいを感じるができるようになるものと考えております。

結果の公表につきましては、今ほど申し上げたような内容については議会において申し上げているわけですが、各小中学校においては、保護者に理解を得られるよう個票をもってお知らせしておりますので、保護者と子供たちは理解できているわけでありましたが、具体的な学校ごとの数値につきましては公表すべきではないと考えております。それは、過度な競争、あるいは、昨年度の子供は少し高かったが、今年度の子供たちは低いなどということが話題になることもよいことにはつながらないと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で9番、熊田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 3点ほど再質問させていただきます。

1つ目は、1の①で防災対策についてですが、東日本大震災のときに岩手県宮古市の姉吉地区では、津波で一軒も住宅被害を出さなかったというのは皆さんご承知だと思います。1896年の明治三陸大津波のときとその後と、2度の津波によって大きな被害を受けました。そのとき、ここより下に家を建てるなという石碑を建立されて、その教を忠実に守った成果であるというふうな報道を皆さん見られたことがあると思います。これを矢吹でも、過去の災害等に学び、もう一度過去の災害を見直してそういうことがなかったかどうか、あったらそれをちゃんと反映されているかというふうな取り組みをされてはいかかかと思っております。

2つ目ですが、学力向上についてです。ほとんどのやつが低い、若干低いという結果であったというふうになっていると。それで、さらなる指導をしてまいりたいというお話でありましたが、では具体的にどのような取り組みをされていくのか質問します。

なぜかといいますと、以前からも同様に一生懸命取り組んでこられたということでありました。その努力は認めないわけではありませんが、現在の結果も低い、若干低いということであると。ということは、その指導の方法、方向が合っているのかどうかと。そこを具体的に示していただいて、それがいいのか、方向が違うのか、そこをしっかり見直していかないと、また来年か再来年同様の質問をしたときに、同様の結果であって同様の答弁になっていくと。もう学力向上については同僚議員も含めて何度も出ていますし、でもいまだにこうだと。若干低いぐらいは平均と変わらないからよしとするのかどうかというのがありますけれども、それでは

やはりいけないと。目標を持ってやっていたらいいから、その取り組み、具体的にどうされていくのか現在あればお願いします。

それで最後ですが、学力テストの結果公表についてです。

過度の競争を生むと。それは個人の結果を公表してしまったりすればそうかもしれませんが、適度な競争は切磋琢磨を生むというふうに思いますので、その辺のご検討をぜひしていただいて。それが先ほどの学力向上のところでもそうですが、現在ここで、白河の市長がおっしゃったように、どこが悪くてどのレベルにあって、じゃどうしていくという情報を共有できるということを保護者にも町民にもみんなに示して、こういう取り組みをしますと。そしたらこうでしたと。じゃ、間違っていました、合っていました、間違っていたら直しましょう、合っていましたからそれを続けていきましょうというふうなことができると思います。

全然努力していないということは申し上げませんが、夏期講習なんかもやられていますし。ただ、なかなかその結果が見えてこないというふうに皆さんも感じていらっしゃるって、取り組みながらジレンマを感じていらっしゃるというふうに思いますが、目標をもって取り組んでいらっしゃるんですから、ぜひ結果を出していただければありがたいというふうに思います。そのための、現在の問題がどこで将来こうするところを町民に明示するためにも、ある程度学校単位の公表ぐらいはされてはどうかと。公表を公言して評価を受けている学校もあります。白河市のように反対の意見を持つ保護者もたくさんいらっしゃいます。そこは埴町のよう、教育行政の長が強い意志を持ってこうやっていくんだと、そこをお示しいただければ、そして結果を出していけば、町民の方は納得してくれそうですし応援してくれると思います。もう一度公表のご検討をお願いできるかどうか。よろしくをお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 9番、熊田議員の再質問にお答えさせていただきます。

町民の安全・安心、土砂災害さらには水害等について、東日本大震災、岩手県宮古市の事例を紹介いただきながら、今大変すばらしい教訓を教えてくださいました。ありがとうございます。

本当にいろんな対策をとったにせよ、この水害、さらには土砂災害等を完全に防ぐということは非常に難しいことなんだろうというふうに思っております。幸いにして、水害は多少心配されるものの、そしてまた過去に災害に遭ったことはあるものの、土砂災害については、矢吹町については大きな崩落等を含め、人命にも及ぶ、そうした大規模な災害は発生していない。しかし、冒頭で話をさせていただきましたように、そうしたことが今後全くないかということは誰も補償できない問題でございます。したがって、さまざまな手段、手法、対策をとったとしても防げない。であるならば、今後どうするかということについては、今熊田議員が話したように、ここより下に家を建てるな、この石より低いところに家を建てるな、そうしたことは非常に大きな教訓として矢吹町も実行していかなきゃいけないことなんではないかなと思っております。

水害に何度も遭っている地区がございます。これらについては、今後家を建てる際についての指導監督、そうしたことも含め、さらに点検も含め、十分に時間を割きながら、今現在住んでいる方との協議、そうしたことも当然必要な手法として考えていかなきゃいけないだろうし、さらには土砂災害で大きな被害はないとは

いえ、そうした危険箇所を、警戒区域を町としても指定しております。三城目、天開、明新、さらに平鉢、館沢地内、今急傾斜地の問題として、県のほうでそうした対策を講じている場所もありますが、そうしたところについての建物の制限、さらには移転、そうしたことも十分に考えていかなくちゃならないだろうし、さらにはそれと同時に、今情報伝達手段としましても、ありとあらゆる方法を考えながら、今現在進めているのは、デジタル行政無線の話も皆さんのほうにお示しさせていただきましたが、ありとあらゆることを想定しなければいけない。こんなことは過去になかったので今後もないだろうではなくて、あらゆることを想定しながら対策を講じていく必要があるというふうを考えておりますので、そうしたことでまちづくり、安全・安心、住民の身体と命を守るために対策を講じていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、私からの再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、再質問にお答え申し上げます。

学力向上に取り組んでいることは認めるが、どういうことに取り組んでどういう成果を目指すのかというご質問、第1点目、お答え申し上げたいと思います。

特に25年度は、授業において学習目標を明確にした指導をするということについて、各学校に授業をするに当たってお願いをしてといいますか、学力向上推進委員会で確認をして実践してまいりました。

そこで、今年度は学習の終わり、学習の終末において確かめと振り返りの指導をすると。要するに、学習を終わる段階、最後の5分から10分ぐらいの中で、きょう学習したことがわかったかどうか、できるようになったかどうか、あるいはわからなかったことは何かというようなことの確かめを各自行くと。教師はそういうノートを見まして次の指導に生かすと。そういう学習の終末における確かめと振り返りの指導を、今年度は力を入れていきたいというふうに思います。それで、25年度の学習目標を明確にした指導ということについては、実は学習状況調査を見ますと、ある程度の成果はありました。しかし、最後の段階がどうも十分ではなかったようなので、ぜひそのことに力を入れて成果につなげていきたいというふうに考えております。

2点目の、結果の公表についてでございますが、過度の競争を生むおそれがあるということ。それから、もう一つは学校の序列化につながるおそれがあるということから、数値の公表は今後とも差し控えていきたいというふうに考えております。

なお、じゃ公表は何もしないのかというおただしも含まれていたかというふうに思いますので、その点については教育委員会内でもう一度検討しまして、教育委員さんとももう一度、次の会議の折に議題に挙げまして、どういう公表ができるか検討いたしまして、より町民の方にもご理解をいただくような、そういう内容を検討して、私自身としては数値の公表はしないほうがいいというふうに考えておりますが、教育委員会で検討しまして明らかになった段階で、公表するなり、あるいは機会を見つけて議員さん方にご報告できるようにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げますとさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

9番。

○9番（熊田 宏君） 再々質問を、教育長に2点だけさせていただきます。

1点目の学力向上ですが、確かめと振り返りをとおっしゃっていました。ぜひその成果が出るように徹底していただいて、低い、若干低い全国平均と同じようになるように。ならなかったときはどうするのかという、その先も検討していただいでご答弁いただければありがたいです。すみません、しつこくて。

それで、学力テストの結果公表についてですが、序列化につながるというふうにおっしゃられました。果たしてそうだろうか。実は私、子供が善郷小で器楽をやらせていただいでいました。中畑小の保護者のお母さんから、子供が器楽をやりたいと、善郷小のほうに入れてもらえるだろうかということがありましたが、校長先生に聞いたところ無理のようですとお答えしました。別にそれだからといって善郷小に転校してくることはなかったです。学力がちょっとぐらい違うだけで転校してくるかどうか。そういう目で見るとどうかというのはやってみてからでもいいのかなというふうに、ちょっと危険だと思います。

それで、白河市の鈴木和夫市長がおっしゃられました。全国的に見てどのレベルにあるのかということ。どこに原因があるのか。そこを共有できるというのがメリットであると。私もそう思います。教育長が公表するかもしれないというお話だったので、非常に期待するわけですが、もし公表はしない場合にどのレベルにあるか、どこが問題かを共有する何か別の方法をお示しいただければ、細かい公表でなくてもいいのかなというふうに私は思います。要は、現状がわかって学力向上ができて、みんなが一生懸命文武両道の生活を送れるということが目標ですので、別に教育長に文句を言ってという、そこが目標ではありませんので、ぜひどうやって共有をしていくのか、公表なくしてと聞かれたときにどうお答えになるか、ぜひご答弁よろしく願います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 熊田議員の再々質問に答弁いたします。

学力向上に取り組んで向上しなかったら、できなかつたらどうするのかという大変厳しいご質問でございますが、そういうことはなかなか……できなかつたら大変難しいと……しかしそういうこともないわけではございません。ですからそういう意味では、目標が達成できなかったとすれば、さらなる向上策を求めたり、あるいは指導の強化を図ったり、そして教職員研修をさらに進めていくということを進めていくことが大事だろうというふうに考えております。

それから、公表についてでございますが、原因の共有ということでございますが、それについては私も大事なことであるというふうに考えております。学校では個票がまいりますので、その個票について各保護者に個別にお渡しをするということをしてしておりますが、そのときに、例えば学年全体では結果の内容とそれから表の見方、それからどういうところに原因があるか等についても説明はしているわけでございますが、それをさらにまた町民全体にということでの公表につきましても、ある程度原因等については明らかになっているところもございまして、公表できる部分については公表をして、多くの方にご理解をいただけるように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（諸根重男君） 以上で9番、熊田宏君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

(午後 1時59分)

---

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

(午後 2時09分)

---

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告4番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さんこんにちは。そして傍聴席の方々、本当にご苦労さまでございます。

それでは、通告に従いまして順次一般質問をいたします。

最初に、米の価格、過去に例を見ないような下落の状況にある。下落幅を食いとめるためにも国の関与が強く望まれる。その行動を起こしていただきたいが、思いを伺います。

きのう、私たちの神田集落には、朝6時から区の草刈り、そして7時から農事組合の草刈りと、2時間にわたって通学路や池の土手の堤防を草刈りしましたが、そうした中、一服の途中でありますが、やれ、ことしの米の米価は困ったなというような、そういう話がほとんどの方から出されました。

これは、この米価の値下がり、大企業や財界の言い分、要求をそのまま政治に反映させているのではないかと。そうした今の政権とっております。その一つの特徴的なものは米価の価格の下落です。今、出荷が始まっている今年度26年産米が1俵60キロ当たり1万円を割っている状況です。間もなくこの地域でも収穫の時期に入りますが、こうした現在の米価の下落状況、米つくって飯食えないが現実となっています。このような米価では米づくりをやめていく農家が続出ということになりかねます。

大幅な下落の背景には、JA全農や米卸売業者が25年度産米の在庫を過重に抱え、投げ売りする状況があります。このように今の内閣は、輸入米をふやす、そして環太平洋連携協定、いわゆるTPPを前提に、国の需給調整の責任を放棄し、農家に自己責任を迫っています。平成30年産からは国による米の生産調整も廃止することになっており、生産調整を達成した農家への交付金を、ことしからはそれも半減です。米の消費減や豊作の中で過剰在庫が生まれやすくなっております。

町長が理事長をしております矢吹原土地改良区、40数戸以上の水系がありますが、私も理事と水系会長という立場になっておりますが、私たちの矢吹第3水系は、現在4名のポンプ管理者で水を集水しております。そうした電気料、水系のポンプの管理人にも10アール2,100円をいただいて、何とか水系の運営をしておりますが、消費税の増税後の電気料の値上がり、来年はこの水系の賦課金も現在の10アール当たり2,100円でやっていけるかが、今、会長として頭を痛めているところです。

農水省の試算でも、米1俵の生産経費は60キロ1万6,000円という金額が出されておりますが、その5割から6割の米価です。私も今議会に紹介議員として、政府による緊急の過剰米処理を求める請願を出しましたが、このように米価の下落を食いとめるためにも、地方議会で、また、農協を初め農業、米関係の団体が政府に声

を上げていくことが今求められております。本当にこのまま下落の道を行く、米づくりなんかやっていられないという気持ちになってしまいます。国の関与を強く求めるそうした行動を町長にも起こしていただきたいが、思いを伺います。

次に、攻めの農業の名のもと、農業委員会、農協などの農業改革が進められている。この改革は農家を攻め落とすとしか思えないが、この農業改革をどのように見るか伺います。

政府の規制改革会議は5月、農業改革に関する意見を公表しました。農業、農地への企業進出を最優先し、家族農業中心の農政のあり方を根本から覆す内容です。

農業委員会では委員の選挙制度を廃止し、市町村長の任命による少数制にし、農業団体からの委員推薦制もやめる。意見の公表、建議などを法律に基づく業務から除外する。都道府県農業会議、全国農業会議所を廃止する。農家の代表機関、農民の議会という基本的役割が失われ、農家の声を農政に届ける役割も否定され、農政の下請け機関になってしまいます。

また、農協でも信用共済事業を、そして農林中金を全共連に移管し、単協は代理店に、農協中央会制度の廃止、全農の株式会社化、准組合員の事業利用は正組合員の2分の1以下に制限する。信用、共済を含めて総合事業で成り立ってきた農協の多くが、経営が成り立たなくなってきました。そして、全国的な事業展開や連携も困難になります。

ことは国連が定めた国際家族農業年です。食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮には、大小多様な農家の存在が欠かせません。その点においても、農業委員会や農協の果たすべき役割はますます重要になってきます。

町の農業委員会でも耕作放棄地を調査実施したようですが、このような農業改革が進められたとしたらば、新たな耕作放棄地も生み出す、そうした危険性も出てきます。今こそ食料主権の立場に立った農政が求められております。そのためにも、経営規模の小さい農家や兼業農家を敵視して農業から締め出すのではなく、若い担い手の確保を国、自治体、団体を挙げて取り組み、定年の帰農も支援するなど、老、壮、青のバランスのとれた農業構造改革にすべきですが、農協の職員時代もあった町長はどう見るか伺います。

次に、屋内外運動施設の運営・管理等はどのような計画をもって進めていくのか伺います。

町政報告でも屋内外運動場の整備事業の報告がありました。27年、来年の3月10日の完成の計画ですが、私の家族の話になりますが、よくも嫁さん、まあ見つけるもんだと思うくらい、きょうは郡山、あしたは須賀川、そして平田、白河、そのほかと、孫を連れて母子さんとか親子さんとか、そういうところに、嫁さんとすれば子供ですが、私にすれば孫でございます。本当に、実際私は一緒に行って見ているわけではありませんが、何をしているか内容はよくわかりません。しかし楽しく帰ってきます。

そうした中で、矢吹にも今度子供たちの運動機会の確保ということで、屋内外運動場ができることをうんと期待しているようです。矢吹にできれば、わざわざ遠いところまで駄賃をかけて行く必要はなくなるわけでございます。こうした施設もなければ子供たちが伸び伸び運動等ができない。福島県の東日本大震災、原発の事故でしたが、不幸というばかりでは前に進みません。67歳になった私には余り前はありませんが、子供たちには前、未来があります。震災、原発事故から今3年半ですが、完成時には4年になります。多くの震災、原発事故で避難生活を余儀なくされている浜通りの方々には申しわけないような気持ちですが、矢吹町の不幸から

幸へ、幸福への示しにもなる屋内外運動施設となるよう、そう考えております。

屋内外運動場の利活用につきましては、報告の中で、仮称キッズパーク運営検討委員会という会を役場内に立ち上げ、建設に合わせて運営、管理、業務等について検討を進めているという報告がありましたが、どのような計画をもって進めていくのか、そして管理運営をしていくのか伺います。

次に、現道舗装事業の促進をということで伺います。

現道舗装事業、前にも大変喜ばれている事業と評価して、一般質問で取り上げましたが、先ほど同僚議員から広島県の土砂災害関連の質問があり、また、後からも質問が同僚議員からありますが、ことしの夏の豪雨による全国各地の被害はすさまじいものでした。矢吹町内でも雨の降る量、場所的にも大きな違いが出ているのが最近の気象です。そうした中で、大雨による勾配の急な道路、いわゆる坂道の土砂の流れは半端ではありません。都市建設課では、英知を結集して着々と現道舗装を進めています。こうした大雨の土砂の流出による砂利道の本当の大変な状態になりますが、そうした復旧も現在の体制で大丈夫かなと思っております。

こうした気象災害の多発、異常気象が異常でなくなり常に襲ってくるものとして、注意を怠りなく過ごさなくてはなりません。現道舗装事業の促進も、異常気象が異常でなくなっている今、促進もこの気象のために備える一つの手段と思います。促進事業の推進をということで伺います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、米の価格の下落状況に関するおただしであります。昨年も米の価格が下落し、26年産米についても価格が下落する新聞報道が見受けられ、さらに8月に公表された水稲の作柄概況によると、県内全体がやや良という発表があり、米余りによる価格下落に拍車がかかる状況であります。そうした中、本町といたしましても、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農業者に対して既存の農業政策を的確に発信し、効果的に推進してまいりたいと考えております。

具体的な取り組みといたしましては、初めに、今年度の経営所得安定対策制度の加入促進については、前年度加入者536名に対し、14.1%増の612名と増加しております。

次に、今年度創設された多面的機能支払制度については、地域の共同活動が促進され、集落営農のような形態により生産コストを下げる効果があることから、小規模農家の支援策として期待されるものであります。

本町では、本年2月から地元説明会を随時開催し、6月30日現在、本町の新規採択比率は10.9%と県内市町村の中でも高い数字を示すなど、本制度が積極的に推進されており、今議会においても、農業者の支援策として農業生産法人化支援補助金の予算案を上程させていただいております。

また、農地中間管理事業においても、経営体育成基盤整備事業が完了を迎えた長峰地区が県内における事業実施の重点地区に選定され、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止、解消の抜本的な強化を行っており、認定農業者を初めとした大規模な農家については、規模拡大により生産性向上と生産コストの削減を目指し、強い農業づくりに取り組んでいただいております。

このように本町では、国が示している農業政策を積極的に取り入れながら、「さわやかな田園のまち・やぶ

き」の実現に向け、農村環境をみんなで守るためにも、これまでに述べた対策を講じるとともに、さらに国や県に対し、現在農家の皆様が抱える非常に厳しい状況を、各種会議や意見交換会において私みずからが声を大にして訴え、でき得る限り経営安定の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国が示す農業改革についてのおたただしですが、政府は、本年6月24日に農林水産業・地域の活力創造プランの改定を決定し、現在は、来年1月召集の次期通常国会への法案提出の具体的な制度設計に着手しているところであります。

この改革の目的は、農業・農村の発展のため、農業者、特に担い手からの視点で、地域の農地利用の最適化が進むこと、また農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織たり得ることにより、安定的な業務運営が展開され、農村社会に必要なサービスがより適切に提供されることを目指すこととされております。

主な内容は、農業委員会については、より実務的に機能する者を選任できるよう公選制を廃止することや、機動的な委員会開催を図るための半数程度の定員減、うち過半数は認定農業者から選任すること等が挙げられ、農協については販売事業・購買事業・営農指導等のいわゆる経済事業に特化し、信用事業・共済事業を農林中央金庫及び県信用農業協同組合連合会に事業譲渡する代償に、単位農協にはその代理店として手数料を得るモデルを構築すること等が挙げられております。

また、これらの内容に加え、農業生産法人の改革も提示されており、当該法人が6次化産業等を図り経営を発展させようする場合、役員要件や議決権要件が見直しされ、農作業従事者以外の者の権限が強化されたことにより、企業が農業に参画しやすい改革がなされております。

これら改革の内容に対する町としての見解については、より実務的かつ機動的な農業委員会の構築や、農業者のより一層の所得向上やサービス拡充に資する農協組織の確立を目指すものとして一定の評価をするものではあります。反面、定員減による農業委員の皆様の負担拡大や、信用・共済事業の譲渡による単位農協の経営の硬直化、さらには農業生産法人の参入強化についても、経営悪化に伴う事業撤退後の大規模な耕作放棄地の発生等、懸念する点があることも事実であります。また、去る8月7日開催の福島県農業会議第86回臨時総会においても、これら懸念と同様の観点から、特に農業・農村振興に向けた制度の改正となるよう国に強く要望することを確認しております。

町としましては、今後の動向を注視し、必要があれば国・県に対し積極的に声を上げ、本町の基幹産業である農業を守り、真に農家の利益につながる施策を展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、屋内外運動場施設の運営・管理についてのおたただしですが、本施設は、東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動能力の向上や、子育て世帯の定住化を図るため、JR矢吹駅東口に新たに整備するものであります。

本事業については、第381回議会臨時会において議案として上程し、屋内外運動場整備工事請負契約の締結を全議員賛成のもと可決いただき、平成26年7月25日から平成27年3月10日の工期において、鋭意施工中であります。

現時点においては、管理・運営の詳細について決定しておりませんが、先月、関係各課の職員で構成した仮

称さわやかキッズパーク運営検討委員会を内部に立ち上げ、管理や運営などに関し検討を進めております。

主な検討事項の1つ目は、施設の有効活用に関する事項として、子供の運動能力の向上及び発育発達を図る運動のやり方や定期的なイベントの検討、遊具の選定、指導員の配置、フットサルコートの利用等についてであり、現在調査検討しております。

2つ目は、施設の運営主体と維持管理に関する事項として、管理方法の検討やランニングコストの試算についてであり、こちらについても調査検討を進めているところであります。

3つ目には、屋内外運動場の利用範囲、利用料金及び利用時間等についてであり、近隣の屋内運動場の状況を参考に調査検討してまいります。また、親子の交流や子育てに関する相談等の地域の子育て支援の拠点の一つとして活用の可能性や、矢吹駅コミュニティプラザとの連携等に関しましても検討を深めたいと考えております。

こうした検討を踏まえ、議員の皆様にご知らせしながら、本施設の運営及び管理等について、来年3月のオープンに向け、多角的な検討を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、現道舗装道路の推進についてのおたただしであります。平成26年8月までに総数137路線の現道舗装の陳情がござっております。道路幅を伴わない生活道路整備事業の現道舗装工事は、平成17年度から事業に着手し、平成25年度末までに84路線の整備を行い、砂利道の解消、環境改善に努めてまいりました。

このような中ではあります。本年度も10路線の整備を計画しており、計画路線のうち、柿の内地区、寺の前地区、東川原地区の3路線につきましては既に工事を完了しております。その他、松倉地区、田町地区、明新地区、前久保地区、沢尻地区、大池地区、井戸尻地区の7路線につきましても、年度内の工事完了に向け鋭意進めております。

現道舗装工事は、低コストながらも住民生活の向上に資する効果的な事業であると考えており、今後も計画的に工事を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 2点ほど再質問させていただきます。

まず、屋内外運動場のことでございますが、先ほど申し上げましたとおり、子供たちはもちろん、父兄、そして、町が将来を担う子供たちを育てる、そうした厚情の施設の第一歩となると思います。各地区の父兄というか、母親が顔を合わせられる一番最初の機会だと思います。そうすれば、私の嫁さんもそっちゃんにこっちゃんにしないで済むと思いますが、そうした子育て支援の一環として、ぜひ、管理・運営は教育委員会を中心としてやっていただきたいと思います。と要望しておきます。

また、現道舗装の促進ということで、再度伺います。

現在、この事業の実施に当たり、どのような基準、また優先順位といたしますか、どのような方法で実施しているのか。また、戸数の少ない一軒家など農道の道、砂利道通っていく家もあります。そうした家の砂利道も本当に傷んでいるところがいっぱいございますが、そうした道路、通りの支援、個人負担が少なく済む方法など、住民からの要望があれば自己負担が少なくてもやりたいという、そういう家が出てくる可能性もあり

ます。そうした、今最大限の支援はどのような方法があるのか伺います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

屋内外運動場、藤井議員の思いを聞かせていただきました。全く同感でございます。そのような形で、将来を担う子供たちを育てる子育て支援策の一つということで、これは、長年のお母さん、子供を持つ保護者の夢でもございました。町の財政状況も勘案しながら、なかなかこうしたことに事業として着手できなかったわけですが、今回、こうした子ども元気復活交付金、国の支援策というものを、状況を的確に読み取ってこの事業に着手できたことについては、町としても大きな喜びでございます。

子供の子育て支援ということについては、今、藤井議員から質問があったように、母親同士というか、そういう親御さん同士のそういうつき合いも非常に大切な主体になってくるんだろうというふうに考えておりますので、そうしたことを十分に考慮した、そんな施設にしてみたいと考えておりますし、また、教育委員会が指導的役割を果たすことはもちろんでございますので、そうしたことで教育委員会の指導のもと、また、町の子育て支援の一環として十分に意を尽くしてみたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

現道舗装についても、非常に喜ばれているということで、一定の評価を受けていることについては、藤井議員もご認識のとおりだというふうに思っております。ただ、この現道舗装の整備の考え方については、どのような基準があるのかということについて、非常にわかりにくくなっている部分もあるかと思えます。優先順序と言われるもので、なぜ、あの地区が私の地区よりも早く整備されるんだというような、そんなご意見も私の耳に入ってまいります。

これについては明確な基準とか定めというものはないんですが、一定のルールに従いまして優先順序を決めながら、その毎年の整備する路線について決定をさせていただいているところでございます。これらについては、都市建設課長にそうした一定のルールについての考え方について答弁をさせますので、よろしく願いたいと思いますし、また、自分に影響する道路の負担について、自己負担もしながら整備をしていきたいということについては、これについても町は私道補助整備資金という形で、私道を整備する場合においても、自己負担を得ながら、町もそこに補助を加えながら、整備をしていくという手法もでございます。これらの詳しい内容等についても都市建設課長から説明させますので、よろしく願い申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

都市建設課長、福田和也君。

〔都市建設課長 福田和也君登壇〕

○都市建設課長（福田和也君） それでは、14番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

まず、現道舗装事業の優先順位であります。先ほど町長が申しましたように、具体的な指標、ものという

ものはございません。そういう中で、担当課といたしましては沿線の家屋の戸数であったり、延長、あとは利用者の数、あとは要望年度、経過年度等を総合的に判断いたしまして、毎年度の事業箇所を決定しております。

続きまして、私道補助でございますが、こちらにつきましては……

〔発言する者あり〕

○都市建設課長（福田和也君） 私道ではなくて……

〔「 農道なんですね 」と呼ぶ者あり〕

○都市建設課長（福田和也君） そちらにつきましても、やはり私道でありましたら私道の補助がございますが、狭い道というか、1軒、自宅の進入路等でありましたら、やはり個人負担でやっていただくしかないと思いますが、公道であれば現道舗装、ある程度の受益者、利用者がいるということであれば、同じ現道舗装という形で整備ができるかと思えます。

以上であります。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

それでは、以上で14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 薄葉好弘君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告5番、2番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の方々、大変ご苦労さまでございます。

それでは、通告した一般質問ですが、質問の内容で同僚議員と重なる部分もありますが、私なりの視点で質問させていただきます。

東日本大震災及び原発事故から丸3年半を迎えようとしておりますが、いまだに震災前の生活に戻れず、農産物の風評被害もいまだに続いている状態であります。

こうした中で、先ほど同僚議員の話からも出ておりますが、ことしの米の作況は中通りでやや良であり、全国的にも3年連続の豊作が見込まれておりますが、消費の低迷により、米の在庫もことしの6月末で246万トンと過去10年で最大であり、平成26年産米の価格にも影響を及ぼす厳しい状況であります。

ことしも風評被害の払拭を図るために取り組む米の全量全袋検査も3年目に入りましたので、最初に米の全袋検査について質問させていただきます。

1つ目に、一昨年は検査ごとの数量と期間に大きな隔たりがありましたので、昨年実施された全袋検査での検査機関ごとの検査数量と検査期間についてお尋ねいたします。また、今年度も出荷米を優先し、縁故米、自家保有米等は予約による対応になるのか、町全体として1カ所で実施することはできないのかをお尋ねいたします。昨年も同様に、町全体として1カ所で実施できないのかを質問させていただきましたが、答弁の中で来年度に向けて協議をしていきたいという答弁がありましたので、協議、検討がなされたのかを伺いたしたいと思います。

2つ目に、農業基盤整備促進事業への対応について質問させていただきます。

矢吹土地改良区では、農業基盤整備促進事業として三神幹線排水路改修と矢吹町地区補修工事が秋から実施される予定でございますが、三神幹線排水路改修工事のように、全長約4キロで生活排水と共用されておりますので、流れてくる排水を一定の区間でせきとめ、バイパスにより排水をしながら工事となり、特に農閑期からの秋から冬の工事のため、進捗状況次第では来年の作付に影響されるのではないかという農家の声もありますので、町としてはこの事業に対してどのような指導、支援等も含めた対応をするのかをお尋ねいたします。

次に、街路灯・防犯灯の整備について質問させていただきます。

1つ目は、街路灯・防犯灯のLEDへの切りかえについてお尋ねいたしますが、街路灯・防犯灯も、低消費電力による省エネと長寿命によりLEDへの切りかえが進んでおりますが、町内に設置されている街路灯・防犯灯では何パーセントの切りかえになっているのかをお尋ねいたします。また、LEDに切りかえたことにより、電気料金も以前の電球と比較するとどのくらい削減されているのかをお尋ねいたします。

2つ目は、防犯対策による防犯灯の設置対応についてお尋ねいたします。

ことしに入り少年少女の誘拐事件のニュースが報道されており、夕方や夜道での事件発生が多い状況ですので、防犯対策として、特に小中学校の通学路への防犯灯の設置についてはどのような対応をされているのかをお伺いいたします。

次に、土砂災害について質問させていただきます。

1つ目に、土砂災害の対応についてお尋ねいたしますが、全国的に異常気象により、集中豪雨による土砂災害が発生し、人命も奪われる被害も出ておりますので、町内にもこういった土砂災害による危険箇所があるのかをお尋ねいたします。また、町内にも危険箇所があるとすれば、何らかの対策が講じられる必要があるのかをお尋ねいたします。

2つ目に、土砂災害等の危険箇所マップについてお尋ねいたしますが、土砂災害危険箇所の場所を地図上で確認することができるような土砂災害ハザードマップが作成されているのか。また、作成されているとすれば、町民にどのような方法で周知されているのかをお尋ねいたします。

最後に、子ども・子育て支援について質問させていただきます。

1つ目に、矢吹町子ども・子育て会議についてお尋ねいたします。

このたび矢吹町子ども・子育て会議が設置されて、幼児期の学校教育・保育・子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、保育園、保育所などの具体的な実施に向けた取り組みを検討されていると思われませんが、現在までにどのような検討がされているのか、また、今後の具体的なスケジュールについてもお尋ねいたします。

2つ目に、教育・保育提供区域の設定についてお尋ねいたします。

教育・保育提供区域の設定について、議案第56号で基準を定める条例が上程されておりますが、幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況と利用規模を踏まえて子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たり、教育・保育提供区域の設定についてはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

以上、私の視点で4項目について質問させていただきますので、ご答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ここで、暫時休議いたします。

(午後 2時55分)

---

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

(午後 3時05分)

---

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業振興についてのおただしであります。まず、米の全袋検査について昨年の検査機関ごとの検査数量と検査期間についてお答えいたします。

平成25年度恵み安全推進協議会の町内4検査場の検査数量並びに各検査場の検査袋数の占める比率についてご説明申し上げます。

東西しらかわ農協では、平成24年度79,979袋、平成25年度81,475袋、1,496袋の増、伸び率1.87%、平成25年度検査比率45.71%となっております。

白河農協では、平成24年度27,781袋、平成25年度35,024袋、7,243袋の増、伸び率26.07%、平成25年度検査比率19.65%となっております。

有限会社中央商事では、平成24年度37,861袋、平成25年度44,983袋、7,122袋の増、伸び率18.81%、平成25年度検査比率25.24%となっております。

有限会社内山商店では、平成24年度16,029袋、平成25年度16,750袋、721袋の増、伸び率4.49%、平成25年度検査比率9.40%となっております。

各検査場とも検体数は増加しており、地震災害及び台風災害の被災田の復旧並びに各検査場の積極的な検査体制によるものと思われま。

なお、いずれの検査場も9月末から11月下旬ごろまでの期間に検査が集中しております。

次に、今年度も出荷米を優先して縁故米、自家保有米等は予約による対応になるのか、また、町全体で1カ所で実施することはできないかのおただしであります。縁故米、自家保有米につきましては、今月2日の町恵み安全推進協議会会議において、昨年同様、町内4検査場体制とし、予約制とすることを含めた全量全袋検査の実施内容を決定したところであります。

なお、平成24年度においては、各検査場の検査比率に偏りがあり、縁故米、自家保有米の検査に時間を要するなど運用面での課題があったことから、平成25年度は、各検査場との日程調整及び放射能測定センターの利用案内を行ったところ、スムーズな検査状況となるなど、検査場の検査実施体制を構築することができました。町といたしましては、26年産米についても、全ての米について基準値以内を目指し、安全で安心できる米づくりを推進し、全袋検査を通して風評被害の払拭にも努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹土地改良区が実施する農業基盤整備促進事業に対する指導、支援等についてのおただしでありま

すが、当該事業は繰越明許費予算として今年度へ繰り越しし、継続して実施されている松房池回し堀水路工事、延長600メートル、原池下流水路工事、延長5,300メートルであり、漏水改善で用水を安定供給させ、水稻収量を向上させることで農地の価値を上げ、さらには、担い手の求める農地整備となり、農地集約へ取り組みやすくする目的と効果を担う事業であります。

技術的な支援につきましては、本年3月に本町を退職した土木技術者の藤田豊氏が雇用され、6月より1名増となり、矢吹土地改良区自体において人的強化が図られたものと認識しております。当該土木技術者におかれましては、町役場在職中に道路行政並びに農業の振興に関する業務に深く携わり、経験豊富な土木技術に関する知識を兼ね備えておりますが、町といたしても、来年度の作付に間に合うよう、矢吹土地改良区と連携を確立させ、工期内完了となるよう協力体制を十分に図ってまいります。

財政的な支援につきましては、矢吹土地改良区と昨年度から協議を続けておりますが、事業区域以外の生活排水としての役割も担っていること、また、本事業は改良区組合員の長年の思いが込められたものであることを十分認識しており、町といたしましても、受益者負担の原則に基づいた応分の負担として、過去の事例を勘案し、支援を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、街路灯・防犯灯の整備についてのおたただしであります。平成22年度から通学路を最優先に街路灯・防犯灯のLED化を進め、現在80基の切りかえが完了しており、町内の街路灯等、合計約2,100基に対し約4%の整備率となっております。

省エネ・長寿命のLED街路灯に変えることで、電気料金は従来の蛍光灯よりも1基当たり1カ月170円、合計80基でありますので、年間163,200円のコストダウンとなっております。

LED街路灯は、1基あたりの機器単価が通常の蛍光灯に比べ7,000円ほど高くなります。しかし、管理費及び耐用年数も含めたランニングコストにすぐれており、結果的にはコストダウンが図られることとなります。今後も総コスト削減のため、財政状況を勘案しながら積極的にLED化の推進を図り、安心・安全なまちづくりのため整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、防犯対策による防犯灯の設置についてのおたただしであります。昨今、子供たちを狙った誘拐等の事件が全国で相次いでおりますが、幸いに矢吹町において、児童生徒が大きな事件に巻き込まれるという事例は発生しておりません。しかしながら、今後これらの事件の発生については十分危惧されるため、万全な対策を講じていく必要があると強く感じております。その対策の一つに、議員ご指摘のとおり、街路灯・防犯灯の役割は大きなものであります。

現在町では、街路灯・防犯灯の設置基準としまして、通学路を最優先とし、中学校、矢吹小学校の通学路についてはLED防犯灯への切りかえ、さらに光南高校の通学路では、交通事故防止のため、照度の高い防犯灯を設置しております。本年度は、LED灯を10基、蛍光灯型を約35基設置する計画としており、他の小学校についても計画的に設置してまいります。特に、善郷小、三神小、中畑小の通学路においては、必要箇所を調査するとともに、要望等も十分にお聞きしながら、児童生徒の安全・安心のためにも優先的に整備してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、土砂災害の対策についてのおたただしであります。初めに、危険箇所の有無につきましては、町内では三城目地区で1カ所、平鉢地区で4カ所、天開地区で3カ所、明新地区で1カ所、館沢地区で2カ所の合計

11カ所が、福島県の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けており、矢吹町水防計画においても同様に警戒区域の指定をしております。

これらの区域は土砂災害防止法に基づき、土砂災害、具体的には急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりから住民の生命身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、特定の開発行為及び建築物の規制等が行われております。

また、これらの区域の対策事業であります。平成23年の東日本大震災により、平鉢地区において自然斜面の一部が崩落する災害が発生いたしました。平鉢地区の災害4カ所につきましては、大雨や地震等で斜面の崩壊のおそれがあるため、急遽、平成24年度から福島県が事業主体となり、急傾斜地崩壊対策事業により急斜面の補強工事が進められております。その他の7カ所につきましても、今後、緊急性及び予想される災害規模等を総合的に判断しながら、県が事業主体となり、計画的に対策事業が推進されるものと考えております。

町といたしましては、町民の安全・安心の確保を図るため、平鉢地区以外の危険箇所につきましても、できるだけ早期の事業着手に向け、県に対し要望等を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、土砂災害の危険箇所マップについてのおただしであります。矢吹町の洪水、土砂災害発生が想定される危険箇所、地域を記したハザードマップ、矢吹町洪水避難地図を平成21年に作成し、該当地域の世帯に配布しております。地図にはふだんの対策、情報の伝達、避難方法、避難施設等も表示しており、災害時に有効な情報としてお伝えしております。

また、県が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した町内11カ所については、福島県のホームページに詳細が掲載されております。掲載の内容としましては、箇所ごとの位置図、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の範囲を示す区域図、斜面崩壊に伴う土石等の移動により建築物に作用すると想定される衝撃力、土砂の堆積の高さ等が公表されております。

なお、今回の広島市の土砂災害を受けて、福島県県南建設事務所と連携し、土砂災害危険箇所の周知状況や避難勧告等の発令、情報伝達の方法、避難場所の周知状況を再確認し、不備等があれば見直しするとともに、危険箇所の周辺住民には、再度矢吹町洪水避難地図を配布し周知するなど、安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町子ども・子育て会議についてのおただしであります。平成24年8月、子ども・子育て支援法が制定され、市町村においては、平成27年度から31年度にかけて、子どもや子育て支援にかかわる計画として策定される子ども・子育て支援事業計画や、その審議等を行う子ども・子育て会議の設置が定められております。平成27年度から子ども・子育て関連3法に基づいて本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度は、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みであります。

第380回議会定例会において、本会議設置条例につきまして議案を上程し、全議員賛成のもと可決いただい

た子ども・子育て会議では、子育てを行っている保護者の代表や子育て支援を行う幼稚園、保育園関係者の代表と大学講師等の参画のもと、昨年度実施いたしました子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査の結果をもとに、本計画に子育てに関するニーズを反映させるため、地域の子供や子育て家庭の本町における実情を踏まえて、子ども・子育て支援施策の実施に向けた矢吹町のこの会議を、7月8日、8月6日の2回にわたり開催したところであります。

会議では、子育て支援新制度の概要、教育・保育提供区域の設定、矢吹町子ども・子育て支援に関する調査の実施結果とその調査結果に基づいた教育・保育サービス見込み量を議題として、委員の方々から意見をいただき検討しております。

今後につきましては、子ども・子育て支援事業計画の素案を作成し、12月ごろにはパブリックコメントの実施を初め、各種基準、条例等の制定、確認制度への対応、教育・保育サービス見込み量に基づく認定こども園、幼稚園、保育園などの特定教育・保育施設の利用定員及び保育料の設定、地域子育て支援事業の充実など、審議の回数を重ね、丁寧な議論を心がけながら、来年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度の実施に向けて本計画を策定してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育・保育提供区域の設定についてのおただしであります。子ども・子育て新制度において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて区域を定めることが必要となっております。また、本町の教育・保育提供体制を整備していくため、ニーズ等の量の見込みと、その量の見込みに対する確保方策を策定する単位として、教育・保育提供区域を設定する必要があります。

第2回矢吹町子ども・子育て会議では、教育・保育提供区域の設定を議題として委員に意見を求めながら議論を重ね、区域をこれまでの従来どおりの町内1区域、または小学校区とする場合について検討いただきました。

会議では、利用者及び事業者にとってわかりやすく、かつこれからの保育需要の増大に対してできる限り柔軟に対応できるような区域設定とするため、これまでと同じく町内1区域として、教育・保育サービスの提供体制を確保することの審議結果となっております。

なお、これにより保育や子育て支援等につきましては、これまで同様に町内1区域となり、幼児教育に関しましては、町内幼稚園が4園である限りはこれまで同様、民間を除き4園体制で進めていくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、農業基盤整備促進事業の支援関係でちょっと再質問をさせていただきます。

先ほど、同僚議員のほうからも米の価格の話が出ております。米の価格は、本当にことし中通りのコシヒカリは1俵1万円を切るだろうというふうなことが言われております。そして、今回の整備促進事業で受益者が

1割程度負担するようになってきているというふうなことでございます。三神幹線排水路の改修のように、農業用排水の排水だけでなく、一般町民の生活用排水にもなっているというふうなことで、先ほど町長の答弁の中でも、町としては事業費の中で支援をしていきたいというふうなお話がありましたが、具体的にはどの程度の支援額なりを予定しておるのか、わかればお尋ねしたいというふうに思います。

続きまして、防犯・街路灯の整備についても再質問させていただきたいと思います。

防犯灯の設置の中で再質問したいんですが、小中学校のほうは優先をしてやっているというふうなお話でありますが、現在、中学校の脇を通りますあぶくま高原自動車道ですが、この矢吹中央インター付近のトンネルなど側道のところで、これからの季節、夕暮れも早く、暗くて危ないという箇所が何か所かありますので、できればそこに防犯灯の設置の予定があるかどうかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと、これもちょっと保護者から言われたんですけども、小中学校の付近で防犯灯はあるんですけども、防犯灯の下に防犯ベルとか防犯のパトライト、緊急のとき押ししたり、結局防犯になっても、子供たちはいろいろ持っていてとっさに押せないというんですね。だけれども、やっぱりそういうふうに人の家に逃げ込むまでいかないとすれば、防犯灯の下に緊急の防犯ベルとか、ブザーがなって回転灯になるとか、そういうふうなの設置はどうなのかというふうなことをちょっと私も聞かれましたので、そういうふうな小学校周辺、本当にうちに帰るような帰る途中のところで、すぐにそういうふうにあった場面で、そういうふうな設置はできないのかというふうなことをちょっとお尋ねいたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、最後に質問しました子ども・子育て支援についてを再質問させていただきたいと思います。

先ほど、子ども・子育て支援会議の内容等の説明もいただきましたが、スケジュールで私がちょっと見ておりますと、若干近隣の市町村より、会議の回数もそうですが、進捗状況が若干おそいんじゃないのかなというふうに思われます。予定を見ますと、6月の第1回から8月までは3回程度実施して、予定だと6回ほどやるというふうな予定で、ただ4回から6回は状況を見てということなんで、実質何回程度ですね、本当にやる予定をしているのかをちょっと伺いたいと思います。

あと、ニーズの把握のニーズ調査の中で、ゼロ歳から6歳の保護者のニーズ調査の中でいろいろ出ておまして、町立の幼稚園、保育園の施設は老朽化が進んでいるというふうなことで、その中で町立幼稚園、保育園のあり方の意見がまとまっております、上位5位までがちょっと掲載されておりますが、ゼロ歳から5歳児までの保護者の中で、回答は40%の方が回答しているそうですが、1カ所にゼロ歳から小学校入学前の子供を集めてどうなんだというようなお話が出ております。先ほど、教育長からは4カ所で実施をするというふうなことでございますが、中にやはり三神地区、中畑地区、幼稚園はあるけれども、やはり保育所がないというふうなことで、やはり町まで預けると急に子供が病気になったといっても、すぐに迎えにいけないとか、やっぱりそういう状況があるというふうなことでございまして、三神地区、中畑地区では、認定こども園のような施設を希望している方もおられるというふうなことでございまして、そちらについても提供区域の設定の部分で再度お伺ひしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。2点ほどございました。

矢吹土地改良区の農業基盤整備促進事業、受益者が1割ぐらい負担すると、さらには米価の下落をもって農家の負担感というのは非常に重いのではないかと、大きいのではないかと、具体的にどのぐらいの額を支援するんだというようなご質問でございますが、これらについて今すぐに具体的な額というものを言える状態にはないわけでございますが、以前、さまざまな圃場整備を含めたこうした農業に関する施設の補助を町としても行ってきた経過がございます。例えば、ことし竣工されました長峰地区の経営体育成整備事業等についても支援しておりますし、したがいまして、そうしたものが判断の基準になるのではないかとというふうに思っておりますが、これらについては財政状況も考えながら慎重に協議を深めてまいりたいと思います。

なお、これらについては時期的なものもございますので、できるだけ早く年度内には結論を出していきたいとそうように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、また、議員の皆様にもご理解を賜りたいというふうに思っております。

2点目の防犯灯・街路灯の問題でございます。3点ほど要望と提案がございました。

あぶくま高原自動車の側道、ここについては中学生を含めて通学路になっておりますので、先ほどの答弁の中でも街路灯・防犯灯、通学路については最優先的というような話をさせていただきました。どの場所に街路灯、防犯灯を設置するのがいいのかということも調査、検討を踏まえながら、設置箇所についてもできるだけ早い時期に整備してまいりたいとそうように考えておりますし、また、防犯ベルについてもとっさに押すことがかなわない、こども110番の家についてもとっさに逃げ込むということもかなわない、そんなこともあって、防犯ベルやそうした安全対策についても十分に検討すべきではないかというようなご意見、今、まさしく強く認識させていただいております。そうしたことを十分に考えていきたい。そうしたことにおいて、例えばということで提案がございました。防犯灯の下に防犯ベルのブザーのスイッチだとか、さらには赤色回転灯も含めた、そうした緊急避難を周囲の人に知らせる、そんな回転灯の設置も必要なのではないかというような提案、これらについては十分貴重なご意見として賜ったわけでございますので、前向きに検討していきたい。あらゆる手段をとっても事件が起きてからでは遅いということについては、もう既に周知のことでございますので、これらについては子供が被害に遭ってからでは遅いということも十分に念頭に置きながら、整備を進めていきたいとそうように考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、薄葉議員の再質問にお答え申し上げます。

子ども・子育て会議につきましては若干遅いのではないかとというようなご指摘いただきました。そして、今後のスケジュールということでございますが、確かに少しスタートがおくれた経緯はございます。それでも、この後計画的に会議を開催しまして、予定の少なくとも6回は開催をいたしまして、委員の皆さんのさまざまなご意見をいただいて、現状にあった計画にと、さらにはまた、将来を見越したよりよい計画をつくってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、幼稚園、保育園の老朽化等に伴って、この後の回り方ということで、特に中畑地区、三神地区では、保育園については各地域にあったほうがいいのか、あるいは、各地域に認定こども園をというような意見があるというご意見をいただきました。

それで、これはニーズ調査の中でも今後の幼稚園、保育園のあり方ということについて最後に調査をいたしまして、保護者の皆さんのご意見の中には、4つの幼稚園に保育施設をあわせ持つて、それぞれ認定こども園のようにしてもらえばいいというご意見も少なからずございました。しかし、現在の幼稚園のところにそのような施設をつくることは、正直言います、なかなか難しい状況でございます。現在の幼稚園では、特に矢吹や中央幼稚園では、園庭の手狭さということが出されてございます。そういう中でさらに園舎をつくるということは、大変なことでございますし、そして、また、財政的な負担も大きく出てまいります。

そういう意味で、一方では大きな一つの認定こども園をつくってはどうかというような、そういうことについてのご意見もございました。薄葉議員からもご意見をいただきましたが、そのようなご意見と、町に1つはというような、そういうことも含めてさまざまなご意見をいただいて、今後の方向性を、1つにはこの子供・子育て会議等でもさまざまなご意見をいただいて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 再々質問をさせていただきたいと思います。

ただいまの子ども・子育て支援の部分でございますが、1点は、今ほど幼稚園のところに園舎をつくるのが財政的とかいろいろな部分で大変だというふうなお話で、1カ所というふうなお話が教育長からありましたけれども、実際のニーズ、意見のあり方のまとめの中で、ゼロ歳児から5歳児の方、40%ほど記入回答があるわけですが、この1位で50件の方は、ゼロ歳から5歳までの幼児を1カ所に集めるのはどうなんだと疑問に思うという方が、これ50件ほど意見があります。あと2番目に46件の方は、1カ所だと通園する距離が遠くて、先ほど話があったように、何かあってもすぐに迎えにいけないというこういう意見が46件あります。96件、半数以上の方は1カ所ではちょっと無理だろうというふうな意見が出ているのに、今、教育長はちょっと違うような発言がありましたが、私はこれニーズ調査の中ではそういうふうな意見が大勢を占めておりますので、そこら辺の捉え方がどうなのか、再度お尋ねしたいと思います。

あと、再々質問でもう1点ちょっと気になったものですから、もう1点質問させていただきます。

全袋全量検査なんですけど、24年産米につきましては、25から50ペクレルまでは20袋ほど矢吹町ありました。昨年の平成25年産米、これはたった1袋なんですね。25から50ペクレルが1袋だけありました。非常に私もこれ見たときに、ちょっと残念だったなというふうなことで、昨年の9月17日からことしの8月8日までの1年間で1袋だけあったというふうなことで、ぜひことしは25ペクレル、下限値未満に全てなってほしいと思いますが、この1袋、どこの検査場かわかれば教えていただきたいなというふうに思いまして、2点ほど再々質問させていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再々質問にお答えさせていただきます。

米の全袋検査で平成25年度、25から50ベクレルの数値を示した袋が1袋あったと、これらについてどこの検査場かというようなおたしでございますが、今時点でどこの検査場かということについてはわかりません。ただ、今、内部で話をさせていただきましたが、調べればわかるということでございますので、後ほど調査が終わりましたら報告をさせていただきますと思います。

なお、原因については、古い袋を使用したために、古い袋の中をきれいに清掃していなかったために、そこにたまっていたごみが反応したというような、そんな報告がされておりますので、あわせて報告をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、質問にお答えいたします。

ニーズ調査の中で、96件の1カ所ではなく、このそれぞれの地区、あるいは2カ所以上というような、そういうご意見があったということは、薄葉議員ご指摘のとおりでございます。そして、それは大変重く受けとめなければならないというふうに考えております。それで、私が申し上げた一つの認定こども園にということは、私が提案とかということではなくて、意見の中に、少ない意見ではございましたけれども、そのような意見もあったということで、私のほうから紹介させていただいたということでございます。

いずれにしても、保護者の方のニーズや地域の方々の、町民の方々のご意見等をいただいて、方向性を見出していききたいと、そして、その支援会議においてもいろいろとご意見をいただいて、よりよい幼児教育、保育のあり方を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、2番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

◇ 佐藤幸市君

○議長（諸根重男君） それでは、続きまして通告6番、4番、佐藤幸市君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 佐藤幸市君登壇〕

○4番（佐藤幸市君） 議場の皆さん、こんにちは。それと、傍聴席の方々、きょうは本当にありがとうございます。

じゃ、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。同僚議員と重複しますが、よろしく願います。

3点ほど質問させていただきますので、答弁のほどよろしく願います。

まず1点目ですけれども、2014年産米価対策についてお伺いいたします。

農業を取り巻く状況は、TPP参加問題、農業資材、燃料価格の高騰など、経営状態が極めて厳しくなっております。本年度は、さらに追い打ちをかけるように全農、米卸業者が13年産米の過剰米を投げ売りする状況にあり、市場価格が下落しております。

生産者米価の相場となる農協概算金の価格が、本県産はまだ未発表ですが、千葉県産コシヒカリは60キロ9,000円、前年比マイナス3,000円。新潟県産コシヒカリは60キロ12,000円、前年比マイナスの1,700円となっております。全国的に見ても1,700円から3,500円の下落となっており、本県産米についても2,000円前後の下落が予想されます。また、2018年から米の生産調整を廃止することになって、生産調整達成交付金もことしから半減されるようになっております。この点につきまして本町の対策についてお伺いいたします。

2つ目、医療観察保護法に基づく閉鎖型病棟整備計画についてお伺いします。

医療観察法とは、重大な他害行為、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつなどをしながらも、心神喪失状態で刑事責任を問えない精神的障害に、そういうふうな精神的障害者に医療を施し、社会復帰を支援する法律です。県では、このような刑事責任を問えない精神障害者に専門的な医療を提供する閉鎖型病棟を、県立矢吹病院に26年度以降の開設を目指すとしております。

24年2月、議会全員協議会において、町長在席のもと、県立病院で精神科がある矢吹病院が医療観察法に基づく閉鎖型病棟を設置できる唯一の病院であると県病院当局担当者職員の説明があり、議会は全員一致で反対の意思を表示しました。その後、本年7月に県病院当局担当者職員により、全員協議会において、前説明会の質問の回答と、当初17床の独立病棟を新たに建設する計画としていたが、町長、議会の意思表示を重く受けとめ、既存の病棟を利用するか、既存の病棟に新設する方法により規模を縮小した8床程度に計画を変更し、また、一般精神科病棟に比べ高い安全性、セキュリティ対策を講ずるとの計画の見直しを含めた改善計画の見直しの説明がありましたが、町としての公式な見解は表明されておられません。

町は、閉鎖型病棟計画をどう受けとめているのか。また、町としての公式な見解表明をせず、議会に賛否を委ねるのか。そして町民に対してこの説明をどうするのか、この3点をお伺いいたします。

3つ目、歩行者道、街路灯の整備についてお伺いいたします。

中心市街地復興のさまざまな計画、集会施設、災害公営住宅、大正ロマンの館等が具体化されつつあり、公営住宅に住む新住民等、人の流れも大きく変化してくると思われれます。町の計画にも、道路パトロールを定期的実施し、補修、修繕等が迅速にできるよう嘱託職員を配置し、道路管理、街路灯の整備、維持管理を計画的に進めるとあります。町のコンパクト化、歩いて暮らせるまちづくり計画において、道路の整備、街路灯の整備を優先して行うことが重要かと思われれます。必要箇所には防犯灯、街路灯、そして歩道を整備し、明るい道路環境で犯罪を未然に防ぎ、事件、事故のない安全・安心なまちづくりに努めていただきたい。多くの地域住民が歩道、街路灯の整備を望んでおります。町の整備計画をお伺いいたします。

以上3点、答弁よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） ここで暫時休議します。

（午後 3時52分）

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 4時01分）

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、4番、佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、2014年産の米価対策についてのおたかしであります。平成26年産米の米価について、新聞報道等では、議員おたかしのとおり下落予想がなされており、水稻農家の取り巻く環境が大変厳しくなっております。

本町においては、国の政策である経営所得安定対策制度の加入促進、今年度創設された多面的機能支払制度及び農地中間管理事業を積極的に推進しており、農業者の安定経営に取り組んでいるところであります。

米価安定のための具体策といたしましては、平成26年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合において、減収額の9割を補填する米、畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策、平成29年産までの時限措置である米の直接支払交付金、さらには、食料自給率の向上等を図るため、水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水田活用の直接支払交付金の積極的な利用促進を図ってまいりたいと考えております。また、農業の振興を図るための基盤として、農業の生産性の向上及び農産物輸送の効率化を促進する農道の舗装化を進めており、本町農業が衰退することのないよう、基幹産業である農業、とりわけ米作の重要性を認識し、農業農村整備事業の充実と営農効率、生産性の向上を図ってまいりたいと考えております。

「さわやかな田園のまち・やぶき」の実現に向け、農村環境をみんなで守るためにも、これまでに述べた対策を講じるとともに、さらに国や県に対し、現在農家の皆様が抱える非常に厳しい状況を、各種会議や意見交換会において私みずから声を大にして訴え、でき得る限り経営安定の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、医療観察保護法に基づく閉鎖型病棟整備計画について町はどう受けとめているのかのおたかしであります。平成15年に制定されました心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療行為及び観察等に関する法律、いわゆる医療観察法において、国は心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めました。さらに、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的として医療観察法病棟、指定入院医療機関を全ての都道府県への設置を目指しており、本県では県立矢吹病院内への整備が検討されております。

これまで医療観察法病棟の整備計画につきましては、平成24年1月に県から町及び町議会全員協議会への説明後、同年3月に事前に町へ知らされることなく、新聞に県立矢吹病院内に閉鎖型病棟新設の記事が掲載されたため、県にその真意の確認と慎重な対応を強く要望したところであります。これを受け、県からは地元住民の理解を得ることが最重要と認識しており、見切り発車はしないという回答を得たところであります。

このようなことを踏まえ、町では町議会とともに、平成24年7月に県に対し医療観察法病棟の整備計画に反

対する旨の意思表示をし、到底承服できる環境になく、撤回すべきであると要望してきたところであります。

反対する理由としましては、さまざまな問題があると考えております。例えば、医療観察法病棟からの退院後は、入院前の住所地で地方厚生局が選定した指定通院医療機関において通院を継続することとされておりますが、治療の一貫性の喪失により症状の再発が懸念されるため、矢吹町に居住し継続通院となるケースや、家族が戻ってくることを拒否するなど、入院前の住所地に帰れない状況等が考えられます。また、社会復帰が十分に図られず、就労や自立した生活ができない状況、さらに高齢化した場合、身元引受人などの親族が見つからず、各種サービス提供の可否等、本町の保健、福祉、介護部門でのアフターケアが大きな負担となるなど、さまざまな問題の発生も考えられます。

町といたしましては、既存の施設での精神医療についての理解は重要であると考えておりますが、町民の安全・安心の確保の観点から、これまでどおり医療観察法病棟整備計画には反対の立場をとらせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、中心市街地における歩行者道、街路灯の整備計画についてのおたがしであります。現在、東京大学生産技術研究所と連携し、中心市街地復興計画を作成しております。計画では、歩いて暮らせるまちづくりを基本とし、旧奥州街道についても歩道の拡幅や街路灯の整備を計画しており、財源については復興交付金を初め、国土交通省関連の交付金など有利な財源の確保に努めてまいります。

議員ご指摘のとおり、町のコンパクト化、歩いて暮らせるまちづくり計画において、歩道及び街路灯の整備は非常に重要であると認識しておりますので、今後も専門家の皆さんを初め、住民の皆さんからのご意見をいただきながら事業を推進してまいりたいと考えております。

また、歩道等の老朽化に伴い、亀裂や損傷など修繕が必要な箇所につきましては、毎年予算の範囲内で優先順位をつけながら計画的に修繕工事を実施してまいります。

このほか、町道における平成26年度の歩道計画につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、八幡町善郷内線を初めとする6路線について、道路改良にあわせた歩道の整備を進めております。県道につきましては、現在、県道矢吹・天栄線、花咲地区の歩道整備を進めており、年度内の完成に向け工事を施工しております。平成27年度以降につきましても、新規路線を含む6路線の歩道整備について社会資本整備総合交付金事業による計画を進めております。

今後も、歩行者の安全な通行を確保するため、早期の工事完成、並びに計画的な歩道、街路灯の整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、佐藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 再質問をさせていただきます。

まずは米の問題なんですけれども、昨年まではとも補償により経営安定、所得安定対策制度に加入を推進し、所得の安定の手段と位置づけてきましたが、ことしから経営所得安定対策交付金が半減されることにより、交付金の昨年比をお伺いいたします。24年の加入者数は742名で2億3,000万円、25年は536名の加入で1億3,700万円の交付金が配分されております。今年度は612名の加入者数ですが、今年度の概算の交付金の額をできれ

ばお知らせしていただきたくお伺いたします。また、米価下落による米価額変動補填交付金がありましたけれども、差額補填はされるのかどうかお伺いたします。今のところは、米価下落による米価額変動補填交付金というのがありますけれども、その差額補填は、ことしはされるのかどうか。何か、されないというふうなうわさも聞きましたので、その点聞きたいと思います。それは平均で、去年は上だったんじゃないですか。

それと、飼料米、米粉米に対する助成金は認定者農家だけなんですよ。認定者農家は、矢吹では78名ですか。612分の78では……612の加盟者、経営安定所得の加盟者が612名で、そのうちの78名が認定者ということじゃないんですか。それでは、農家所得の安定にはつながらないんじゃないかと思われませんか。

それと、歩行者街路灯の整備についてですけれども、現在は車社会で気がつかない点が多々ありますけれども、老人の目線になってまちづくりの計画をすべきではないかと思えます。徒歩による道路パトロールを定期的実施し、補修、修繕が迅速に行われるようにやっていかれることを町民も望んでおります。そういうことに対して行政の対応をお伺いたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。2点ほどございました。

1点目の米価下落についてのおただしでございます。

年々、国のほうの政策が変わってきてなかなか農家の理解、そして、その理解に基づいた政策への参加、そうしたものが非常に厳しい状況にある。したがって、国が今行っている事業等については、なかなか政策としては農家のほうに浸透していないというのが実情。それに伴って米価も下落して、農家の収入自体も減ってきている。大変厳しい状況に置かれているものと私も強く認識させていただいております。

これらについては、国のさまざまな政策、そうした各種事業に積極的に、農家の皆さんにお知らせをしながら、説明をしながら、そうしたものに加入していただくことを勧めているわけですが、しかし、思うようにそうしたことがはかいかない。今後につきましても、声を大にして農協、それから農業団体とともに声を大にしていく。そんな考え方を最初の答弁で話をさせていただきました。

今回、とも補償に伴って、米価の安定の手段として交付金が削減されているのではないかと、平成26年度についてはこうした交付金の額が、概算でもいいからどのぐらいになるんだというようなおただしでございますが、これらについては産業振興課長のほうから、今の時点でわかる範囲で答弁させますので、ご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、また、米価下落変動交付金がされるのかということで、これらについてはナラシ対策ということで、米の米価の下落の緩和対策として実施されるというふうに認識をさせていただいております。ただ、これらについてもどのぐらいの額になるのかということについては、現時点では、私も明確に判断できるそうした資料も持ち得ておりません。こうしたことが現時点でどのような状況にあるか。さらには飼料米、米粉米の補償についても認定農家に限られているということでございますので、それ以外の農家に対する支援をどうするんだということでございますが、どうやら国はやる気のある農家、特に担い手というような方に農業を特化しようとしているわけですが、ただ、高齢化を含めて高齢化している方、

そして、零細農家に対する支援についても、町として全く手を染めないというわけにもいきませんので、これからどうすることができるかということも含めて、国の方針と相まって、町独自の支援策についても鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これらについての対応の内容等についても、産業振興課長のほうからも答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、佐藤議員への再質問の答弁とさせていただきます。

大変失礼しました。答弁が漏れてしまいました。歩行者道の街路灯、歩道の整備と街路灯の整備について2点質問があった1点を失念してしまい、答弁することができませんで、大変申しわけなく、おわびをしながら答弁をさせていただきたいと思ひます。

計画的に歩道、街路灯の整備をしていただきたい、その思ひは私も全く同じような考え方のもとに、計画的に整備をしていきたいというふうに思っております。先ほどの議員さん、ちょっと名前忘れましたが、議員さんのほうからも街路灯、そして、防犯灯の整備、そうした考え方について答弁させていただきましたが、老人、子供、特に子供の通学路についての優先的な整備、これについては歩道も街路灯も防犯灯も同様の形でそうした考え方、視点に基づいて整備をしていきたいと思っております。

なお、そうした箇所についての点検作業についても、現在行っていることについても改めてつけ加えさせながら、再質問に対する答弁とさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、4番佐藤議員の再質問にお答えいたします。

ご質問のありました、とも補償が半減になったということで、26年度と25年度と比較して金額、概算でもというふうな話だったんですが、次の米価変動交付金もあわせまして、こちらのほうは国のほうで積算するものですから、まだそちらのほう、国のほうで精査中でありますので、そちらのほう、国のほうから通知があり次第、議員の皆様にお知らせしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

4番。

○4番（佐藤幸市君） 最後なんですけれども、やっぱりこれ米価問題で、農業を取り巻く環境は今、転換期に来ています。町の基幹産業である農業を守り抜くためにも、国とか県の情勢が不安定な時期ですので、町のそれに対する対策、助成方針が重要な時期になってきていると思ひます。4年後には対策費も打ち切られるということで、それに対する交付金なんかもどういふふうになるかまだ決まっていな状態です。農家はその辺が物すごく不安に感じていると思ひますので、それを少しでも和らげてあげるために、町のこれからの方針をお伺ひいたして、最後の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 4番、佐藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私も今、佐藤議員から話があったように、強い危機感を抱いております。国のほうでは、農家の所得を10倍にしていくなんていうことをうたいながらプランを作成して、農家の方にお示しをしましたが、しかし、その案について直に、農家にとってすぐに効果が出るものかということについては疑問がないわけではございません。したがって、町の支援対策というものにつきましては、これについても抜本的な対策も含めて、どうあるべきかということについては、十分に農家の立場に立って検討していきたいという強い気持ちには変わりありませんので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、4番、佐藤幸市君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

本日の会議、これで閉じまして、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午後 4時24分)



平成 2 6 年 9 月 9 日 (火曜日)

(第 3 号)

## 平成26年第382回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成26年9月9日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

請願第2号・第3号

陳情第5号・第6号

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(16名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 安井敬博君 | 2番  | 薄葉好弘君  |
| 3番  | 加藤宏樹君 | 4番  | 佐藤幸市君  |
| 5番  | 鈴木隆司君 | 6番  | 青山英樹君  |
| 7番  | 竹元孝夫君 | 8番  | 大木義正君  |
| 9番  | 熊田宏君  | 10番 | 栗崎千代松君 |
| 11番 | 角田秀明君 | 12番 | 吉田伸君   |
| 13番 | 柏村栄君  | 14番 | 藤井精七君  |
| 15番 | 鈴木一夫君 | 16番 | 諸根重男君  |

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 阿部正人君

|                          |        |                          |       |
|--------------------------|--------|--------------------------|-------|
| 総務課長                     | 藤田忠晴君  | 税務課長                     | 三瓶貴雄君 |
| 町民生活課長                   | 会田光一君  | 保健福祉課長                   | 泉川稔君  |
| 産業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 佐久間一幸君 | 都市建設課長                   | 福田和也君 |
| 上下水道課長                   | 小針良光君  | 教育次長兼<br>学校教育課長<br>兼指導主事 | 小峰光君  |
| 会計管理者<br>兼出納室長           | 井戸沼寿量君 | 生涯学習課長<br>兼中央公民館<br>長    | 梅原喜美君 |

---

職務のため出席した者の職氏名

|        |      |             |      |
|--------|------|-------------|------|
| 議会事務局長 | 水戸邦夫 | 主任主査<br>兼次長 | 角田哲也 |
|--------|------|-------------|------|

---

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

ここで、日程に先立ち、昨日の一般質問で、2番、薄葉好弘君の再々質問に対する町長の答弁保留事項について、文書で報告がありましたので報告いたします。報告事項は配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（諸根重男君） 本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 吉 田 伸 君

○議長（諸根重男君） 通告7番、12番、吉田伸君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様、傍聴席へ来ていただきましてありがとうございます。本議会はこの町にとって大切な議案が提出されております。ぜひとも議会を傍聴していただきまして、今後の矢吹町の復興にご協力くださるよう心からお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

この9月の定例会の議案を見せていただきまして、私は矢小の件について、23年度の3月11日の矢吹中学校の卒業式を思い出します。当時、財政再建の中から矢中建設構想計画が打ち出されまして、いろいろなことがこの議会においてもあったことは、記憶の中に思い出されております。あのとき、矢吹中学校の建築事業に入っていなかったらばどうなっていたのだろうか。そして、矢中の生徒の皆さんの安全・安心は、その後の被害はあったでしょうから、そして子供たちに被害はなかったのだろうかというような記憶がいたしまして、今、3月11日、先ほど申したとおり、つくった体育館で卒業式を迎えられたということで、当時の状況を先ほど言うとおりに思い出しましたが、その後の経過を、矢中の完成式、いろいろなことがありましてきょうの日を迎えているわけですが、他町村の行政に関する、要するに議員の皆さんとか町長さんから、矢吹町はよくやりましたねと、大震災を予測していたようにやりましたねと、特に被害に遭われた方が、地方の市町村からはそう言われています。私は、それを振り返りまして、当時の建設事業に打ち出された町長並びに現場の指揮をとった教育長も大変だったろうと思います。そして、あの中でこの議員の皆さんの決議によって、皆さんの同意を得て事業に着手したという英断について、私は矢吹町議会は大したものだと、そういうふうに言われていることを報告したいと思います。

前段が長くなっておりますが、このたびも矢小建設がこの9月議会に町長のほうから提案されました。私は、きょうはっきり申しますと、もう町長の答弁の中身が大体わかっております。本来ですと違う話で入ろうと思ったんですけども、急遽話を変えまして別な質問に入っておりますので、原案はありません。ただししゃべっているだけでございます。

矢中の構想がありました。矢小も皆さんご承知とは思いますが、これも耐用年数が来ております。長い間の、矢中同様矢小も懸案事項でございました。その建設に至った経過は、大体の議員の皆さんがわかっていることだと思います。ですから、この矢小の建設が先ほど言われたとおり、私は議案書を見たときに矢中のあの状況を思い出したということでございます。ですから、矢小の児童の皆さんの教育の現場の安全と安心を考えれば、矢吹町の議会としても慎重に考え、恐らく16日の本会議には決議することになると思いますが、そこら辺が大事なことではないかと思っております。よって、今後の野崎町長のここに至った経過を、一応基本の方針となっておりますが、説明していただければありがたいことだと思っております。

なお、この点については教育長にも同じような質問をしておりますので、教育長としては質問の2項にありますね、今後の要するに現場の建設期間は3年ということになっておりますので、矢中で経験しているでしょうから片方は中学生ということで、矢小の場合は児童でございます。これまた間違いがあっては町民の皆さんのご理解をいただくことが、何があるかわからないのが世の中でございますので、慎重に慎重をして期待に添えていただくよう頑張ってくださいように心からお願いします。

それでは、1件目に入ります。

このことは後で再質問ありますので、入っていきたいと思っておりますので、できるだけご理解いただくように説明したいと思います。

2点目ですが、同僚議員から、きのう県立福島病院の隔離病棟の件について質問がございました。よって、もう答弁は出ていますんですけども、一応は通告した身でございますので。

この件に関しては大体が内容は私のほうでわかっております。ですから、はっきり申しまして聞く必要がないんですけども、通告した以上は、私はこの件について町内を歩いて町民の皆さんの反応を聞いて歩きました。本当にこの矢吹町にとって隔離病棟が必要なのかと。どうぞ意見を言ってくださいということで、私なりに町民の反応を調べております。ですから、この項目の内容につきましても同じですけども、被害に遭った場合、万が一の場合を考えたらばどうするんだという方のこれに対しての周囲の人ですから慎重に事を運んでくれよということなんでしょうけれども、強硬な人は反対運動まで起こすということを言っておりますので、そうなられては、調整に当たっている野崎町長も私たち議会もやはり考えて、2度も説明会を受けているわけですから、今後の展開を考えていかなければならないと私は思っております。

私ごとで申しわけありませんけれども、私は職業上いろいろなところを歩いております。母成街道を走っていきますと、猪苗代から入るわけではなくこちらの母成街道から入りますと、福島県の沼尻試験場というんですか、県の土地が70町歩くらいあります。牧草地です。この現場も確認しております。議員の説明会のときに言いましたけれども、この草原に立つと猪苗代湖が見える、磐梯山が見える。窓口は福島病院でもいいでしょうけれども、どうぞそういう穏やかなところに設置していただければ幸いではないかということをご提案申し上げます。隔離病棟については、先ほども申したとおり町長の答弁はわかっておりますので、これは同

感だということでございますから、ひとつもう一度お示ししていただければありがたいことだと思っております。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、12番、吉田議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹小学校の建設方針についてのおたただしであります。青山議員、鈴木隆司議員への答弁と重複いたしますが、矢吹小学校の旧校舎は建築から45年が経過し、老朽化が進行しており、子供たちの安全・安心、よりよい学習環境のため大規模改修が必要な時期を迎えております。

これまでも町内4小学校、幼稚園及び保育園の耐震補強工事を進めながら、改修のあり方、学校の地域における役割などについてあらゆる機会を通じ、意見を伺ってまいりました。さらに、平成24年度に文部科学省が環境を考慮した学校施設の整備推進として、ゼロエネルギーを目指したスーパーエコ実証事業の指定を受け、矢吹小づくり検討委員会を設置し、教職員との意見交換会、ワークショップなどの開催により、より多くの皆様からご意見をいただくことができ、検討が深められ、長寿命化改修事業という有利な補助を活用できることもあり、今回、矢吹町の未来を担う子供たちのため、矢吹小学校改修工事の実施を決断したところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、県立矢吹病院精神科の入院患者の隔離病棟建設についてのおたただしであります。佐藤議員への答弁と重複いたしますが、県では医療観察法による医療観察法病棟を県立矢吹病院内に整備したいと考えております。町では、町議会とともに平成24年7月、県に対し医療観察法病棟の整備計画に反対する旨の意思表示を行い、到底承服できる環境になく、撤回すべきであると要望してきたところであります。

仮に、医療観察法病棟が整備された場合には、さまざまな問題があると考えております。例えば、施設からの退院後は、入院前の住所地で地方厚生局が選定した指定通院医療機関において通院を継続することとされておりますが、家族が戻ってくることを拒否し、入院前の住所地に帰れないことや、治療の一貫性の喪失により症状の再発が懸念されるため、再び矢吹町に戻り居住し、継続通院となるケースなどが考えられます。また、社会復帰が十分図られず、就労や自立した生活ができない状況や、さらに高齢化した場合、身元引受人などの親族が見つからず、各種サービス提供の可否等、本町の保健、福祉、介護部門でのアフターケアが大きな負担となるなど、さまざまな課題の発生も考えられます。

町といたしましては、佐藤議員へ答弁させていただいたとおり、精神医療についての理解は重要であると考えておりますが、町民の安全・安心の確立の観点から、これまでどおり医療観察法病棟整備計画には、引き続き町議会とともに反対の意思表示を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

12番、吉田議員の質問にお答えいたします。

矢吹小学校大規模改修の基本方針、事業方針についてのおただしであります。矢吹小学校は昭和44年4月の火災で焼失後、新築した校舎が西側半分、昭和57年建設校舎が東側半分であります。両校舎とも老朽化が進んでおり、特に西側の老朽化はかなり進み、トイレの悪臭などもこれまで何度か業者に清掃を頼みましたが、管の布設がえをしないと改善できないことや、電気の配線は後から何度か引きかえなどがあり、図面どおりにはなっておらず、配線がよくわからないところもあること、また雨が降ると、壁にはどこからか雨がしみ出してくるなどの問題があります。そして、校舎と体育館の耐力度検査をしましたところ、耐力度不足となり、長寿命化大規模改修工事が該当することになりました。

そこで、今、述べたような問題を解決し、安全・安心な校舎として、さらに校舎の断熱効果を上げて省エネを図り、70キロワットの太陽光発電、20キロワットの蓄電によってエネルギーをつくる創エネ、この省エネと創エネによって限りなくゼロエネルギーを目指します。また、この電気エネルギーの消費量が見られるシステムも導入いたします。こうして、古く、暗く、トイレのにおう校舎から、明るく快適な校舎へと変わり、省エネ、創エネのスーパーエコスクールの小学校となり、電気消費量もいつも見られますので、子供たちもみずから省エネに一層気をつけて生活することができるようになります。このような学校環境整備によりまして、教育内容充実が図られ、子供たちも一層学習に熱心に取り組むようになるものと期待しております。

この矢吹小学校長寿命化大規模改修事業につきましては、まだ町民の方々や矢吹小学校学区の方々にも説明していません。一部矢教会と矢吹小PTA役員の方々には9月に入ってから若干説明いたしました。予算をお認めいただきましたなら、今後説明会を実施し、ご理解を得るよう努めてまいります。

次に、3カ年の改修工事中の小学校児童の学習についてのおただしであります。今回、補正予算で上程させていただいており、議員の皆様の審議をお願いしておりますが、本定例会で可決いただきましたなら、3カ年にわたる改修事業がスタートいたします。第1期工事の西側校舎1階部分より2階、3階と工事を進めてまいります。

改修工事に当たり、教育環境や安全対策対応についても、学校や設計監理及び工事業者と十分協議をしながら、工事箇所当たる学級の教室については、東校舎の空き教室や特別教室などに移し、授業に支障なく児童の安全確保を第一に、細心の注意を払いながら工事を進めてまいる考えであります。このほか教育環境への配慮として、騒音、振動等が発生する工事については、それらの手法や工事の実施時期などの検討もしながら、授業や学校運営等に極力影響が出ないよう配慮いたします。

なお、教室移動に当たっては休日を利用し、保護者の皆様のご協力をいただくとともに、業者等の活用を図り、スムーズな移動を考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、吉田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

はい。

○12番（吉田 伸君） ただいま、先ほど矢吹小学校の住民の方は、矢小に通う人たちはあの線路からあちら

ですね、現在の通学の大部分の方は。

恐らくひな壇に並んでいる町長も副町長も教育長も、コミュニティさんは違いますね、課長の皆さんも、矢吹小学校が母校になっている方が多いと思います。こちらにいる議員の皆さんも半分の方は恐らく母校だと思います。皆さんが言うことは、私たちは矢吹小学校を矢吹町西側復興の大事な拠点だと思っており、私もそう思います。東側の駅前のコミュニティセンター、それができたとき、あのときに決議するところに、復興の東側、そして次は西側だと言った覚えが私にはあります。ですから、ただいま言ったように町民の皆さんは、自分の卒業した小学校をぜひとも改築したい、改築してもらいたいという要望でございます。

私は、本来は中畑小学校のときも、きのうの同僚議員の質問の中にありましたけれども、でき得れば中畑小学校を改築してもらいたい。私も自分の母校ですから、あそこに通う児童の皆さんが障害がなくなっただければこれはありがたい。でも、先ほどの答弁の中身のとおり、あそこは矢小の火災によって、先ほど申しませんでしたが、そういう歴史を持っている。ですから、教育長の答弁にもありましたように、西側地区、またそこを卒業している小学校で、あの矢吹小学校で学んだ方たちはぜひとも西側復興と、そして自分の卒業した母校を何とかしてくださいというのは、私は十分わかります。よって、急遽一般質問でやってくださいということですから、私も矢吹町の未来を考えれば同じ思いでありますので、改めて、中身はわかっておりますので、先ほどの、同じ思いでそこら辺の住民、町民の意思を町長に、教育長にお届けしたいと。

この点について私が言っているのではなく、町民の方が、矢小に関連する地区の皆さんが言っていますから、ぜひともご答弁を考えていただければありがたいと思います。

隔離病棟については、再度町長の方針を言っていただきました。私も福島病院がなくなっていいとは思いません。恐らくいろいろな形であそこの病院は大切な病院だと思います。ただ、先ほどの町長の答弁のとおり、これ以上のという言葉に言えない中身が町民の皆さんにあるんでしょう。あると思いますよ。つくるほうにはわかりません。また、そういう被害、災害があつてから対応策をとられてもどうしようもないんですよ。そこら辺も重ねて、これは要望になるでしょう、答弁内容から考えましても。だから、この点についてはそれほど意味はありませんので、そこら辺で、矢小のほうの方が大事ですから、そのほうひとつお願いをしたいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

非常に強い思いが伝わってまいりました。矢小の大規模改修、矢小を母校とする町民というものは非常に多い。100年を超す歴史の中で矢吹、中畑、三神、人口構成からいっても、矢吹小学校を卒業し母校とする町民は非常に多いという認識は私自身も持っております。

議員おただしの西側復興の重要な拠点であると、多くの西側町民は矢小を整備していただきたい、大規模改修をしていただきたいという、そういう多くの声を聞いていると。私もそのような意見を町民の方から伺っております。そうしたことにおいては、吉田議員の思いと私の思い、そして多くの町民の思いも合致するのではないかなというふうに思っております。

矢小については非常に重要な町の拠点、いわゆる地域のシンボルであったり、コミュニティの中心的な場所

であったり、愛着心は非常に強いものがあるというふうに私自身も思っております。そうしたことを受けて、住民の意思を最大限に尊重しながら、強い気持ちで大規模改修に臨んでいきたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。もちろん中畑小の大規模改修、整備についても忘れてはならないので、これらについては昨日も答弁をさせていただきましたように、財源の状況、時期等を十分に考慮しながら順次整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

医療観察法病棟、いわゆる閉鎖型病棟については、まさしく私も同じ思い、この思いはきのうも、そしてきょうも吉田議員のほうに答弁として話をさせていただきました。住民の不安、そして心配、多くある中で、町としましてもこの建設については今後も反対の意思表示をしていくことには変わりはないので、改めてそうした思いを伝えながら、吉田議員への再質問の答弁とさせていただきますたいと思っております。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 吉田議員の再質問にお答え申し上げます。

矢吹小学校の校長室を訪れますと、壁に戒めという墨書されているものが掲示してございます。そして、その戒めという文字の脇には、矢吹小が全焼したときの一部の焼け残りといいますが、壁の一部のようなものが張ってございます。昭和44年4月12日だったのでしょうか、そのときの戒めを全校一丸となって守ってきていると、それを見るたびに胸が締めつけられるような思いもいたします。

実は、私はその全焼した校舎で6年間学んだわけでございます。そういう、母校だから大規模改修を図るというわけではもちろんありません。これからの矢吹町を担っていく子供たちが、現在225名学んでおりますが、その子供たちが生き生きとした生活を学校で送ることが一層できるようにと、そのためには、やはり一部教室が暗いところもございます。そして先ほども言いましたが、配線も十分にいかないところもございます。そういうところをぜひ改修していただいて、そして一層学習にしっかりと取り組めるような環境づくりをお願いしたいわけでございます。ぜひ予算をお認めいただいて、そして矢吹小学校の大規模改修、スーパーエコスクール実現にご賛同を賜りたいというふうに考えるわけでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

12番。

○12番（吉田 伸君） 今度は教育長にお聞きしたいと思います。

私は、矢中の校舎の完成式に出ました。町長を初め関係機関、関連したいろいろな方たちが集まったときに、先ほど教育長が生き生きとしたと。なるほどと思っておりました。あの完成式で上げた板張りのあの穏やかな校舎の中で、あの子供たちの姿を見たときに、きょうの日を迎えて本当によかったなと思っております。でき得ればこの本会議で決まるんだと思っておりますけれども、ぜひとも矢吹小の児童の皆さんも3年後に生き生きとした、そういうふうな姿にさせていただきたいと思っております。

そういう子供たちの安全と安心、今後のそして先ほど言ったように、この矢吹町の西側の復興がかかっております。なかなか民間の方は、この状況ではいろいろな考え方で、これだけやられますとなかなか前に行けません。ですから、復興のシンボルとしても私はぜひとも改修工事に入っていただきたいと思っております。

それで、教育長にはもう一つお願いしたいんですよ。私は、矢中の建設が終わったときに中学校長、名前は申しません。今度は、形はでき上がったと思っております、今度は先生方のご指導の中身の問題ですというふうに言いました。ですから、これは時間がかかるでしょうけれども、どうぞ形じゃなく矢吹中学校も、生徒の皆さんの勉強に対する意欲が新校舎同様上がってきたと、そういうふうに町民の皆さんに評価されるように、そういうふうなご助力をいただければありがたいことだと思います。

形が変われば人は変わります。きのう、同じような同僚議員からいろいろな形で質問が出ておりますので、その中で考えました。ちょっとだけ教育長に申し上げましたけれども、いろいろな障害はあるでしょうけれども、秋田県の学力のレベルですか、過去下から数えたほうが早かったんですよ。それが全県一丸となってやりまして、ことしも恐らく学力が1位だと思います。教育というのは学ぶです。学の基本はまねるです。いいところは学んでまねをして、改革していくことが私は前進だと思っております。ですから、どうぞそういう利点を、何かしら秋田県のほうには研修に行っているという話の説明を前に議会で聞いたことがありますので、それはできないんだということは、それはおかしいと思います。どうぞいい点は学んで、まねをして、この矢吹町の教育の町民の皆さんが、いや、よかったというふうな期待に沿えるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

○教育長（栗林正樹君） 吉田議員の再々質問にお答えいたします。

矢吹中学校はおかげさまで立派な校舎をつくっていただきました。そこで学ぶ子供たちは本当に各小学校から集まってくるわけでございますが、特に1年生当初は大変驚いておりました。そして夏休みには、6年生が夏期講習会で矢吹中学校の校舎で勉強するわけでございますが、その折にもトイレに、用もないのにといっちはあれですが行ってみたり、本当にすばらしい校舎に感激して、来年からはここで勉強するんだという意欲を強く、毎年子供たちは感じております。

今回、矢吹小学校の大規模改修がなりましたら、もちろんこれまでも、現在も矢吹小の子供たちは校舎が古い、だから意欲がないということではありません。当然、自分の学校と思って一生懸命現在の校舎で学んでおります。しかし、明るくすばらしい校舎ができましたなら、子供たちはさらに意欲を持って学習にスポーツに取り組んでいくものというふうに期待しております。

そして教職員も、正直のところ現在の校舎で不便を感じてはおります。そういうことが解決されますので、もちろん教職員もそういう明るくすばらしい校舎で矢吹の子供たちを立派に育てていこうと、環境が整いましたので、吉田議員ご指摘のように、あとはまさに魂を入れるといいますか、そういう教育を行っていくのは当然教育委員会の責務であり、そして実際担当する教職員の責務であるというふうに私自身も考えております。そこで、教職員にもそういうことも伝えながら、校長、教頭を中心に、子供たちの健全育成とあわせて学力向上もしっかりと取り組むように、私ども教育委員会、学校一丸となって最大限の努力をいたす考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で、12番、吉田伸君の一般質問は打ち切ります。

◇ 安井敬博君

○議長（諸根重男君） 続きまして、通告8番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。また、傍聴席においでの方の皆さん、高い町政への関心のもと、傍聴にご参加いただきまして大変ありがとうございます。また敬意を表させていただきます。

さて、今回私は一般行政について2点、そして教育行政について1点質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、地域交通の実現についてという形で質問させていただきます。

地域交通ということですが、具体的にはどういうことかといいますと、町の中を歩いておりますと、今、これはお年寄りとかそういう方だけではなく、いろいろな方から言われることですが、高齢者の方からですと、自動車の運転が困難になった、将来、またそのような状態になることも心配されるという、まだ高齢になっていない方からもそういったことを言われる。自動車の運転ができなくなると買い物や通院に行くのに大変困る。そういったときにほかの日本中のいろいろなところのニュースや何かを見ますと、コミュニティバスを走らせているとか、タクシーの補助券を出してもらって、そういったもので通院などに使っている、こういったことを聞いている、ぜひ安井議員さん、そういったものを実現させるようなことを議会の中では話していないのか、また、町の中ではそういう話はないんですかという話を聞きまして、今回、このような質問をさせていただきます。

実際にこのデマンド交通、デマンド交通といいますのは、従来の路線バスのようなものではなくて、どちらかというとなんかタクシーのようなものに近いものかと思いますが、利用者の方がここへ行きたいからバスを寄こしてくれ、そういったようなものを電話なりいろいろなコミュニティの手段を使って発信する。そうするとバスが迎えに来てくれて目的地まで送ってもらえる、こういったものを指しております。このようなことが実現されているようなところでは、大変便利なようなことを聞いているので、ぜひ矢吹の町でも実現をしてはもらえないかというような声が上がっているところであります。

先ごろ、8月15日のことだったと思いますけれども、読売オンラインのほうの報道にも上がっていましたが、政府がこのデマンド交通というのを地域の交通の軸と考え、来年度からということですが、このデマンド交通の配信のためのシステムなどの構築に自治体が乗り出したときに、その補助金を創設する予定であるというような発表もされております。これはまだ政府の中で言っていることで、実際に法制化されたりとかしていないことでありますので、具体的な中身はまだわからないところでありますけれども、このように国としても、この地域の交通が今、成り立たなくなっている、その中でこのようなデマンド交通などが地域の足の核となるということを位置づけているということも出てきております。このようなこともありますので、ぜひデマンド交通、乗り出していったらどうかということをお聞きしたいと思います。

また、これはまちづくり総合計画やこれまでの復興の中で、町民の皆さんなど、また東大の先生方なども参加する話し合いの中でも、こういったコミュニティバスを走らせるという計画も上がっております。このような計画の関係もあるとは思いますが、しかし、復興という中でこういうことは進められておりますので、まず

今の現状からいいますと、この地域の交通、また、お年寄り自分たちの通院などの足を望む声の大きいわけですから、政府のこのような新たな動きともあわせて早期実現に乗り出すお考えはないか、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、2点目、災害公営住宅についてであります。

災害公営住宅の運営というよりも、さきの定例会で私、仮設住居入居者の方や借り上げ住宅に入居されている方たちで、今回この災害公営住宅に入居を希望しているが、具体的にどこに建設されるのかとか、それから家賃はどのようになるのかなどとかさまざま懸念の声、また情報が不足しているという声がありまして、このあたりを改善するようなことで質問をさせていただき、早速町長からはホームページの情報開示を進めるといふことで、その点もすぐにさきの定例会が終わった後実現をしていただき、これについては大変ありがたく感謝をさせていただきます。また、この実現に対して、町民の方からもよかったという声も聞かれます。

ただ、実はよかったという声ばかりではないんですね。ホームページで情報を発信してもらったのは大変ありがたいけれども、私たちホームページ見られないんだというお年寄りの方もおられます。そういった方が、ホームページだけじゃなくてもっとほかにも情報をいただく手段、それから要望を上げる手段をもっと実現してほしいということも言われました。

これはさきの定例会でもそういったことも提案させていただき、町長からもそういったことを進めるといふことでご回答いただきました。そういったこともお伝えはしましたが、その後、実際にその情報提供、意見聴取、またそういった入居を希望される方の情勢の変化もあると思います。震災から3年が経過しておりますので、またアンケートを実施した時点とは生活状況も変わってきていることもあるかと思えます。そういった意見などを聞いて災害公営住宅についての情報提供の進展がどのようになっているか、また、意見聴取状況は今、どのようになっているのか、こういったことをまずお伺いしたいと思います。

続きまして、3点目といたしましては、子ども・子育て支援会議についてであります。

これについては、昨日同僚議員からも同様の質問がなされており、重なる点もあるかとは思いますが、私なりの視点で質問をさせていただきますので、お許しを願いたいと思います。

さきの定例会において可決された子ども・子育て会議については、既に皆様もご承知のとおり、2回の会議が開催されて、この中身につきましてもホームページ等で公表がされているところでもあります。しかしながら、その中を見ますと、やはりまだ、アンケート等などの実施状況、アンケートの回答の中身などを見ますと、10%ぐらいの方が、現状の保育のあり方ではまだ十分な保育を受けられていないというような回答も受けられておるなど、まだちょっと心配があるのではないかなと思われます。また、会議の中を見ておりましたが、これは政府のほうの方針を変えてこの新制度を創設して、来年4月からもう新しい制度が発足するというところでこれをスタートさせなければいけない。そのような中で、会議の委員の方々も参加されておるわけですが、その中身がまだ十分わかっていないというところで、この制度についての理解を深めるというようなところ、またそのアンケートの内容をまだ精査するところまで十分いっていないのではないかといいことも、私はこの資料を見て思ったところでもあります。

前回は同じように待機児童の懸念はないのかなど質問させていただいたところではありますが、教育長に対しては、現状のこの2回の会議を踏まえて、さらにこの状況を踏まえて、待機児童を初めとして保育行政に対

する心配されるようなことは今の現状ではないのかどうかをお答えいただきたいと思います。

以上、3点に関してよろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ここで暫時休議をいたします。

（午前10時54分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午前11時05分）

---

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域交通の実現についてのおただしであります。お年寄りなどの交通弱者に対しまして、利用者ニーズに応じ、柔軟な運行を行う公共交通の一つとしてコミュニティバスやデマンドタクシーがあります。

コミュニティバスについては、予約することなく決まった時刻に停留所に行けば、運行ルートに沿った目的地までバスで移動できる利点があります。本町では、平成23年12月から、あゆり温泉を発着場所とした町内循環の健康バスを無料で月、水、金の週3回運行しており、予約なしで決まった時刻に利用できる点ではコミュニティバスと同様ですが、運行目的は町内各地とあゆり温泉を結び、利用者へのサービスの向上を図ることであり、買い物や通院の足としての利用はできない状況にあります。

デマンドタクシーについては、予約制で乗合により運行するものであり、運行ルートを設ける従来の方式と、運行ルートを設けない利用者の玄関先から指定場所まで送り届けるオンデマンド型がありますが、どちらも交通弱者の行動範囲が広がる点では、利便性の向上につながるものであります。

今年度、国では各省が地域活性化策を進めており、国土交通省では小さな拠点と周辺集落とをコミュニティバスやデマンドタクシーでつなぐ、ふるさと集落生活圏の形成についてモニター調査を実施しているところでありますので、その内容について今後、注視してまいりたいと考えております。

現在、本町では矢吹町復興計画の最重点課題とした中心市街地の復興について具体的に進めており、にぎわい、商業活性化、地域コミュニティの創出の観点から、町内各地と中心市街地をつなぐ公共交通について検討を図っているところであります。今後、高齢化によりさらに交通弱者がふえていくことが予想され、中心市街地以外にも、利用者ニーズに合わせ公共施設、医療機関、ショッピングセンターなどの運行ルートについて検討を図り、平成28年度から始まる第6次矢吹町まちづくり総合計画に公共交通に関する施策を反映させることとし、実現に向け前向きに進めてまいりたいと考えております。

地域交通のあり方についてはさまざまな手法があり、本町の実情に応じた最も有効な方策を見きわめながら、住みよいまちづくりを目指し、今後、調査検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、災害公営住宅の情報提供についてのおただしであります。災害公営住宅の建設に当たっては、当初の計画よりおくれており、入居を希望されている皆様におわび申し上げます。

さて、議員おただしの入居予定者への情報提供につきましては、本年6月下旬に町ホームページにおいて、全体で52戸の災害公営住宅の建設計画があること、現在の進捗状況、一部の建設予定地の用地取得ができていないこと、また、入居に必要な資格要件等についてお知らせしてまいりました。さらに、電話または来庁による個別の相談についても随時実施しており、一定の情報提供は図られているものと考えております。しかしながら、入居予定者は高齢の方も多く、ホームページを閲覧できる環境にない方への情報提供、意見聴取の機会については十分ではないと認識しております。

このようなことから、9月6日には入居予定者を対象とした相談会を開催し、事前相談を含め27名の方が相談に来られ、入居条件、入居時期等についての相談を受け付けいたしました。具体的な相談内容としましては、自分は入居できる資格があるのか、いつから入居できるのか、家賃はどのくらいになるのか、いつまで住み続けられるのか等についての相談が主に寄せられました。これらの相談内容に対し、現時点で確認できる内容について、できるだけ丁寧な説明を行いました。

今後は、地区ごとの計画戸数、棟の配置、標準プラン等の基本設計が完了した時点で、速やかに広報紙やホームページ等で計画概要を公表するとともに、入居を希望している皆様への入居説明会を実施する予定としております。その後には、順次実施設計完了後に地区別に入居希望を募り、年内には仮申し込みの申請を受け付ける予定であります。

入居予定者への情報提供につきましては、長期化している仮設住宅での生活を鑑み、ご不便をおかけすることがないようきめ細やかな情報の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

矢吹町子ども・子育て会議についてのおただしではありますが、昨日の薄葉議員への答弁と一部重複いたしますが、新制度では実施主体である本町がニーズ調査を行い、潜在的な需要の見込みを把握して、それに対して必要な支援事業や保育や幼児教育の提供の確保方策を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっています。これは、27年度から5年間の計画期間において、幼児期の学校教育、保育並びに地域の子育て支援についての保育や子育て支援の必要量と、そうした子供や保護者に保育や子育て支援を提供する認定こども園、保育所や幼稚園の定数等を計画的に調整していくものであります。

矢吹町子ども・子育て会議では、これまでに2回の会議を開催し、昨年度実施いたしましたニーズ調査結果をもとに、そのニーズを子ども・子育て支援事業計画に反映させるために、本町における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を実施するための議論を行ってまいります。

また、待機児童の懸念につきましては、本町としても待機児童を出さないように、利用定員や保育士の確保、施設の改修等も視野に入れながら、民間事業者の参入の促進等を図る方策についても検討してまいります。

今後につきましては、全ての子供に良質な保育・教育の提供の確保に向けた取り組みのため審議を重ね、丁寧な協議を心がけながら、来年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けて本計画を策定してまいり

ますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の地域交通につきましてであります、町長さんのほうからも認識は大体同じかなということでご答弁いただいたと思います。

ただ、やはり今、現時点で既に交通弱者となられている方もおられるわけです。例えば、コミュニティバスやデマンドタクシーといいますと、システムの構築とか、また具体的にどういう運行経路をとるかとかということで、いろいろな計画を進めるのにやはり時間はかかるものだと思います。ただ、現状でもできることもあるかと思えます。例えば既存のタクシーを利用して、これに対して一定の条件とか、それから利用条件ですとか、生活状況なんかも鑑みないといけないとは思いますが、タクシーの補助のための券を出す。例えば、鹿児島島の阿久根町などではそのようなことをやられているそうです。どうしても山間地域に住む方について、そこは2世帯ぐらいしかないところだということですが、そこに対してバスを差し向けるわけには採算性上どうしてもいかないということですが、タクシーの補助券を出すことでその通院とかの際に利用してもらえること、そういったこともやっているということがあります。

また、例えば、これ交通弱者のことだけを考えてこういうシステムを構築するということだけではないですね。さきの定例会などでも同僚議員などから、スクールバスなど走らせたかどうかという意見もありました。このスクールバスにしても、その地域の児童数などを考えれば、例えば、タクシーなどを使えばできる場合もあるでしょうし、法律上いろいろな縛りなどもあるかと思えますけれども、地域の親御さんの協力してくれる方やNPOなどに対してワゴン車などを運行してもらい、そのような方法もあるかと思えます。

また、当町に訪れる人にとってもこのようなシステムがあると大変便利なんです。例えば電車で来られる方がおられます。矢吹駅まで来て矢吹の庁舎まで用事があるけれども、そこにタクシーで行く場合もあるでしょうし、場合によっては昼食などを済ませて、町内のおいしいラーメン屋さんなどもあるということで、そういったところを回ってから庁舎のほうに向かうなどという方もおられるでしょう。そういった方にとってこのデマンドバス、デマンドタクシー、コミュニティバスはちょっと不便もあるかもしれませんが、デマンドタクシーだと便利なこともあるかと思えます。

ただ、タクシーとかのシステム構築には時間もかかると思いますので、例えば、白河市でやっているようなワンコインレンタカーというものがあるんですね。これはワンコイン500円で1時間以内でしたら500円ということです。そして走行距離に応じて、その車の燃費と距離数を掛けて追加の料金を支払っていただくということで、ちょっとした用事のある方にとっては便利であります。また同じように、白河でもやっていることですが、捨てられている自転車ですね、放置されている自転車を活用して、これを再生しまして無料で貸し出しを行っているということです。これ、私も実際に行ってみて借りてみました。本当に歩いて一、二キロぐらいの距離だと、ちょっとどうしようかな、タクシー使うかなとか迷うところではありますが、無料で簡

単な手続で貸し出してもらえます。こういったものがありますと、この矢吹に来ると、ああ、こういったものは便利だということで矢吹に用事を足しに来る。また、矢吹の例えば復興祭なども今度ありますよね、復興祭などのときに自転車を借りて、ついでにいろいろなところを回ってみようか、そういったことにもつながると思います。ですから、ぜひこれについては、国などの新たな補助金などの動きもあるかと思いたくはありますが、現実には交通弱者となられた方もおられるわけですから、そのような方策も一つの方法と思われるので、そういったことを考えていかれたらどうかということをご見解を伺いたく思います。

また、災害公営住宅についてでありますけれども、9月6日に実際に説明会が行われたということで、この中で出てきた相談者の方27名来られたということですが、やはりいつから入居できるのかとか、家賃はどれぐらいになるか、いつまで入れるのかということ、これ私も事前に、実際に仮設住宅にお住まいの方などから聞いていたようなこととほぼ同じようなことが出されていることであります。

実際にはこのほかにも、例えば、先ほども申し上げましたけれども、震災からやはり3年が経過をしているということと、それからアンケートからまた時間がたっているということで、例えば、居住場所についてもまた要望が変わってきているということもあります。例えばこちらのプールのほうに今、仮設住宅がありまして、大体、プールの跡地ですね。そちらのほうはほとんどの方が入居されておりますけれども、以前は西側のほうの商店街のほうに住まわれていた方ですが、高齢になって東側のほうに実際に仮設に入ってみたら、こちらのほうが生活するのに、買い物ですとか役場に来るにも用を足すのに便利だということで、こちらに入居したいという方もおられるんです。

これ西側の復興計画もありますので、一概にどこにつくったらいいとかということを使うことでもありませんけれども、やはり入居希望されている方のこれからの矢吹での生活を考えますと、その希望を十分にくみ取るということも必要ではないかなと思われまします。昨日も同僚議員から三神などにもつくったらどうかという話もありました。それについてもまだ検討されるということでしたので、実際にその居住地などいろいろな声もあると思いたくはあります。また、戸建てで立てたら払い下げにも対応できるということ、そうするとずっとその方のお子さんですとかお孫さんも矢吹に住み続けられるということもありますので、ぜひその辺は入居者の方の希望を十分にくみ取って、話し合いによって、町の復興との絡みもありますでしょうけれども、ぜひ計画を見直すべきところは見直していただきたい、そういうお考えはないかということで再度質問させていただきます。

子ども・子育て支援会議についてでありますけれども、昨日も同僚議員から同じような質問がされておりますけれども、例えばこの中で、スケジュールでいいますと12月にパブリックコメントを行うというスケジュールになっていました。12月といいますが、実際にこの時点ではもうお子さんをお持ちの親御さんにとっては、来年度からどこの施設に通わせようとかということを決めている時期ではないかと思われまします。そういったときにパブリックコメントを受けてまた内容を改めるということで、少しどうなのかなということも私は考えまします。もう少しこれを早めるとまでは言いません。ただ、十分町民の中から保育を受けようとしている方々の声を十分聞くような機会を、もうちょっと持ったらどうかと思いたくはあります。

また、今、委員の方というのは、実際には保育園とか幼稚園の保護者の方、それから園長さんですか、そういった方たちだと思うんです。実際にこれから保育を必要としている人ですとか、働きながら子育てをしようとしている方というのは入っていないんですね。もちろんこれはアンケートの中で全家庭に対して、お子さん

をお持ちの方に対して実施しているわけですから、その方たちの意見はアンケートでは入っていると思います。そういったところを見ますと、やはり特にフルタイムで働いている、共働きであるという方たちが、今の保育がニーズを満たしていないというような傾向にあるように、私はこのアンケートを見て感じられました。こういった方々の意見を、やはり今の状態では余り、もちろんその委員の方も初めてのことである。それから教育長を初めとして、また教育委員会の方々もこういった制度を政府が進めてきたことに対して、その中身を今、十分精査する時間もなかなかないと思いますけれども、やはり住民ニーズをきちんとくみ取れるようなことでもう少し進めていただくお考えはないかということで、再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えをさせていただきます。2点ほどございました。

地域交通のあり方、さきに答弁をさせていただきましたように、思いはほぼ同じかなというふうに思っております。私自身もデマンドコミュニティバスの運行については、同様にできるだけ早い時点で十分に前向きに検討していきたいと考えております。ただ、制度のそういう仕組み、制度をつくるために時間がかかるということについてもご指摘のとおりでございます。

であるならば、現時点で交通弱者もいるわけでございますので、そうした方への対応というのをどう考えるんだというようなおただしであります。さまざまな手法、今、安井議員のほうからお聞かせいただきました。タクシー券の補助、今現在、町でも福祉タクシー有償運送については実施しているんですが、元気なお年寄りを含めて、いわゆる交通弱者のためにタクシーに対しての補助ができないか。白河市の例をとればワンコインタクシーとか、ワンコインレンタカーとかというものもあるというような、そんな考え方も聞かせていただきましたし、レンタサイクルの問題もお話をいただきました。さまざまな手法についてお聞かせいただきましたので、町としましてどうした手法を町として取り入れることがいいのか、最適なのかと、さらには経済的なそうした状況も勘案しながら、最も有効な手法というものを選んで、実施に向けた協議を深めていきたいというふうに思っておりますし、すぐに取り入れられるというような判断がつけば、そうしたことも前倒しで実施していくというようなことを、再度検討していくことをお約束をしたいというふうに思っております。

なお、もう一点の災害公営住宅についてでございますが、入居者の希望をくみ取るというのはまさしく私も同じような考え方でおります。先ほども、いつどこに、家賃は幾らになるのか、そしていつまで住み続けられるかというようなことの中に、入居者の希望ということについてもさきの答弁でも触れさせていただきましたが、十分にその点は考慮しながら入居先を決定していきたいというふうに思っております。

ただ、52戸ということで、そして建設場所等についても現時点では定まっております。こうした場所に建設したい。したがって、100%その人の意向どおりに入居先を割り当てられるかということについては、これについては多少難しい面もある。そうしたことは十分に安井議員さんご理解いただいて、なおかつそうしたことを相談される方にも、安井議員のほうからもそうした事情を説明していただければ大変ありがたいなと思っておりますが、最大限の努力をすることを約束しながら、安井議員への再質問への答弁とさせていただきます。

たいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、安井議員の再質問にお答え申し上げます。

2回の会議においては、新制度の理解と申しますか、それとニーズ調査の結果等について委員の方々にお渡しした資料は膨大なものでありまして、申しわけなく思っている次第でございます。これまでの2回は、これらの資料をもとに、内容等の説明が中心になりがちでありました。そういう中で、いろいろとご意見を求めながら協議をお願いしてきたという現在の段階でございます。

なお、保護者の代表の方々には、少なくとも保護者会やPTAなどの役員の方々初め、この制度の中身や新たなニーズの掘り起こしというようなことにつきまして、いろいろとご意見などもいただくように、あるいはそういうご意見などの集約にも努めていただいて、また園や経営者の代表の方々にも広くご意見を求めて、これからの会議等に反映させていただくよう、今後ともお願いをしてみたいというふうに思います。そして、この代表の委員の方々のみならず、できるだけ幅広くご意見をお持ちの方、あるいはニーズをお持ちの方々の意向をこの計画に盛り込んでいきたいというふうに思います。

なお、スケジュールについてはなかなか厳しいものがございまして、でも12月にはぜひあらあらの案を策定する方向でいきまして、パブリックコメントもいただきたいというふうに考えております。今後ともご理解とご協力よろしくお願ひ申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） 再答弁ありがとうございます。

今、地域交通の実現、それから災害公営住宅について、それと子ども・子育て支援会議についてということで、3つの質問を私、きょうさせていただきます。特に子ども・子育て支援会議につきましては、実際にこの保育を利用する方が参画する機会が得られている、そういう政府主導でやられた仕組みではありますが、そういうことにつながっているのかなということで、私はこれは評価はしているんです。あと、地域交通の実現、それから災害公営住宅についても、実際に災害公営住宅については説明会を開催して要望を聞いていただいたということ。それは当然100%実現というのはやはり難しいものがあると思います。ただ、そこに実際に入居希望者の方の要望を聞く機会をつくっていただいたということがある。また、地域交通の実現につきましても、まちづくり、復興の再生の会議の中等でこういった意見も出されたということで、住民参画の一步ではあるかなと私は感じているところであります。

ただ、今、これは別に批判とかそういうわけではないんですけれども、住民参画といいましても、これも実際に意見を聞いてそれを参考にするというところ、やはりこれは日本の地方自治の仕組みの中で今は仕方のないことなのかなとは思いますが、実際には、例えばデンマークなど北欧の国などでは、ちょっと話がそれてしまいますけれども、高負担、高福祉といわれている国ではユーザーボード、日本語に訳しますと利用者委員会というような訳がなされておりますけれども、例えば学校委員会、それから障害者委員会とか、そうい

う障害をお持ちの方が利用する施設や町の仕組みについて話し合う委員会が設けられている。学校委員会といいますと、学校についてカリキュラムやそれから教育の方針をどうするか、教室の広さをどうするかとか、そういった委員会を設けられているということで、住民が参画して、またその税金の使い方などもそこで話し合えるということで、日本と比較しますと、結果としては住民の行政に対する満足度というのは、世界の中でも高い位置にあるということなんです。高い税金を負担してもそれだけ福祉やサービスがきちんと受けられているということで満足が得られている。

日本は一方比べますと、これは町政の話ではないんですけれども、一般的な国の話でいいますと、中福祉、中負担などと言われてはいますが、消費税は値上がりする、それから介護保険料、それから年金は減らされるなどということを考えますと、どちらかというと今、高負担、中福祉、または低福祉のような状況になっているんじゃないかなと思います。そういったものを解消する手段の一つとして、例えば税金の使い方もみんなで考えていける。税金の使い方をきちんと考えてどういったサービスが必要かを考えていけるような、ヨーロッパ型のユーザーボード、こういったものも一歩進めてみたらどうかと思います。

例えば、先ほど私がデマンドタクシーや、それからレンタルサイクルなどについても提案のようなこともさせていただきましたが、実際にはここで生活する矢吹の町民の方々、それぞれ町民一人一人がいろいろな思いを持っておられると思いますので、そういった方が実際に参画できるような仕組みなどをこれから考えていくことも必要かなと思います。すぐにこの利用者委員会を実現せろとかそういったことではありません。住民参画の機会をこれからも広げていただくということ、すぐにみんなで考えてできること、町長さんもふだんよくおっしゃられておりますけれども、自助、共助ということ。自助でできるところはやってもらうとか、共助でできるところはやってもらうということも、そういった話し合いの場が広くあればより進むのではないかなと思いますので、そういったことについてどのようにお考えか、再度お聞かせ願いたいと思います。

また、子ども・子育て会議について、教育長に対してもう一点質問したいことがあります。

実際に12月にパブリックコメントを聞いて、また施設のありようなどを変更するのはなかなか難しいことかなと思います。例えば、ある施設で職員が足りないということになったときに、12月の段階で募集をかけて果たして集まるのかどうかということです。例えば、矢吹にお住まいの方でも矢吹の保育園、幼稚園で働いてなくて近隣の、例えば大信とかの保育所、保育施設に勤めている方もいらっしゃいます。そういった方の声を聞くと、やはり待遇とかそういったものがそちらのほうがよかったというのもあるんですね。そういったことを考えると、職員の募集とかが間に合うようなこともきちんと考えていただきたいと思いますけれども、その点について再度ご答弁をお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

非常にためになることですが、いざ矢吹町で実行するということになれば大変難しい問題も含んでいるのかなというふうに思っております。中負担、中福祉ということになれば、それはある程度、今、現行の制度の中で行われているということで、一定の理解は得られるでしょうけれども、高福祉、高負担という話になってく

るとなかなか難しいのかなというふうに思っております。国の制度のあり方等も含めて、そうした環境づくりというものが非常に難しくなってくるのかなというふうに、そんな実感を抱いているところでございます。

町としましては、みんなで支え、みんなで創造する矢吹町、自助、共助、公助、そうしたことで協働のまちづくりを中心にしながら、住民のニーズに沿った形で、まちづくり総合計画に沿った形ででき得限りの施策を今後も展開していきたいというふうに考えております。ただ、ためになることでございますので、今後も参考にして、そうした勉強もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、お答え申し上げます。

特にこの保育所、それから幼稚園の職員についてでございますが、臨時または嘱託職員については、実は随時募集を行っております。現在も募集を行っております、これから下半期といいますか、10月、11月となりますと待機児童が例年出てくる月でもありますので、そうならないようにするためには、何といたっても保育士の確保が重要であります。そこで、幼稚園長、保育園長を初め、園の職員、そして教育委員会事務局も広く声をかけまして、今回の子育て会議においては郡山女子大の先生にも委員となっただいておりますので、郡山女子大学にも働きかけをいたしまして、何とかそういう資格を持っている方で希望する方がいたらぜひお願いをしますと。そういうようなことも働きかけを行っております、この職員の確保なくしては待機児童が出るおそれがございます。

そして実は、今年度は町当局をお願いをしまして、余分に1人職員を確保しておりました。そういうこともあるんですが、また一方では家庭の事情その他で、あるいは体調不良ということでやめていく職員もありまして、確保していた職員もそちらに回さなければならなくなって、現在のところ余分な職員といいますか、待機児童をなくすための職員というのはなかなか確保が難しい。そして他市町村にもそういう職員がいないかどうかを働きかけを行っているところですが、そしてまた他市町村からも、矢吹ではそういう職員の方いませんかという問い合わせもいただいております。これは矢吹町だけではなく全国的な傾向とも言われておりますが、近隣市町村も大変苦慮しているところでございます。

今後とも私どもは職員確保に努力を続けまして、何とか待機をなくしていきたいというふうに考えております。議員の皆さんも、もしそういうご存じの方がありましたら、ご協力いただければ大変ありがたく思っているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で、1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

---

### ◎総括質疑

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

発言取消申出により全文削除



○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

---

**◎議案・請願・陳情の付託**

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案、請願及び陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第60号、第61号、第62号、第63号及び認定第1号については、8名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第59号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、

第8号については、7名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第54号、第55号、第56号、第57号、第58号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、8月29日までに受理した請願、陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでございました。

(午前11時59分)



平成26年9月16日（火曜日）

（第 4 号）

## 平成26年第382回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成26年9月16日(火曜日)午前10時開議

日程第1 議案第54号・第58号

審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第55号・第56号・第57号

陳情第5号・第6号

審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決

日程第3 請願第2号・第3号

審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第60号・第61号・第62号・第63号

認定第1号

審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第5 議案第59号

認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 発議第7号 軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正と教育機関等への啓発・周知を求める意見書(案)

日程第8 発議第8号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書(案)

日程第9 発議第9号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)

日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 議員の派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(16名)

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 安井敬博君 | 2番 | 薄葉好弘君 |
| 3番 | 加藤宏樹君 | 4番 | 佐藤幸市君 |

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 5番  | 鈴木隆司君 | 6番  | 青山英樹君  |
| 7番  | 竹元孝夫君 | 8番  | 大木義正君  |
| 9番  | 熊田宏君  | 10番 | 栗崎千代松君 |
| 11番 | 角田秀明君 | 12番 | 吉田伸君   |
| 13番 | 柏村栄君  | 14番 | 藤井精七君  |
| 15番 | 鈴木一夫君 | 16番 | 諸根重男君  |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                          |        |                         |       |
|--------------------------|--------|-------------------------|-------|
| 町長                       | 野崎吉郎君  | 副町長                     | 渡邊正樹君 |
| 教育長                      | 栗林正樹君  | 企画経営課長                  | 阿部正人君 |
| 総務課長                     | 藤田忠晴君  | 税務課長                    | 三瓶貴雄君 |
| 町民生活課長                   | 会田光一君  | 保健福祉課長                  | 泉川稔君  |
| 産業振興課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 佐久間一幸君 | 都市建設課長                  | 福田和也君 |
| 上下水道課長                   | 小針良光君  | 教育次長兼<br>学校教育長兼<br>指導主事 | 小峰光君  |
| 会計管理者<br>兼出納室長           | 井戸沼寿量君 | 生涯学習課長<br>兼中央公民館<br>長   | 梅原喜美君 |

---

職務のため出席した者の職氏名

|        |      |             |      |
|--------|------|-------------|------|
| 議会事務局長 | 水戸邦夫 | 主任主査兼<br>次長 | 角田哲也 |
|--------|------|-------------|------|

---

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎発言取消申請について

○議長（諸根重男君） ここで、日程に先立ち、6番、青山英樹君から、9月9日の会議の総括質疑における発言について、会議規則第64条の規定により不適切な発言があったとして、お手元に配りました発言取消等申出書に記載した部分を取り消し、訂正したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

ただいまの申出書の件につきまして、異議がありますので発言させていただきます。

総括質疑のときには2回発言がありました。2回目のときには、総括質疑は詳細に及んではいけないということなので、委員会に付託されたものですから委員会のほうで質疑されてはどうかという発声を私のほうからさせていただきまして、皆様ご了解されて2回目の質問は打ち切られました。1回目の質問も同様の質疑でございました。

ということは、総括質疑にふさわしくない発言であるというふうに認められます。

よって、ここは個人名を申し上げてよろしいのでしょうか。

同僚議員は議運の副委員長もされています。議運の副委員長である同僚議員が、規則に載っていることを遵守していないという記録を残すことは、本人の名誉のためにもあってはいけないなど。また今後、同様なことがあってはいけないというふうに思うわけであります。

よって、総括質疑自体がふさわしくないというふうに思いますので、全体の取り消しを求めてはどうかというふうに思いますので、この辺について協議をお願いしたいと思います。

○議長（諸根重男君） ただいま、9番、熊田宏君から発言のあったその取り扱いを議会運営委員会において協議開催するため、臨時休議いたします。

（午後 1時03分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 2時23分）

---

○議長（諸根重男君） 総括質疑での発言取消等の申し入れについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 大変長い時間お待たせして申しわけありませんでした。

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る9月9日、本会議の総括質疑においての同僚議員の発言の取り扱いについて協議をさせていただきました。協議に入る前に同僚議員、発言当事者に除斥をお願いし、会議規則等を確認の上協議をした結果、発言については、総括質疑は大きな流れについて質問すべきであってふさわしくないという意見が、全員の意見でありました。そして、その発言の判断については取り消しを議長を通じて促していただくということでありました。

また、今後再発を防止するために、その策を今後講ずべきであるということは今から協議していかなくてはいけないというふうな協議にまとまりましたので、報告をさせていただきます。

○議長（諸根重男君） ただいま議会運営委員会委員長報告のとおりであります。

よって、6番、青山英樹君においては、9月9日会議の総括質疑における発言について、速やかに会議規則第64条に規定する、その発言の全文取り消しの申出を勧めます。

青山議員、どうぞ。

6番、青山議員さんのほうから一言。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 今般の9月9日、総括質疑におきまして私の発言に関しましてはさまざまな物議を醸す結果となり、その点に関しましておわびをするところでございます。と同時に、内容に関しまして質疑という観点からは多少逸脱するものがあったということを踏まえ、私がしました総括質疑全部に関して取り消しの申請をした次第でございます。

その点に関しまして皆様のご理解を賜りたく切にお願い申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） ただいま6番、青山議員の発言についてお諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しの申し出を許可することに決しました。

それでは、去る9月9日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算決算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

---

◎議案第54号、議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第1、これより議案第54号、第58号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 総務常任委員会審査結果報告書。

第382回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書。

1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第54号、第58号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第54号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例。

本案は、行政区が主体となり建築し、これまで管理運営を行ってきた二区コミュニティセンターを町が寄附受納の上、公共施設としてより安定した管理運営を確立するため、また、震災により被災した小池会館にかわる第二区東自治会館の新設に伴い、それぞれ町の集会施設として管理運営をするため所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更について。

本案は、議案第54号による町の施設として二区コミュニティセンター及び第二区東自治会館の管理運営に当たり、既決の矢吹町集会施設の指定管理者の指定について一部変更し、第二区行政区を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第54号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第58号 矢吹町集会施設の指定管理者の指定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号～議案第57号、陳情第5号、陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより議案第55号、第56号、第57号及び陳情第5号、第6号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

それでは、文教厚生常任委員会審査結果を報告いたします。

第382回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第55号、第56号、第57号、陳情第5号、第6号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第55号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本案は、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的に成立した子ども・子育て関連3法のうち、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に基づき、改正された児童福祉法の規定に伴い、放課後児童健全育成事業について、国が府省令で定める基準を踏まえ、その設備及び運営に関する本町の基準を定めるものであり、施行の期日については、関係する法律の施行日からとするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 矢吹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

本案は、子ども・子育て関連3法のうち、子ども・子育て支援法の制定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について、国が府省令で定める基準を踏まえ、その施設及び事業の運営に関する本町の基準を定めるものであります。施行の期日については、関係する法律の施行日からとするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本案は、子ども・子育て関連3法のうち、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に基づき、改正された児童福祉法の規定に伴い、家庭的保育事業等について、国が府省令で定める基準を踏まえ、その設備及び運営に関する本町の基準を定めるものであり、施行の期日については、関係する法律の施行の日からとするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。

本件は、国の関係機関に、業務上等の災害により軽度外傷性脳損傷で働けない場合は、労災補償が受給できるような認定基準の改正と、その判定方法の改善や医療機関はもとより国民、教育機関への軽度外傷性脳損傷における啓発、周知の徹底について、意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第6号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書。

本件は、国の関係機関に、これまで行われてきた被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援事業を平成27年度以降も継続実施できるように、その特例交付金制度の継続と必要な財源措置について、意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第55号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号 矢吹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第57号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第6号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎請願第2号、請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第3、請願第2号、第3号を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

産業建設常任委員会より報告いたします。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第382回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢

吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました請願第2号、第3号の審査結果は、次のとおりであります。

請願第2号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する請願。

本件は、国の関係機関に、骨太方針2014並びに新成長戦略に位置づけた農業改革の中止と、家族農業を基本とし、これを支援する諸制度の充実や農業委員会、農協の役割強化等の実現について、意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、栗崎委員から現状では可否の判断ができかねるため継続審査とすべき意見があり、請願第2号は継続審査とすべきものと決しました。

請願第3号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願。

本件は、国の関係機関に、主食用米の需給と価格の安定を図るため、政府の責任で緊急の過剰米処理を行うことについて、意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

初めに、請願第2号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願については、委員長報告は継続審査であります。

これより請願第3号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎議案第60号～議案第63号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案第60号、第61号、第62号、第63号、認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1 予算決算特別委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 第1 予算決算特別委員会審査結果報告書。

第382回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

なお、報告書の1番から6番までは記載のとおりでありますので、ご一読をお願いし割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第60号、第61号、第62号、第63号、認定第1号の審査結果は、次のとおりです。

議案第60号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,794万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,820万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、共同事業交付金329万5,000円、繰入金6,000万円などを減額し、繰越金2億3,312万4,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費1億697万9,000円、共同事業拠出金138万2,000円、諸支出金5,846万6,000円などを増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,464万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,275万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金2万6,000円を減額し、使用料及び手数料218万9,000円、国庫支出金98万5,000円、繰越金5,149万9,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費5,267万7,000円、事業費197万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ156万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億621万円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料48万6,000円、繰越金108万1,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費156万7,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の収益的収支予定額のうち、支出予定額に394万1,000円を追加し、収益的支出予定総額を4億7,017万円にするものであります。

収益的支出補正の内容は、営業費用394万1,000円を増額するものであります。

資本的収支補正予算では、既定の資本的支出予定額に1,220万円を追加し、資本的支出予定総額を2億4,389万7,000円とするものであります。

資本的支出の内容は、建設改良費1,220万円を増額するものであり、あわせて既定の資本的収支不足額の補填財源の一部を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成25年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額102億3,718万8,000円に対し、歳出総額94億4,142万3,000円で、差し引き7億9,576万5,000円の黒字となるが、うち翌年度に繰り越すべき財源として4億5,165万2,000円を差し引いた実質3億4,411万3,000円の黒字決算であります。

討論に入り、加藤委員から、平成25年度決算による経常収支比率は改善しているものの、臨時財政対策債を除いた収支比率は依然と高い数値を示しており、また繰上償還による実質公債費比率の改善もあるが基金の取り崩しなど内部調整による財政運営であること、さらに企業誘致や人口増対策も十分ではなく、町民に寄り添った町政運営とは思えないので反対する意見があった。

一方、鈴木一夫委員からは基金の取り崩しはあるものの、前年に比べ経常収支額が改善傾向にあり、予算が適切に執行されているものと判断します。また、監査委員の意見にもあるように、まちづくり総合計画などに基づいた事業の執行によって実質公債費比率、将来負担比率や実質収支額など、いずれも適正な数値を示しており、適切な手続のもとに予算が執行されたものと認め賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 認定第1号 平成25年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対の立場で討論いたします。

特に、経常収支比率が82.1%かと記憶しておりますが、近年になく非常に良化している数値を示すものでございますが、弾力性は従来よりは増しているというふうに評価できるものの、経験的な数値、経験値でいきますと、町村では70%程度、都市では75%程度、都道府県では80%程度が妥当との見方がございます。

都道府県では義務教育、小・中学校の教職員の給与費、警察官の給与費があるために比率が高くなり、都市

では生活保護費があるため比率が高く、町村ではそれらが無いため低くなるという傾向がある。そういう中におきまして、改善されたとはいえまだまだ妥当な水準というまでにはいかず、今後とも努力する必要があるという観点、また総論的に町のほうでも目指すところは同じでございます。しかしながら、総論と各論があるとなれば、町民に寄り添うという言葉のもとに運営をしていくのであれば今回弾力性を見せた中においては、いま少し企業誘致なり、あるいは税の減化等の町民に寄り添う施策があってもよかったのかという、私が議会にいる中にあっての反省も含め、反対をする次第でございます。

以上でございます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

5番、鈴木議員。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 認定第1号に賛成の立場で討論をいたします。

平成25年度一般会計歳入歳出予算については、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先とし、震災以前以上の活気あるまちづくりを目指し各種事業に取り組み推進した結果が顕著であります。また、財政健全化比率をあらゆる実質公債費比率、将来負担比率につきましても前年比より改善をされております。

このようなことから、平成25年一般会計歳入歳出決算は、東日本大震災や原子力災害の対応に取り組みながら、町民の皆さんの負担が増すことがないように町民に寄り添いながら最大の努力をし、財政健全化に努めた決算内容であると大いに評価ができるものであります。

よって、私はこの認定第1号に賛成をするものでございます。議場の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第60号 平成26年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第61号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成25年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎議案第59号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第59号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

第382回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりでございます。

審査結果を報告する前に、報告書の訂正をお願いいたします。

次ページの議案第59号の最後の部分、委員長採決の結果、「原案のとおり認定すべきものと決しました」と記載されておりますけれども、「原案のとおり可決すべきものと決しました」に訂正をお願いいたします。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第59号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は、次のとおりです。

議案第59号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7億4,950万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億579万2,000円とするもので、あわせて繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税3,361万円、国庫支出金1億5,953万1,000円、県支出金5,584万9,000円、繰入金5,433万2,000円、繰越金8,000万円、町債3億6,190万円などをそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が屋内外運動場の遊具設置等により9,779万7,000円、公的病院運営費補助金等により衛生費6,383万5,000円、デジタル防災行政無線整備事業等により消防費4,593万9,000円、矢吹小学校大規模改修事業等により教育費5億7,242万5,000円などをそれぞれ増額し、社会資本整備総合交付金事業等により土木費5,070万6,000円などを減額するものであります。

繰越明許費の補正については、矢吹小学校大規模改修事業の年度内完了が困難なことから、総額5億6,697万円を翌年度に繰り越すべき事業費として設定するものであります。

地方債の補正では、学校教育施設等整備事業債を追加し、県営農道整備事業債、防災基盤整備事業債及び施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額し、地方道路等整備事業債の限度額を減額するものであります。

討論に入り、藤井委員より、平成26年度9月一般会計補正予算は大きな金額の補正になっている。大部分が矢吹小学校改修の予算である。補正予算ではおかしい。また、当初から地区住民との話し合いが余り進んでいないという声も聞こえ、いろいろな面で改築には懸念が持たれるため反対する意見。

また、青山委員より、滞納整理関係の広域圏への負担金を支出する点について、国保は社会保障であるため、滞納整理に対しケース・バイ・ケースでの議論が必要であるため反対する意見。さらに、小学校改修はスーパーエコスクールではなくとも同じ補助率で1,300数校が耐震補強を行っている。また、地域住民から説明がないという話があった。さらに、ほかの小学校の改修についても横断的に考える必要がある。2年後に中畑小、三神小改修工事が決まっている。それを含めた形でもう一度議論を行う必要があるため反対する意見。

一方、栗崎委員より、大分前から計画を進めてきた経緯がある。子供たちの教育の場であり、安全・安心を確保する意味合いから賛成する意見。

さらに、吉田議員からは、文部科学省が認めた改修であり、安全・安心を考えるとすれば早期に行うべきであるため賛成との意見があり、挙手採決の結果、可否同数のため委員長裁決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額24億5,857万4,000円に対し、歳出総額22億2,544万8,000円で、差し引き2億3,312万6,000円の黒字決算であります。

討論に入り、青山委員より、平成21年から毎年2億円以上も黒字であるにもかかわらず、一般会計からの繰り入れをしている。国保加入者は苦しい思いをして捻出している。一般会計からの持ち出しをしているのであれば、負担者の軽減を図る必要があるため反対する意見。

一方、薄葉委員より、平成25年度決算は前年度と比較して歳入5.5%増、歳出6.4%増となっているにもかかわらず、予防医療のため人間ドックの回数増を行うなど、健康への啓発を図っているとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額11億6,456万1,000円に対し、歳出総額11億1,187万1,000円で、差し引き5,269万円の黒字となるが、翌年度に繰り越すべき財源として109万円を差し引いた実質5,160万円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成25年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額56万8,000円に対し、歳出総額ゼロ円で、差し引き56万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額5億9,353万6,000円に対し、歳出総額5億8,405万4,000円で、差し引き948万2,000円の黒字となるが、翌年度に繰り越すべき財源として840万円を差し引いた実質108万2,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額11億6,235万3,000円に対し、歳出総額11億6,025万5,000円で、差し引き209万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億4,113万7,000円に対し、歳出総額1億4,098万4,000円で、差し引き15万3,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成25年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額4億2,313万7,000円に対し、支出額4億3,287万9,000円で、当年度純損失974万2,000円の赤字決算であります。

なお、当年度純損失については、前年度からの繰越利益剰余金により全額補填の上、残る未処分利益剰余金2,230万円については、全額繰越剰余金として翌年度に繰り越しを予定する内容のものであります。

資本的収支は、収入額1億6,678万1,000円に対し、支出額3億5,088万4,000円で、差し引き不足する額1億8,412万3,000円は、当年度消費税資本的収支調整額と過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填する内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番、安井敬博君。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議案第59号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

本予算平成26年度9月一般会計補正予算、これは7億4,950万6,000円と大変大きな金額となっております。そのうち矢吹小学校の大規模改築のための予算が約5億7,000万円とほとんどを占めておりますが、これを含めまして大変大きな予算であるということ、これは補正予算で扱うには余りにも大きな金額であるということがまず1点であります。

それから、この矢吹小学校の改築、大規模改築に対しましては、地域住民の間からもまだ具体的に内容がよくわからないということも聞かれております。実際に老朽化という点では改築は必要である、子供たちのためにはよい環境で勉強させてあげるといことは私も全くそのとおりであると思っておりますが、今の状況を考えますと矢吹町全体の小学校の教育、今後出てくる三神小学校、中畑小学校などの改築の問題も出てきます。そちらも老朽化しており改築が必要になるでしょう。そこで、矢吹小学校だけではなく同じような改築をされるのかという声も必ず上がってくるものと思われまます。

また、善郷小学校におきましては放課後児童クラブ、今3年生までですけれども、この児童たちの教室が、その日の授業の都合などによって使う教室の場所を探すのが大変だという声が実際に保護者の方からも聞かれております。例えば、矢吹小学校の改築の中でそういった教室も確保してもらえれば助かるんだというような声も聞かれております。

このように、小学校の改築に対しては矢吹町の小学校全体を考えて行くべきではないでしょうか。そういった立場で、今回このような大きな予算で矢吹小学校の改築をまず進めるということはいかかなものかということで、反対をさせていただきます。

また、さらに加えますと、国立社会保障・人口問題研究所の統計、これはホームページでも出ております。皆さんもご承知だと思いますけれども、2013年3月の推計で言いますと、総人口では2005年の1万8,735人の矢吹町の総人口に対して、2015年では1万7,884人の推計、実際2014年現在、8月になってはいますがほぼ同じような数字になっています。そして2035年には1万4,878人、2005年時点の指数を100といたしますと2035年には、約20年後には79.4という数値になっております。

このような人口推移の中、さらに年齢別に見ていきますと、年少人口と言われますゼロ歳から14歳児で見ますと、2005年では2,633人、2015年では2,162人、これが2035年では1,446人、指数100に対して54.9となっています。これはあくまでも推計ではありますが。町の施策もあって人口をふやしたり、またこの人口、全体的に日本国中が人口減少が予想される中で、例えばこの人口の中で町の施策をどうやったらいいか、こういったことも重要になりますので、もちろんそのように人口を減らさないようにするという努力も必要だと思いますが、このような人口の中で果たしてこの規模の改修が本当に必要であるかどうか、これをもう一度地域住民の皆さんにも考えていただくことが必要ではないかと思えます。

まずは、そういったことをもう一度見直すこと、これまでも矢吹小学校の改築のあり方については議論をしてきたということですので、地域住民の間からもまだ十分話し合いが進んでいないという声も聞かれる中でありますので、再度検討を重ねてから改築を進めることが必要ではないかということで、この矢吹小学校の

改修の予算が含まれる平成26年度9月一般会計補正予算に対して反対の立場で討論をさせていただきました。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

6番、青山英樹君。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） それでは、議案第59号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算並びに認定第2号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

同僚議員からもございましたが、議案第59号の一般会計補正予算に関しましては矢吹小学校の大規模な改修が含まれている。その点におきましては、まず1点目としまして、矢吹小だけではなく町内小学校全体のあり方も踏まえて住民の方々の意見を聞きながら検討していく必要があるのではないかと。今後のスケジュールを見ますと、今申しあげました善郷、中畑、三神小学校施設の長寿命化計画の検討というものが平成28年度に計画されておりまして、矢吹小学校の大改修が先になってしまっていると。地区の小学校、矢吹小学校のある地区住民の方々からも、説明が聞かれずに議会のほうで先に決まってしまうのはいかかなものかというようなお話も聞いておりまして、そのいわゆる説明等のあり方に関しての順序にまず疑義が生じるという意味で反対いたします。

また、予算面におきましても小学校の建設に関しましては、大規模改修に関しましては、交付税措置というもので起債に対して国が手当てしてくれるというものに関しては非常に曖昧な部分が多く、臨時財政対策債であれば100%交付税措置というものをなすというふうに申しておりますが、この臨時財政対策債の場合においても平成13、14、15年、16、17、18年と3年ごとに区切っていて、平成28年度までは間違いなくなされるというんですが、その後はわかってこない。それと同様に交付税措置自体も国の財政が安定しないという中にあっては交付税措置さえも見直しをされるおそれがあるということから、予算、そういったものについて再度議論が必要ではないかという意味から反対いたします次第です。

なおかつ、滞納整理組合への持ち出しがございますが、あくまでもその中の1項目である国民健康保険料、料か税かということでの議論もございますが、世界に誇れる日本の皆保険制度を下支えする国保でございますが、これが非常に不安定で1961年に決められた古い制度のもとに今も成り立っており、国から国庫支出されるのは2008年においては1980年の約50%から半減の25%という状況。いわゆる加入者の負担能力が生活実態を把握し負担できる保険料額が課せられるといった仕組みにはなっていないという状況がございます。その上においては滞納整理に送る場合にはやはりケース・バイ・ケースというものを考えていかねばならないという、その2点のもとに、平成26年度矢吹町一般会計補正予算に反対いたします。

なお、今申しあげました国保に関することにあわせては認定第2号に関しましても当てはまることでありまして、やはりケース・バイ・ケースの中にあつては国保料の軽減等について、5年もの黒字経営、黒字額が毎年2億くらい黒字会計で来ているのであれば、資産割の廃止とかそういったものについての努力があつてもよろしいのではないのかというような観点から、認定第2号にも反対する次第でございます。

以上です。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

10番、栗崎千代松君。

〔10番 栗崎千代松君登壇〕

○10番（栗崎千代松君） 議案第59号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をいたします。

白河地方広域市町村圏整備組合の徴収費用分担については、滞納整理課の設置運営に関する費用であり、県南地方の全市町村が一丸となって収納対策を実施するためのものであります。納税は国民の3大義務の1つでもあり、町民の皆さんへの良好な社会保障を含めた行政サービスを提供していくために、とても重要なものであります。その中で、国民健康保険は病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けられるよう、加入者全員で国民健康保険税を負担し、お互い助け合うものであります。国民年金や介護保険等とともに、我が国の社会保障制度の一翼を担うものでもあります。国民健康保険の被保険者負担にかかわる公平性の確保及び社会保障制度維持のため、払えるのに払わない世帯には適切な対応が必要なのは言うまでもありません。社会保障の根幹であり財源でもある国民健康保険税を移管の対象から除外することは、納税に関する規律や倫理観を大きく欠如させ滞納者、滞納額を増加させる要因ともなります。

なお、今回、滞納整理課へ移管されるのは、相談に応じないなどの悪質滞納者であり、病気など特別な事情のある方は引き続き町で対応することとしており、滞納者全てを同一の扱いで滞納整理課へ移管するというものではありません。社会保障を含めた行政サービスの充実のためにも、税の公平性の確保が必要であると認識をしております。

矢吹小学校の大規模改修事業については、矢吹小学校は築45年を経過しており、経年劣化も激しく、今後施設を維持し安全な教育環境を確保するためには大規模改修は急務であります。

こうした現状を踏まえ、これまで町及び教育委員会はこの矢吹小学校大規模改修についてまちづくり懇談会で説明をし、区長を初め地区住民からご意見をいただき、また矢吹小づくり検討委員会を平成24年に設置して行政区区長、地域の方々、そしてPTA関係の方や保護者等を含めた矢小づくりを2年間にわたり検討してまいりました。今回の大規模改修事業については、スーパーエコスクール実証事業をあわせて実施することにより、総事業費の3分の1の国庫補助金及び交付税措置を見込める起債によって、通常の補助事業より有利な73.3%を特定財源として確保することができ、最小限の財政負担で整備できるものであります。

このようなことから、矢吹町の将来を担う大切な子供たちの安全・安心な学校生活の確保、よりよい学校の環境整備は最優先すべき課題であり、また、大規模改修事業の重要性をこの機会に決断したことは大いに評価できることから、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 認定第2号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険特別会計については、平成23年度決算から実質収支額が2億円を超える状況が続いております。

しかしながら、その主な要因は前年度からの繰越金によるものでありますが、各年度とも財源安定化支援事業繰入金等の法定繰入金及び被保険者の税負担軽減のため措置している財源、補填繰入金により国保特別会計が運営されていることから、実質収支額は単なる剰余金ではないものと考えております。国民健康保険は被保険者、社会保険に比べ年齢構成が高いことから、医療費水準が高くなる制度上の課題もあります。本町ではできる限り被保険者の税負担を軽減するため、法定外繰り入れについて継続した措置をとっており、さらに医療費の抑制を図るため特定健診や人間ドック事業の受診勧奨を積極的に推進し、疾病の早期発見、早期治療を促す各種事業に努めているところであります。

このような状況の中、国保財政を安定運営するために望まれる基金保有額まで国民健康保険給付金支払準備基金の積み立てを行い、財政運営の改善に努めた内容であることから、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

12番、吉田伸君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 私は、議案第59号について、賛成の立場で討論いたします。

事実だけを述べます。私は一般質問で、この矢吹小学校について町長のほうに質問しました。もちろん、教育長のほうにも質問しました。おととい、3地区の行政区の方から——矢吹小学校の通学範囲の皆さんの集落です——この方たちから、どうすれば早く矢吹小学校を救ってもらえるように要請をかければいんだと。16日の本会議で決まると思いますので、それは議員の皆さんが決めることですから、どうぞその後決定しましたら、皆さんの考え方で、各集落の皆さん方でどうぞ役場のほうに行ってくださいということだけを伝えております。

そのようにこの小学校は、先ほど同僚議員の方からも言われましたとおり、あそこは43年前ですか、そのときに火災でつくった校舎でございます。皆さんご承知だと思います。その年代にはいたでしょう。

よって、自分の子供とかお孫さんとか、けさほど地震がありましたね。そういうふうな考え方だったらば、私は、通学地域の皆さんは、そういうことを思っているんだと考えております。よって、けさほど、また電話をもらいました。どうぞ、賛成の立場で私は討論していますので、皆さん同僚議員のご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

ここで、会議時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） それでは、ここで暫時休議します。

（午後 3時37分）

---

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

○議長（諸根重男君） これより議案第59号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。  
お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

ごめんなさい、失礼しました。認定第2号でございます。

これより認定第3号 平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号 平成25年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号 平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第8号 平成25年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 以上で、全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 3時52分）

---

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 4時10分）

---

○議長（諸根重男君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） それでは、報告させていただきます。

会期中に町長から提出されました諮問1件並びに議員から発議3件の追加議案が提出されました。また、議会運営委員会及び総務常任委員会並びに議会広報編集委員会の各委員長から、閉会中の会期外付託調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議を行うことに協議が成立しました。

皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程についてはお手元の資料のとおりであります。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に諮問第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、平成24年1月から人権擁護委員に就任していただき、この12月31日をもって任期が満了となります。矢吹町小松249番地5、赤城恵子氏を、再度同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

赤城氏には、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、人権相談や人権啓蒙活動に積極的に取り組んでいただいております。また、芸術文化活動にも積極的に取り組まれ、トールペイント教室を主宰するなど、矢吹町文化協会会員として、あゆり祭運営委員も務めていただいております。今後も引き続き同委員の職務にご尽力いただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（諸根重男君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（諸根重男君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

ここで、同意されました委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 4時16分）

---

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午後 4時17分）

---

#### ◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより発議第7号 軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正と教育機関等への啓発・周知を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第7号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） それでは、提出者の説明を求めます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正と教育機関等への啓発・周知を求める意見書（案）。

「軽度外傷性脳損傷」（略称：MTBI）は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷等により頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、持続する頭痛、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなるなどの多発性脳神経麻痺など、複雑かつ多様であります。本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

2007年の世界保健機関（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷患者の発生は、年間1,000万人に上ると推測されており、今後2020年には世界第3位の疾患になると予測され、我が国においてもその対策が求められるところである。

この病気は、MRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労働災害補償保険（労災）や自動

車損害賠償責任保険の補償対象とならないケースが多く、働けない場合には、経済的に追い込まれるケースも多々あるのが現状です。

特に、通学路での交通事故や柔道の女子の義務化も含め、スポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTB Iを発症する可能性も高くなっています。

交通事故被害救済も、労災認定基準に準拠していることから、労災認定基準の早期改正とともに、画像検査のみに頼らない検査方法の確立が求められている。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1、業務上の災害又は通勤災害によりMTB Iとなり働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。

2、労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。

3、医療機関、学校教育機関等に対し、MTB Iについての啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月16日。

衆議院議長、伊吹文明殿。参議院議長、山崎正昭殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。総務大臣、高市早苗殿。文部科学大臣、下村博文殿。厚生労働大臣、塩崎恭久殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第7号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第7号 軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正と教育機関等への啓発・周知を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより発議第8号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第8号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

8番 大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）。

東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育課題を抱えています。

福島県の双葉地区では、未だに再開できない小中学校が6校あります。また、臨時的に再開している学校の多くでは、実験・実習設備がなかったり、運動施設がなかったりと、教育設備や教育環境が十分に整っていないなかで、教育活動が行われています。

現在も多くの子どもたちが今も県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいます。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいます。特に、仮設住宅や借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境のなかで生活し学んでおります。スクールバスで通学したり、保護者の送迎により通学している子どもも多くいます。

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、平成23年度の国の第1次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から平成26年度までの3ヶ年分の経費が措置されています。この特例交付金により、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われ、高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきました。

福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。

この被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援は極めて重要なものであり、平成27年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援事業の実施が求められている。

よって、国においては、下記事項の実現について、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

記

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月16日。

復興大臣、竹下亘殿。文部科学大臣、下村博文殿。総務大臣、高市早苗殿。財務大臣、麻生太郎殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第8号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第8号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第9、これより発議第9号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第9号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書（案）。

2014年産米は、宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4,000円程度下回る12,000円台（1俵60kg）」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定政策が半減され、米価格変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃は、計り知れないものがあります。

政府は、主食用米から飼料米への転換を、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない状況にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政

策審議会食料部会」で、今年6月末の在庫が2年前に比べて75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められます。

よって、国においては、緊急に過剰米の処理を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月16日。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。農林水産大臣、西川公也殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

以上でございます。

○議長（諸根重男君） これより発議第9号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番、吉田君。

〔12番 吉田 伸君登壇〕

○12番（吉田 伸君） 意見書の案についてお尋ねいたします。

前段2段目、2014年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が前年を4,000円程度下回る1万2,000円台となっております。

もう打ち出されました。福島県の米は、全農の価格が7,200円となっております。ですから、この数字ではなく出てるものですから説得力、矢吹町の諸根議長という名前であれば、やはりそこら辺を、これから出すのであれば入れたほうがいいのではないかと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（諸根重男君） それでは、提出者の説明を求めます。

5番、鈴木隆司議員。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○議長（諸根重男君） 暫時休議します。

(午後 4時38分)

---

○議長（諸根重男君） それでは、再開いたします。

(午後 4時57分)

---

○議長（諸根重男君） 12番、吉田伸君からの発言のあった質疑の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） それでは、議会運営委員会の審査の経過と結果について報告させていただきます。

まず、吉田議員のほうから再度発言を求め、その質問の趣旨を伺いました。現に7,200円という数字が出ているのでもっと強い文章で意見書を出すべきだという意見でありました。それに対しまして、4,000円程度下回るというところと大暴落というところで、その辺はあわせているんじゃないかという意見がありました。また、県内だけではなく全国的な問題であるので、意見書を提出すべきだという意見もありました。

一番の趣旨は、国において緊急に過剰米の処理を行うよう強く要望する、この一点であるということで、出さないよりは出すべきであるという結論に達しましたので、この意見書はこのまま審議を続けると、またその請願書(案)、意見書(案)に対しては部分的な訂正はできませんので、今後の議会で同様の意見書、強い内容の意見書を出すことを検討してはどうかというふうな話が出ましたので、報告させていただきます。

以上です。

○議長(諸根重男君) ただいま委員長報告のとおり、請願については請願の趣旨・内容は変更できないということで、原案のとおり審議したいと思います。

そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(諸根重男君) 日程第10、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付しました資料のとおり、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、議会広報編集委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諸根重男君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、議会広報編集委員会委員長からの会期外付託調

査の申し出のとおりとすることに決しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（諸根重男君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

最後になりますが、このたびの不適切な発言等の経過を踏まえ、一般質問、質疑等の発言においては、相手を侮辱するような発言等は慎んでいただきたい。また、議場内では発言者等の支障にならないよう、議場内での私語や携帯電話等の持ち込み禁止など秩序保持に努めていただきたいと思います。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会、議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第382回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

(午後 5時03分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 27 年 1 月 20 日

議 長 諸 根 重 男

署 名 議 員 鈴 木 隆 司

署 名 議 員 青 山 英 樹